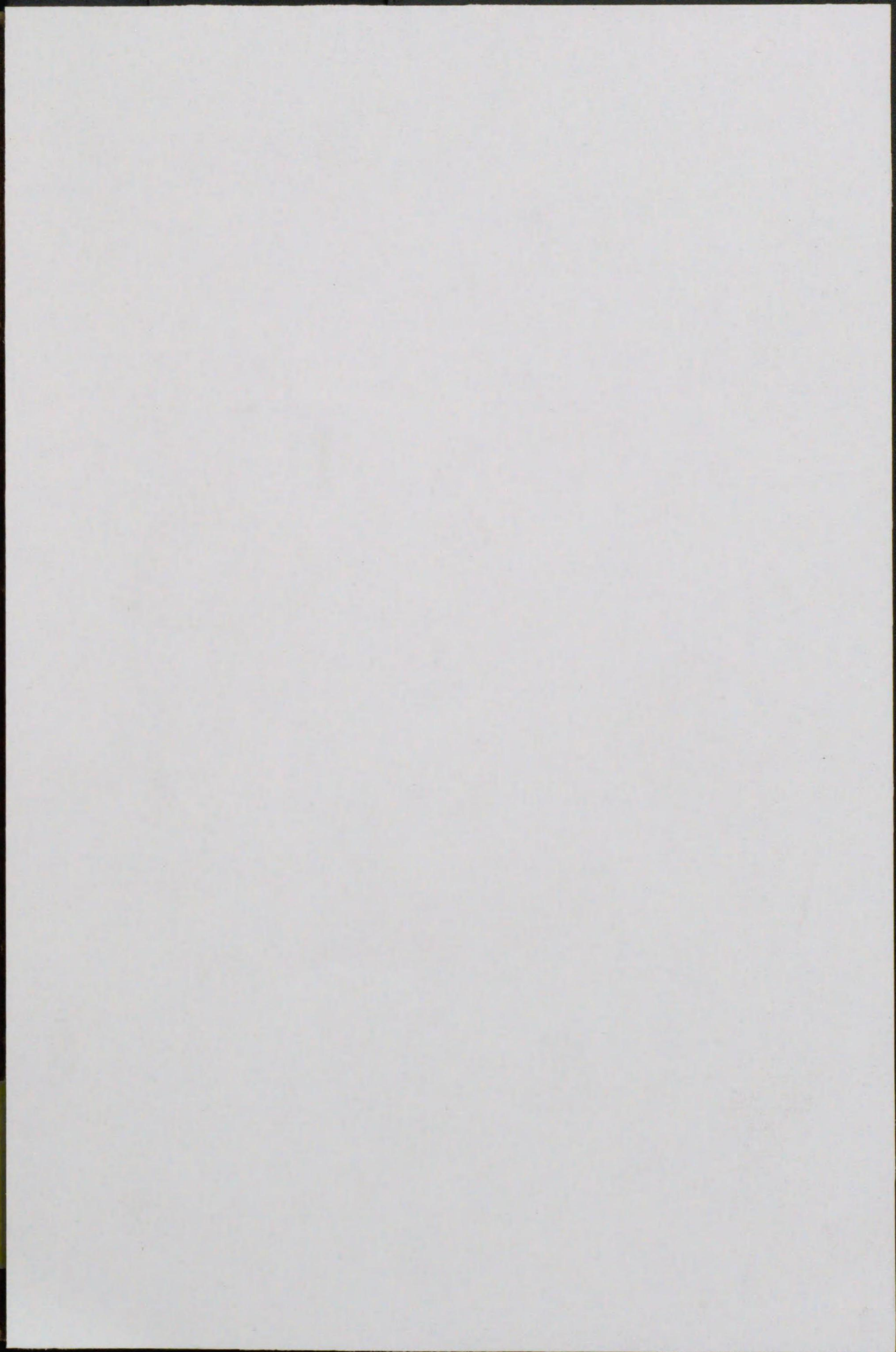



578-221



1200501520717

578
21

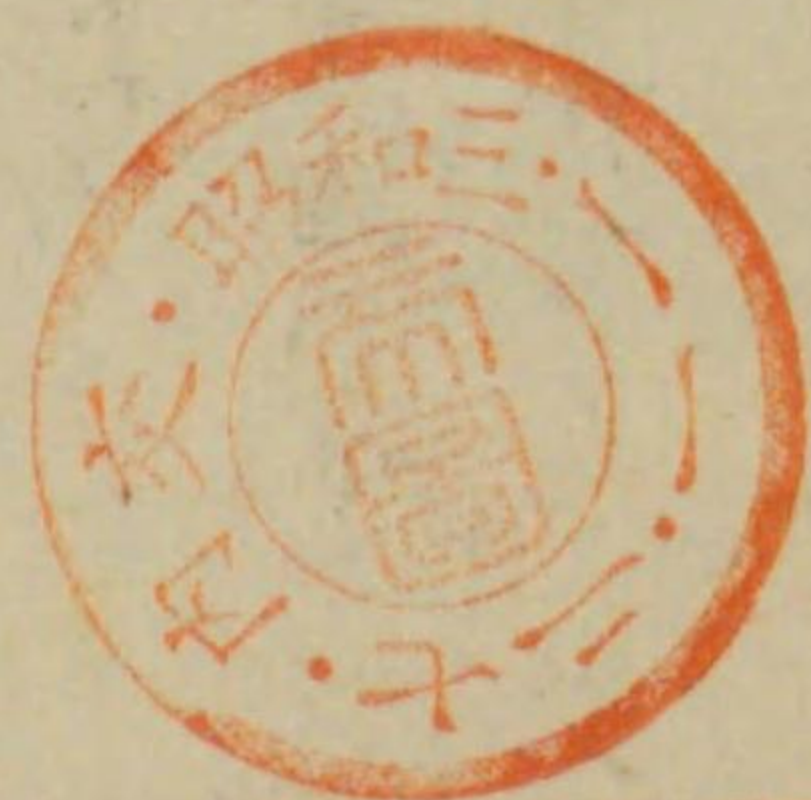




中安信三郎著

北陸の
偉人

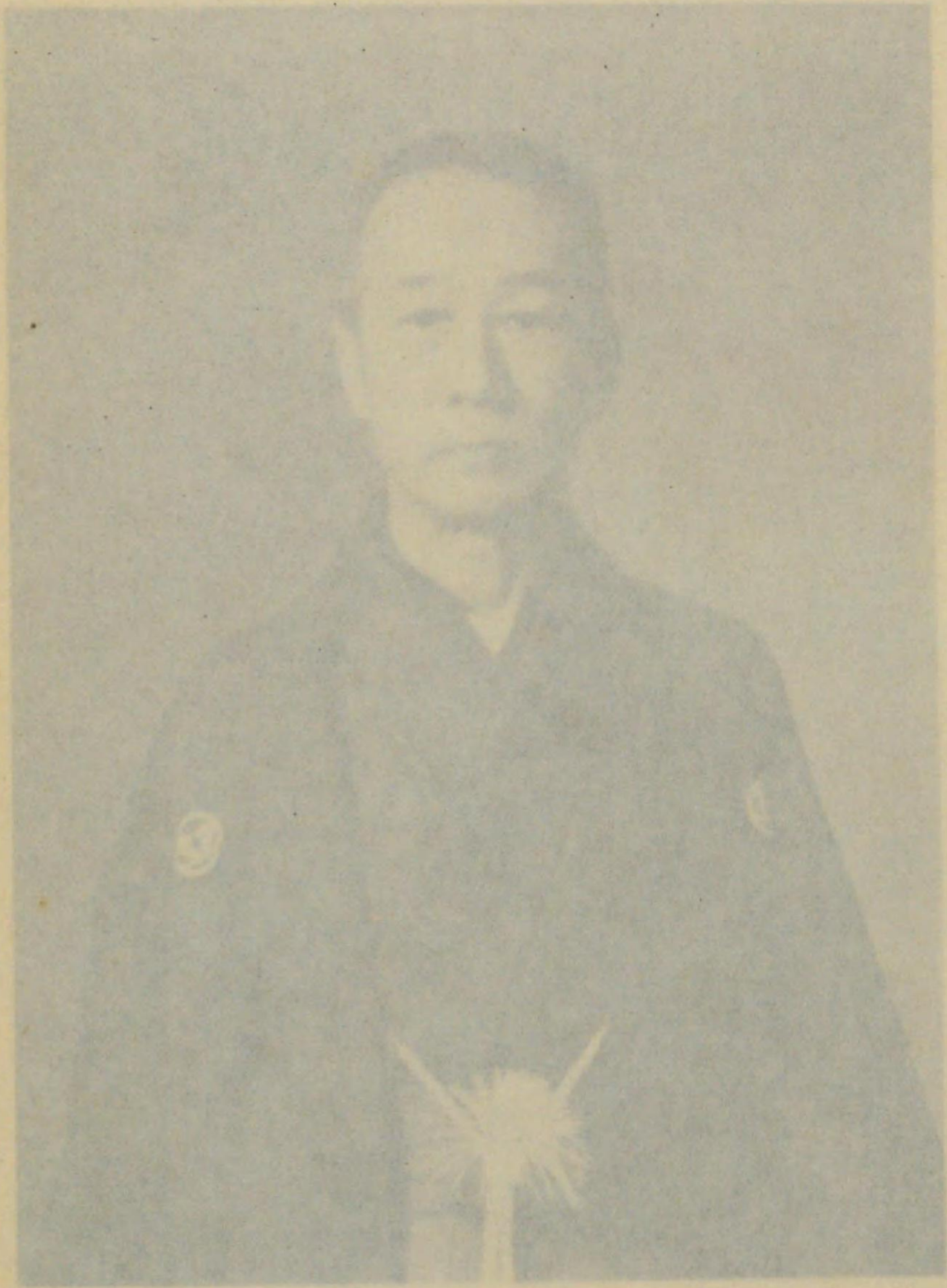
大和田翁



京都

株式會社

似玉堂出版部發行



大 和 田 翁



翁 田 和 大



Vertical text along the gutter, likely bleed-through from the reverse side.

Handwritten Japanese text in cursive style, located in the upper right quadrant of the left page.

Handwritten Japanese text in cursive style, located in the middle right quadrant of the left page.

Handwritten Japanese text in cursive style, located in the lower middle quadrant of the left page.

Handwritten Japanese text in cursive style, located in the lower left quadrant of the left page.

Handwritten Japanese text in cursive style, located in the lower left quadrant of the left page.

何處の 志の 功を 振る
如き 志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る

志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る

志の 功を 振る
志の 功を 振る
志の 功を 振る

性
經
如
始

是清題

新平 敬
子 敬
敬 敬



陰
流
自
然

且
有
友

新平 敬



川子

玉珠



解 既 陸 上 には 陸 軍 部 官 署 等 借 用 大 凡 兵 隊 兵 隊 部 官 署 等
も 兼 行 表 章 には 該 官 署 等 其 陸 軍 部 官 署 等 事 務 課 課 員
書 名 には 田 中 少 将 等 兵 隊 部 官 署 等 陸 軍 部 官 署 等 兵 隊 部
の 官 署 等 借 用 表 章 等 事 務 課 課 員 等 兵 隊 部 官 署 等 兵 隊 部
江 洲 軍 官 等 借 用 表 章 等 事 務 課 課 員 等 兵 隊 部 官 署 等 兵 隊 部
下 部 等 借 用 表 章 等 事 務 課 課 員 等 兵 隊 部 官 署 等 兵 隊 部
等 には 該 官 署 等 借 用 表 章 等 事 務 課 課 員 等 兵 隊 部 官 署 等 兵 隊 部

昭和七年七月十日

大 正 四 年 七 月 十 日

中 央 信 託 局 印
官 山 三 郎 印

578-221

目次

第一回	大和田翁と澁澤翁……………	一
第二回	大和田翁を生んだ社會……………	二
第三回	敦賀は歴史ある貿易港……………	二八
第四回	大和田翁の幼時と其の教育……………	三五
第五回	大和田家に迎へられ養嗣子となる……………	三三
第六回	大和田家の基礎を築き上げる……………	三六
第七回	崇祖の念から先考の銅像を建てる……………	四〇
第八回	養蠶奨励に憂身をやつす……………	五二
第九回	米穀受渡しの悪弊を矯正す……………	五九
第十回	製蕪業の改良に努力し敦賀蕪の聲價を昂める……………	六四

153-833

第十一回	船荷問屋組合を設立す	一七九
第十二回	海防費を献納し黄綬褒賞を賜はる	一八三
第十三回	私費で浦鹽に貿易視察員を送る	一九〇
第十四回	松方藏相に會見敦賀の經濟事情を陳述す	一九九
第十五回	銀行設立の決意堅く準備に没頭す	二〇九
第十六回	大和田銀行の異數な發展	二一六
第十七回	福井の羽二重工業に融資の途を開く	二二五
第十八回	北陸の大都會金澤に進出す	二四四
第十九回	株式組織に改め新築を斷行す	二四九
第二十回	貯金銀行を設け貯蓄を奨励す	二六五
第二十一回	敦賀商品取引所設置の事	二七〇
第二十二回	前田正名氏を後援す	二七九

第二十三回	翁の力を注いだ事業	二八九
第二十四回	敦賀開港の恩人	二九五
第二十五回	浦敦航路の開始に奔走す	二〇〇
第二十六回	ホテルの建設を思ひ立つ	二一〇
第二十七回	第一次の築港に努力す	二二七
第二十八回	朝鮮航路の獨占に成功す	二三四
第二十九回	獸疫檢疫所の設置に苦心す	二三三
第三十回	對岸實業協會の設立	二四四
第三十一回	第二次築港の達成に大奮闘	二五七
第三十二回	築港倉庫會社を守り立て港灣設備の完成に努力す	二七一
第三十三回	敦賀繁榮會の設立	二九〇
第三十四回	臨港鐵道の急設を迫る	三〇〇

第三十五回	敦賀の發展に就いて翁の意見と理想	三二七
第三十六回	敦賀商業會議所を設立し獨力で其の新築を支辨す	三三五
第三十七回	築港完成の爲めに公職引退	三三四
第三十八回	農業振興を論じ農銀設立に及ぶ	三二八
第三十九回	義侠心から大阪生命の整理を受諾す	三二五
第四十回	遠大な理想を以て對露交渉	三七三
第四十一回	災害に方り從容積極的救恤に努む	三九〇
第四十二回	社會公益事業に盡した無數の事蹟	三九六
第四十三回	翁の經歷を大觀して其偉大な精神を偲ぶ	四二六
附 録	大和田翁經歷誌	四三一

はしがき

我國民は神武肇國以來剛健質實の氣風を以て事に當り、義勇奉公の精神を以て終始一貫し、此精神氣風は敬神崇祖の念に胚胎し、發して尊王となり愛國となり、我國體の精華となつて居るのであるが、將來陪々國家の向上進展を期するには、先づ國民の善行を表彰獎勵するにあらざれば、國民精神を鼓舞作興し難いと云つて、大日本國粹會の中安信三郎氏は熱心に善行表彰事業の計畫を進めつゝあり、現に昨年田中内閣の成立に際し、早速其筋へ善行調査機關を設くるの建議をなし、自ら進んで大日本國粹會總本部に於て、諸般の施設を試みつゝあつた。

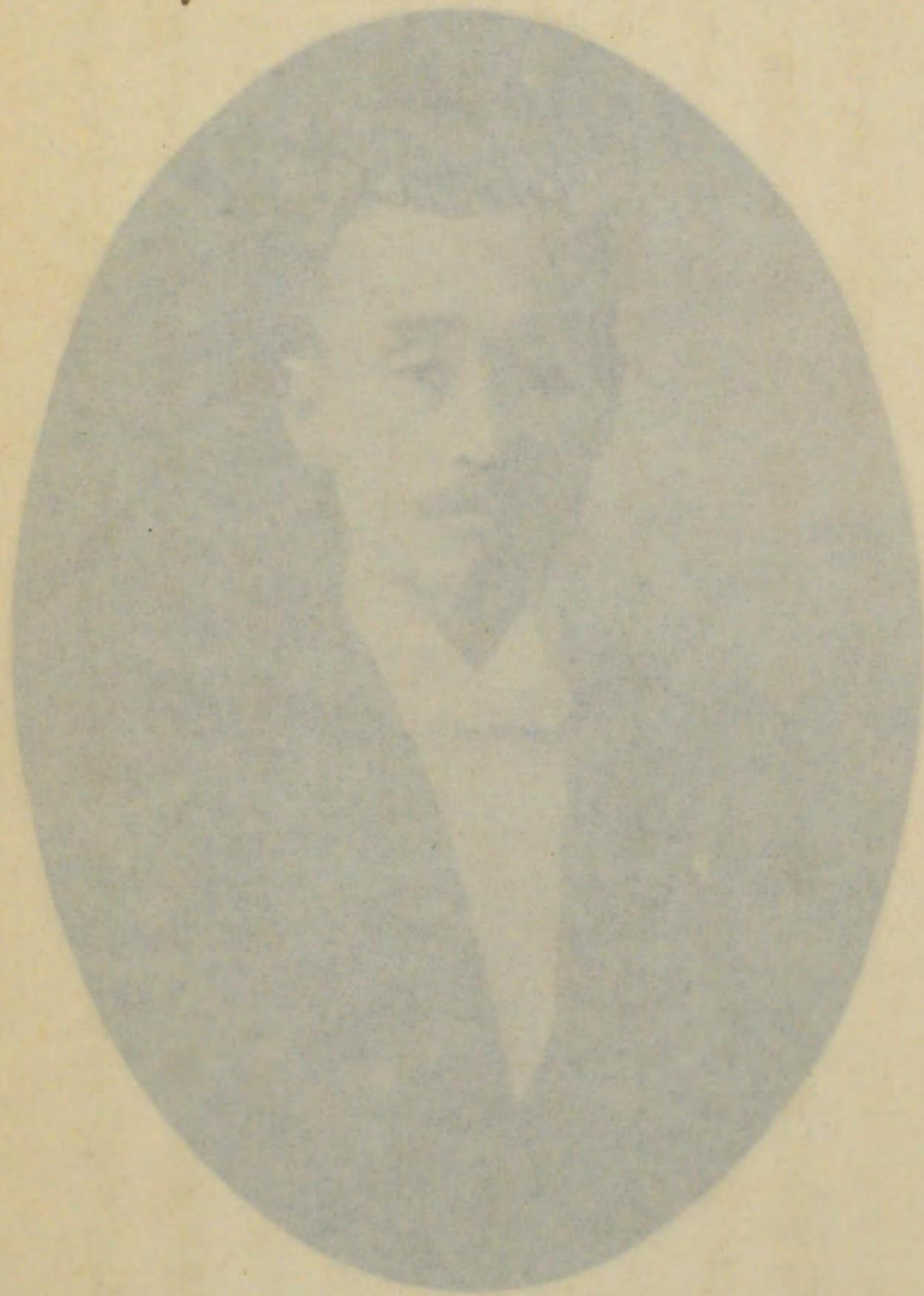
最近其の施設の一端として、全国各地に於ける善行者の事蹟を探り、陰徳陰行の至善なるものを書冊に綴り、之を天下後世に顯彰せんとの計畫を樹てたので、吾似玉堂出版部にては中安信三郎氏に其の出版を引受けんことを冀

ひ、幸ひにして快諾を得るに至つた。其處で中安氏の選定により、第一着に北陸に於ける大和田莊七氏の事蹟を調査す可く、我等は進んで其任務を擔當したが、調査の期日が七月十五日から九月十五日迄と云ふので、甚だ餘日の乏しきに當惑したけれど、此場合躊躇す可きにあらず、先づ大和田氏に會見、調査に便宜を與へられんことを申込み、夫れより倉皇北陸各地を巡つて舊知を訪ね各種の資料を蒐集し、漸くにして之を中安氏に報告するを得た。

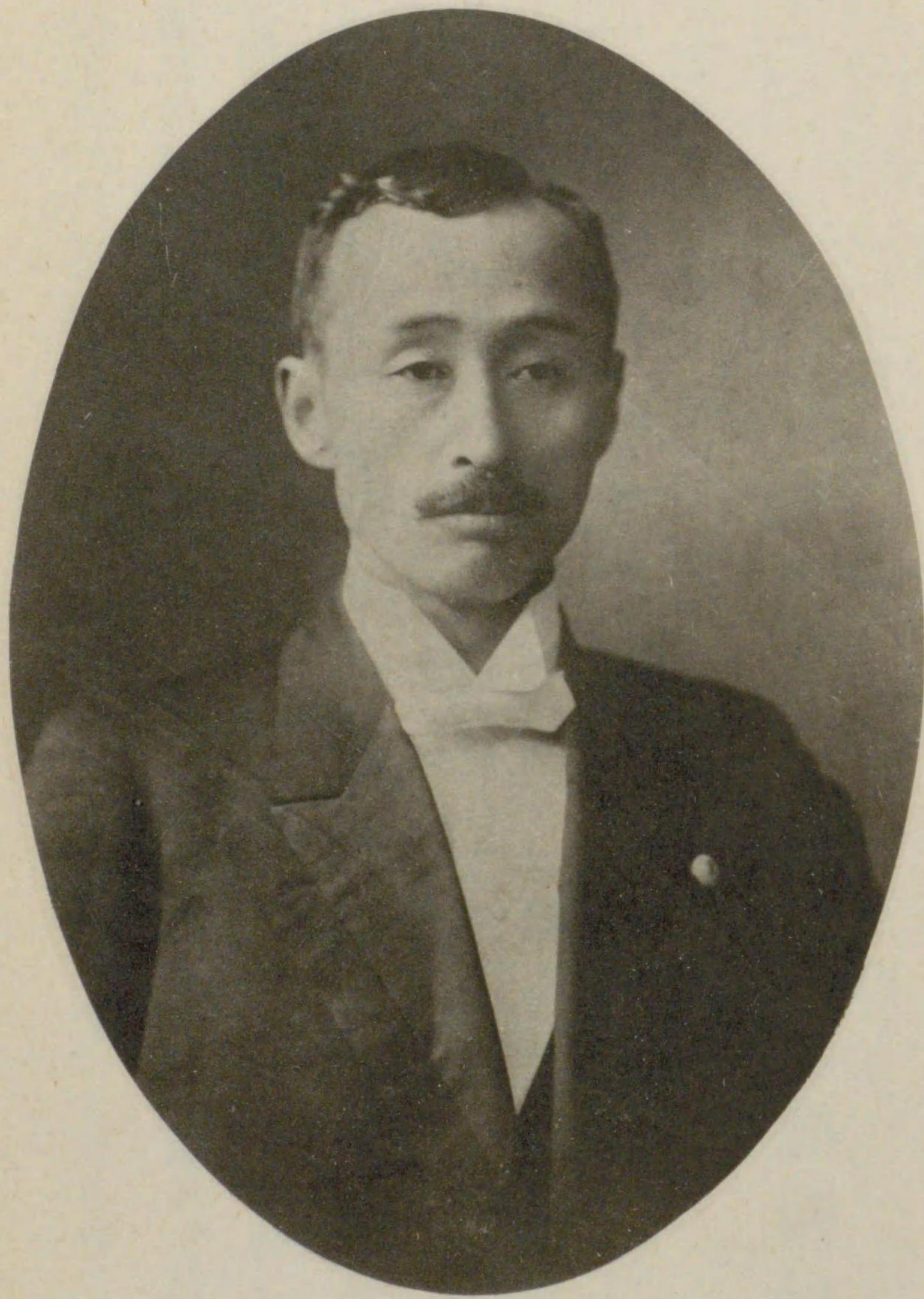
中安氏の此講述は我等の杜撰なる報告によつて編纂されたのであるから、素より大和田氏の偉大なる事蹟を傳ふるに遺漏缺陷あるを免れない。斯は我等同人の責任として寛恕されんことを望む。尙ほ此書の出版に際し我等の調査に便宜を與へられた大和田氏の一族諸氏並に北陸各地の官民有志諸兄に深き好意を寄せられたるを感謝し將來の鞭撻を祈るものである。

昭和三年九月中秋明月の日

似玉堂出版部同人



著者中安信三郎



著者 中安信三郎

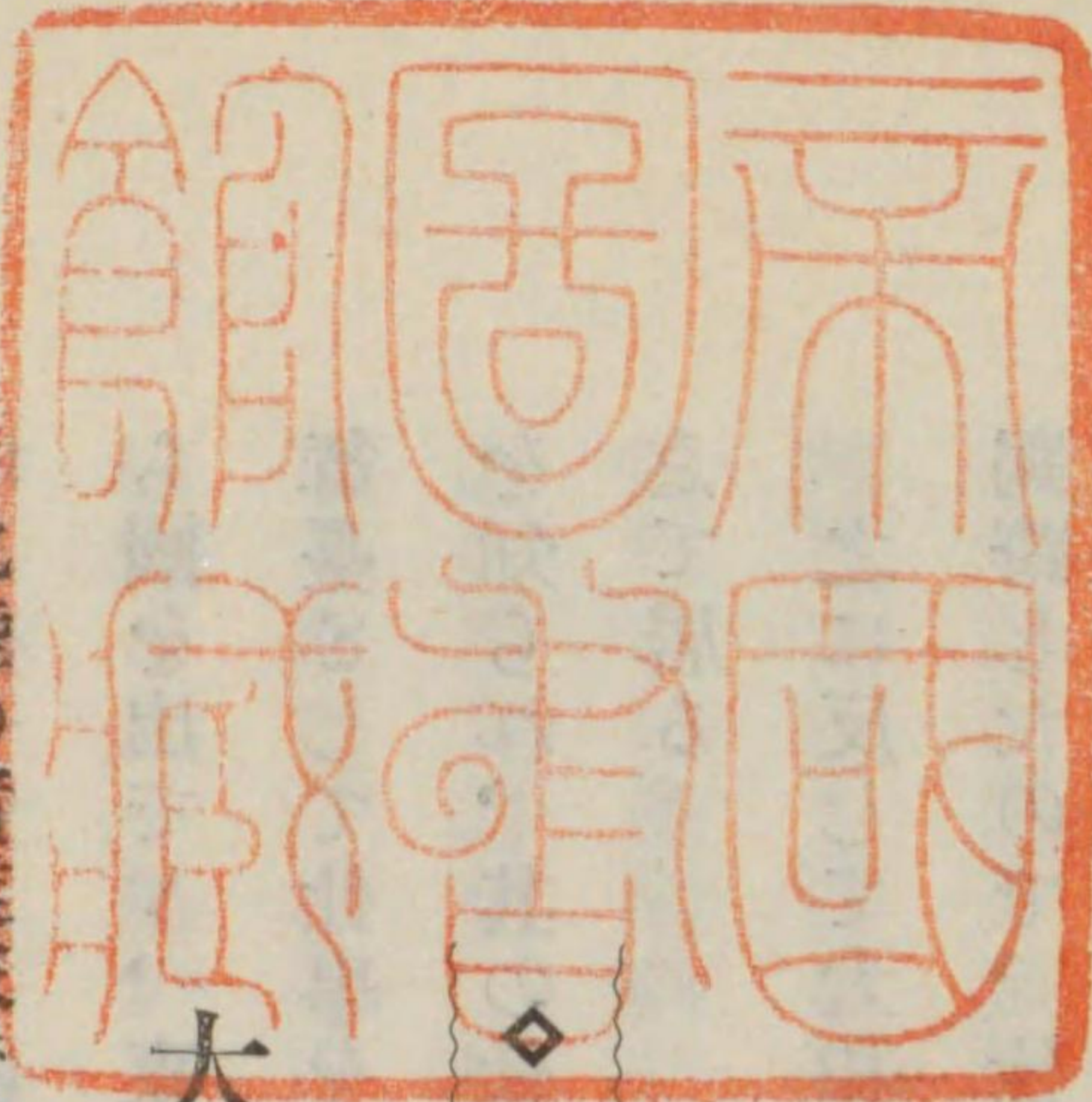
ひ、幸ひにして快諾を得るに至つた。其處で中安氏の選定により、第一卷に北陸に於ける大和田莊七氏の事蹟を調査す可し、我等は是れんで其任務を擔當したが、調査の期日が七月十五日から九月十五日迄を以てしたので、甚だ餘日の乏しきに當感したけれど、此場合躊躇す可きにあらず、先づ大和田氏に會見、調査に便宜を興へられんことを申込み、先づ北陸各地を巡つて蕃館を訪ね各種の資料を蒐集し、漸くにして之を中安氏に報告するを得た。中安氏の此講述は我等の杜撰なる報告によつて編纂されたのであるから、素より大和田氏の偉大なる事蹟を得ふるに遺漏缺陷あるを免れない。斯は我等同人の責任として寛恕されんことを望む。尙ほ此書の出版に際し我等の調査に便宜を興へられた大和田氏の一族諸氏並に北陸各地の官民有志諸兄に深き好意を寄せられたるを感謝し將來の鞭撻を祈るものである。

昭和三年九月中秋明月の日

似玉堂出版部同人

北陸の偉人 大和田翁

中安信三郎講述



大和田翁と澁澤翁

◇ 第一回 ◇

北陸の實業家で天下に名をなした人は澤山にある。安田銀行の創立者である安田善次郎翁、東洋漁船で知られた浅野總一郎氏、船成金で名高い廣海仁三郎君、煙草屋で成功した村井吉兵衛氏、大倉組の大倉喜八郎男、三井の大番頭であつた山本條太郎君、日露漁業の堤清六氏など其の主なる者で、大和

田莊七氏も亦其の一人に數へられて居る。

併し大和田氏と是等の實業家とは、其の出發點を異にし、其の徑路は全く異つて居る。安田、淺野、廣海、村井、大倉、山本等の巨頭連は何れも、皆申し合せたように、郷里を捨てたのか、又は郷里に捨てられたのか、夙くから國を出で、東京や大阪や京都で旗揚げをなし、全く縁故の少ない異郷を舞臺として仕事をしたのである。其の舞臺が良かつただけに、速く世間に名を知られ、其の仕事の範圍が廣く、且つ大きかつただけに成功も目眩しく見えて居る。

之に反して大和田翁は、敦賀の小天地を唯一の根城として、邊陲の北陸に踞踏したので、仕事の分量は却々澤山にあつたに拘らず、或は安田、淺野、村井、大倉氏程に全國的に、名を知られて居ないかも知れぬし、又實際仕事の氣苦勞も、多かつたと思はれるが、其割合に彼等程に、功績を認められて

居ないようだ。之が人間に幸不幸、運不運のある所である。

ケレども舞臺の大小、功績の多寡を以て、其の人物を上下するなどは出来ぬ。近い例では徳川時代に、野中兼山は土佐藩を整理した大人物であつた。熊澤蕃山も備前藩の偉人であつた。二宮尊徳翁は小田原の聖人と云はれたが其の割に全國的に知られて居ないけれども、夫れが歴史的に名高い、幕府の名臣新井君美、堀田正俊、松平定信などに劣つて居たとは思はれぬ。寧ろ小さな所で、小さな仕事を遣つて居る方が、イロんな面倒が多く、其の氣苦勞は却々人一倍かも知れぬ。

大抵の人間は相當の身分になれば、自惚れや誇大心が加はつて、却々ジツト田舎に辛抱して居られなくなり、機會さへあれば都會に、飛び出そうとするのが人情であるが、愛郷心に燃わ、分度を守つて操守堅き大和田翁は、恒に推讓の途を論じ、慢心増長を戒めて容易に、中央に出づることを肯んじな

かつた。大和田翁の人となりを能く知れる今の内大臣牧野伯は、曾つて翁に都會に出で、仕事をせんことを勧めたが、翁は之に對して都會で仕事をする人は、日本中に澤山あるが、敦賀に居て敦賀のため、北陸のため仕事をする人は、自分の外に誰れも居ないと云つて、牧野伯の忠告を聞かなかつたと云ふ話でもある。

大和田翁の事蹟を顧みるに、一ツは北陸で重寶がられた加減もあろうが、餘りに郷土愛に引き摺られて、北陸の小天地に跼蹐した爲めに、一生を通じて大きな損をしたと云はねばならぬ。併し舞臺が田舎にあつたからとて安田淺野、村井、廣海、大倉、山本等と、人間に大小の懸隔がある譯でない。或は其人物、識見、手腕は彼等よりも、遙かに優れて居たかも知れぬ。所が世間では安田、淺野、村井等の事蹟は、夙に人口に膾炙して居るけれど、大和田翁の話は、割合に世の中に傳はらない。是余が爰に翁の事蹟を、講述せ

んと思ひ立つた所以である。

○
大和田翁は青年時代に理想として、學者になりたいた念じつゝ、修養を積んで、中途據所なく實業家になつた人である。富豪になるなんか夢にも考へず唯天分に安んじつゝ、自然に富豪になつた人であるから、安田、淺野、村井氏等とは全く志望、性行、思想、歩み方を異にし、強いて其の類例を求むれば、澁澤榮一翁に能く似たタイプの人と云つて良い。澁澤翁は恒に人倫五常の道を説いて、人に道德と營利の兩立す可きを諭し、其の人格の高邁にして識見の時流に超越せる、所謂士塊商才の巨人として、天下に知られて居るが大和田翁は丁度北陸の澁澤翁と云はれ、其の人となりを味へば味ふ程、敬服す可き點が多い。

大和田翁は敦賀と云ふ土地に、燃ゆるが如き愛情を湛へ、恰かも慈母が愛

兒を勞はるるように、終始一貫敦賀の爲めに働いた。嘗に敦賀ばかりではない福井や金澤や北陸全土を天祿の地として、其の開發の爲めに絶へず心配をして居た。公共心の非常に熾烈な翁は、銀行や取引所の事業を進めるに當つても、恒に公共の利益、地方の繁榮と云ふことが其の主眼で、自家の私利私益は殆んど頓着せない程であつた。之が確かに安田、淺野程に成功せなかつた原因と云はれて居るけれど、夫れが翁の短所であつたと共に、亦其の長所であるところを認めねばならぬ。若し人間が單に營利の活動機關に過ぎないとするれば、翁の如き半ば道德家で、半ば愛國者である鶴的實業家は、餘り讚美す可き人でないかも知れぬが、物質、精神の兩面を有する人類社會では、翁の短所を却つて歓迎せない譯に往かぬ。

澁澤翁は社會心が發達し過ぎて、道德や人情に拘泥するので安田、淺野程に大きな金儲けをせなかつた。財力の點では大倉、高田にも遙かに劣つて居

るが、其の天下に聞へた令名と、社會的地位、信用は誰よりも抽んで、居る澁澤翁と同じ歩み方をした、大和田翁は夙に勤儉力行を奨め、荒蕪を開き、窮民を救ひ、利源を興し、宛然二宮尊徳翁の再生を思はしむるものあり、其の心術其の篤行敬慕す可き點が多い。之を彼の營利の一點で成功した安田、淺野氏等と比較して、其の大小長短を論ずるは、決して宜しきを得たものと云はれない。殊に近來は民心惡化して奇矯過激の論多く、澁澤、大和田翁の如き思想、行動を傳ふるにあらざれば、實業界の惡風潮を防止する能はざるに於てをや。是余が大和田翁の事蹟を傳へんと決心した所以である。

○

大和田翁は敦賀に根據を構へ、北陸を天祿の地として、其の仕事に没頭して居たけれど、決して天下國家のことを、我關せず焉とすまして居たのではない。前田正名翁が日本全國を行脚して、實業獎勵を叫び五二會を興すや、

大に其の舉を賛成して極力之に後援を與へ、前田氏に財政上後顧の憂なからしむる爲め、北海道に前田製紙會社を作り、大資を投じて熱心經營する所あつた。

又翁は敦賀の發展と云ふ點から考へたのもあろうが、露西亞のことに非常な注意を拂ひ、熱心に其の國情を研究し、夙に私費を以て視察員二名を西比利亞に派遣し、明治二十八年頃には既に、チャント西比利亞の事情を知悉し居り、遠大な對露貿易策を樹て、浦汐斯德に支店を設置する迄になつて居たが、日清戦争や遼東半島還附事件で中止したけれど、依然對露問題には熱心で、或は敦賀、浦汐航路を開始せしめ、或は敦賀の商業學校に露語科を併置せしめたり、或はホテルを作つたり、公園を設けたり、日露兩國の交通往來には、大變な便宜を與へて、國民外交の實行的模範を示して居る。若し露西亞が今日のように、赤化共產國とならず、日露の國交が圓滿であつたなら

露國通のオーソリチーである大和田翁は、對露事業に於て日本第一の成功者となつて居たであらう。

露西亞許りでなく朝鮮に對しても、拮据經營百年の計を樹て、或は山林事業に放資し、或は鮮牛の輸入を圖るなど、海外發展には恒に意を用ゐて怠らないで居る。今日の政治家で國家の爲めに働いて居ると、自稱する人は少ないが、政府の給料を貰ひ國家の資財を費つて、國家の爲めに働くは當り前のことであるけれど、大和田翁の如く全く個人の身分で、自費を以て自己の資力の續く限り、國家の爲めに働いて居る人は、之を偉人とし大に顯彰せなくてはならぬ。

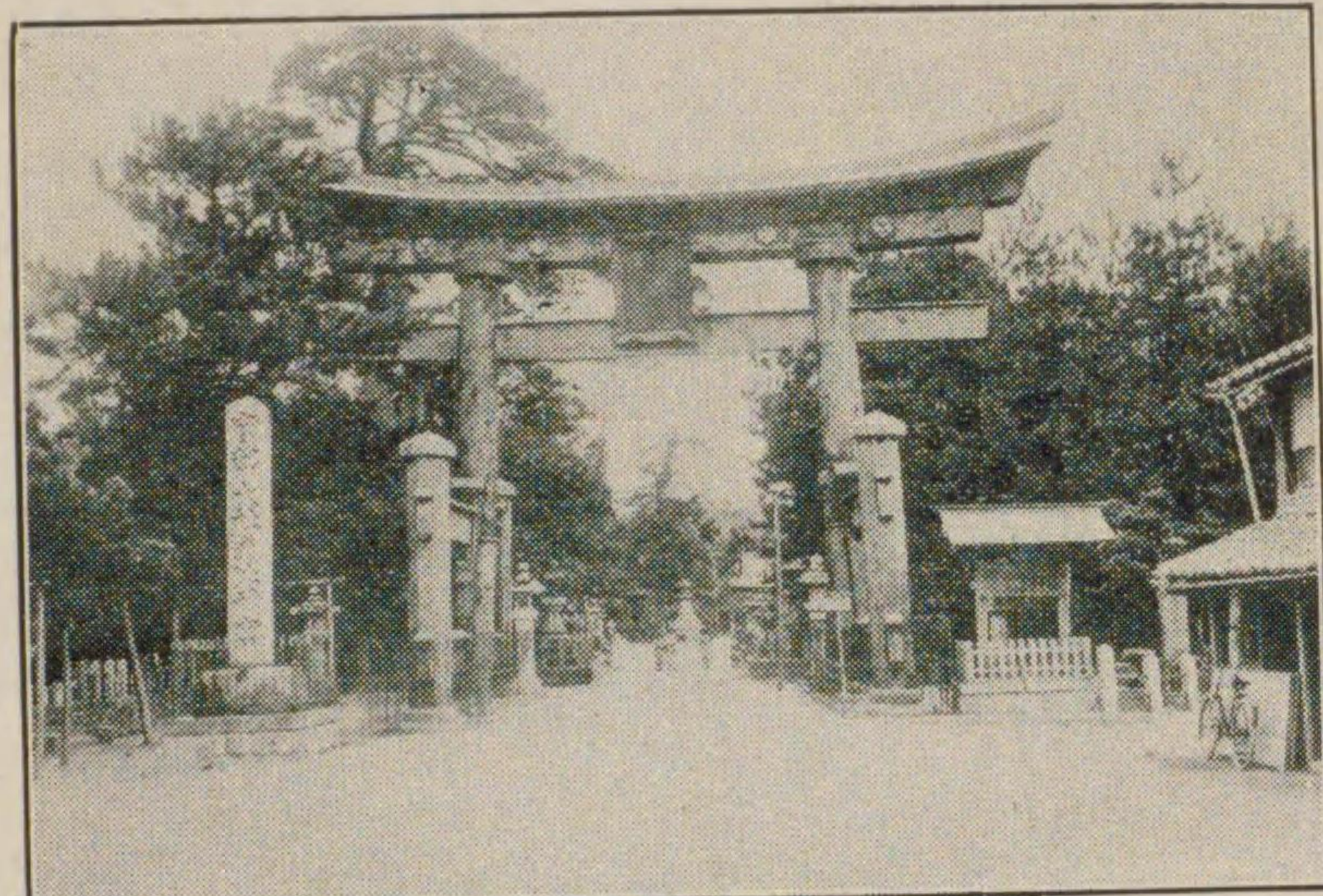
併し大和田翁は人爵を喜ばず、官廳から顯彰せらるゝを避けて居るから、斯う云ふ人格者には別に、社會的に顯彰の途を取らなくてはならず、其の途を求むれば、翁の事蹟を闡明して後世子孫に傳へ、其の功勞を國民に周知せ

しめ、淳風美俗を作興せしむるが捷徑で、是余が翁の事蹟を記述せんと決した所以である。

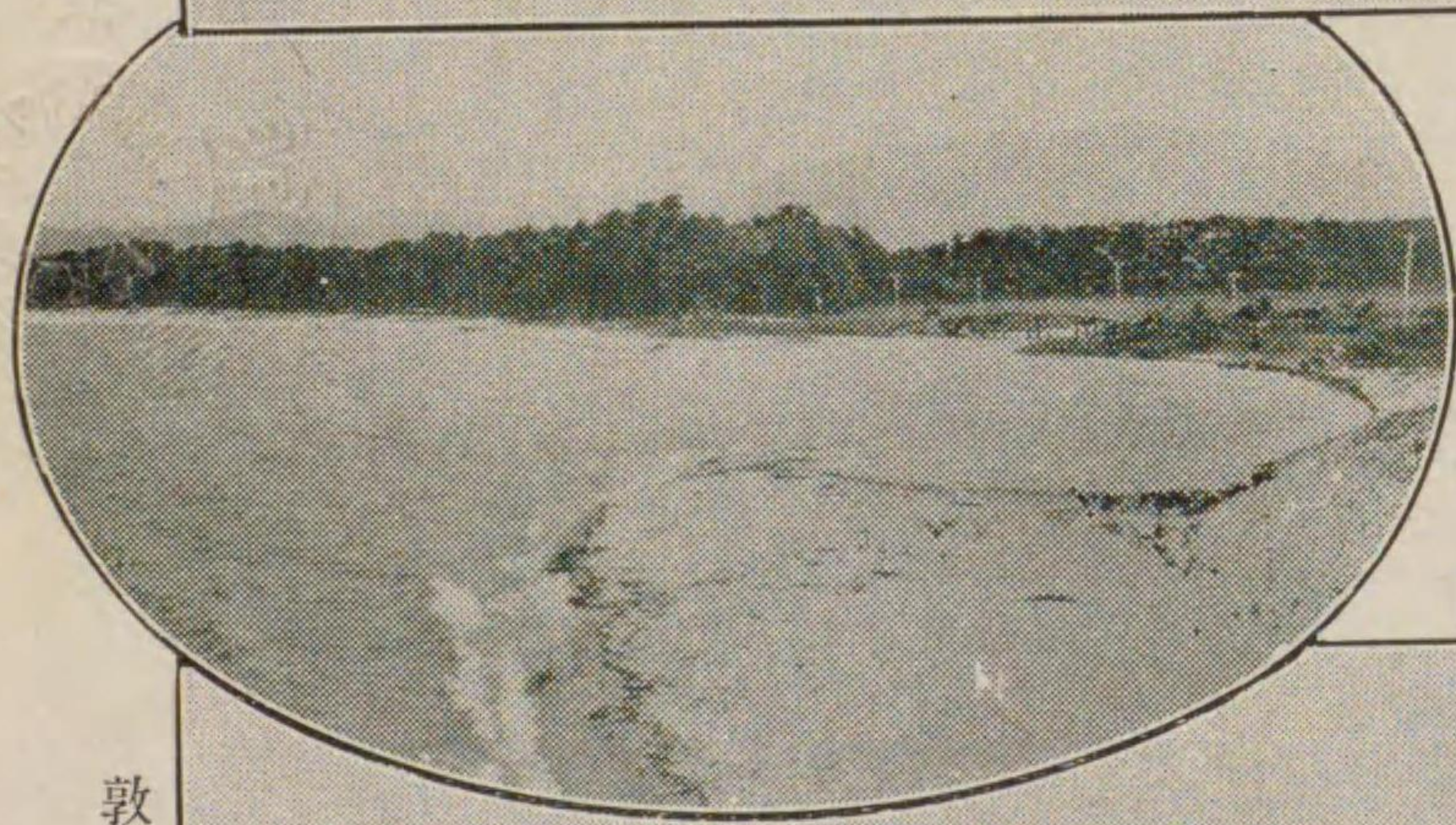
而して余の善行表彰事業は、獨り一大和田氏に限つた、小規模のものではない。苟くも社會に鴻益あり、地方の富源を拓き、國家の進運に貢献し、然かも其の功蹟の煙没して、世間に多く知られない偉人は、如何に草茅に隠れて、社會と没交渉になつて居ても、其の過去の事蹟を調査し、之を天下に顯彰せんと欲するので、既に着々諸般の準備を進めて居る。蓋し此事たる、國家の發展に資すること大なりと深く信ずるからで、單に一大和田氏の爲めに妄りに文辭を弄するものと、誤解するなきを望むのみ矣。

易 經

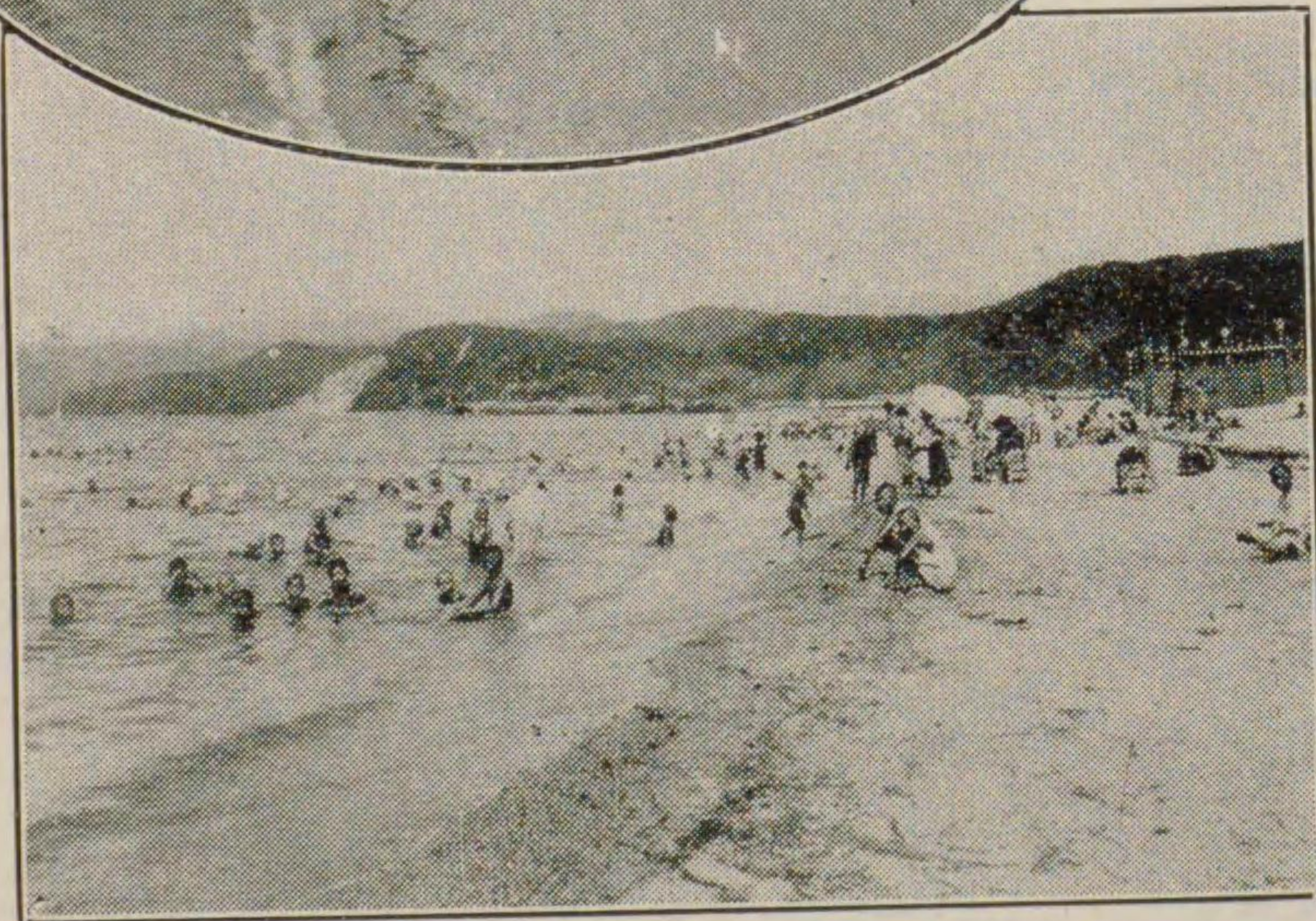
積善之家。必有餘慶。積不善之家。必有餘殃。



官幣大社氣比神社



松原公園の遠景



敦賀町の海水浴場

◇◇ 第二回 ◇◇

大和田翁を生んだ社會

凡そ人の此世に生れて大宇宙に生活を始め、臆て一人前の人間となり、社會に活動をするに至るは——誰れも踏む途であるが——決して桃太郎のように偶然に母の胎内から飛び出し、偶然に大きくなると云ふのではない。精神的にも物質的にも、父母祖先から社會及自然の種々な感化と影響を受けて、完全な一個の人格を形成するに至るのであるが、大和田翁は安政四年に生れたと云ふからには、先づ以て當時の社會事情を探り、翁は如何なる時代の所産物であつたかを明かにせねばならぬ。

安政四年と云へば幕末に頻し、尊王攘夷の論喧かまびしく、物情騒然天下の人心

恟々たる時であつた。是より先嘉永六年六月、米國の水師提督ペルリーが、軍艦四艘兵卒五百人を率ゐて、突然浦賀に來り開港貿易を強要した。外國のことを何も知らぬ幕府は、寢耳に水を浴びたようにスツ大變と驚き、恰かも怪物的の夷狄が、江戸近く攻め寄せたかの如くに、上下大騒ぎをした。今日から見れば想像の附かぬ、馬鹿らしい話してであるが、人文開けず蒙昧の世の中では、小兒が案山子に怯へて物を云はぬようなもので、敢て怪むに足らぬ。其處で幕府の老臣は大評議の末、一廉の名案を出した積りで、姑息にも一寸逃れに『事重大なり容易に答ふる能はず、請ふ明年長崎に來り命を待て』と回答した。之でモウ浦賀には來まいと安心して居たが、豈計らんやペルリー提督は前約を履んで翌安政元年正月、再び軍艦七艘兵員六百人を率ゐて、浦賀に來り談判開始を乞ふた。幕府は只管延期を求むるも、彼之を聞かずして曰はく『本國我等に命するに江戸に往き、樞要の人と相議す可きを命す、

希くば速かに其便を計れ』と、幕府は何とも仕様なく、依つて横濱を引見所とし、談判の末條約草案を作り、十八ヶ月の後施行するを約した。翌々安政三年には、ハルリス米國總領事として下田に來り、將軍に謁見を乞ふたので、乃ち江戸城に引見し、幕吏及ハルリス等協議の上貿易章程十四款を作り、諸藩に命を降して可否を審議せしめたが、誰れも答ふる者はなかつた。獨り當時聰明叡智の聞へ高く、勤王の志篤き越前藩主松平慶永春嶽公は、命に應じて鎖國の宜しからぬことを説き、宜しく朝廷の允許を受けて之を決定せよと建策せられた。誠に堂々たる議論である許りでなく、當時越前藩は朝廷及幕府を動かす勢力を有し、國民を指導する立場にあつたのである。

大和田翁の生れた安政年間には日本に取つても、將た又越前に取つても、最も多事多端の時代で、安政二年には江戸の大地震あり、水戸の兩田と云はれ

た藤田東湖、戸田忠敬之に震死し、續いて將軍の繼嗣を定むるの議論起り、朝廷、幕臣の間には此國家の難局に臨み、勤王の志深き慶喜公を將軍の嗣子とし、水戸の齊昭公後見たらば、天下安堵す可しとの意見最も有力で、越前藩主松平慶永侯、薩摩藩主島津齊彬侯等之を支持し、民間の志士勤王家皆之に同じ、越前藩士橋本左内、梅田源二郎、薩藩士西郷吉之助、長藩士吉田松蔭其他頼三樹三郎、梁川星巖等頻りに朝廷幕府を往來し、世子論の貫徹を期して居た。

併るに安政五年、十三代將軍家定遽かに薨じ、井伊大老局に當るや、暴虎馮河の勇を振つて慶喜世子論を唱へた越前藩主松平慶永侯を始め、尾州慶恕侯、水戸齊昭侯等に退隱を命じ、一ツ橋侯の登營を止めて將軍の喪を發表し續いて當時僅かに十三才の十四代將軍家茂公を擁立し、遺命と稱して田安慶頼公を後見役とした。此暴舉は甚だしく朝廷の意に反するものとして、廷臣

の立腹を購ひ越前、水戸、薩長其他民間志士の憤激を招き、速かに井伊大老を斥け一ツ橋慶喜を、將軍に代へよとの密勅さへ降るに至つた。

其處で井伊大老は極端な對抗策を執り、所謂安政の大疑獄と稱せらるゝ大捕縛を行ひ、京都で鶴飼吉左衛門、吉田松蔭、梅田源二郎、頼三樹三郎其他の名士數十人を捕へて江戸に護送し、江戸では橋本左内、日下部伊三郎等十數人の志士を捕縛、片端から斬殺を行ひ、越前藩主松平慶永、水戸齊昭、尾張慶恕等に禁錮を命じ、慶喜を閉門蟄居せしむるなど、所謂恐怖政治を行ふたが、餘りに惡辣苛酷であつた爲めに、此反動政治は水戸志士の激昂を購ひ翌年には櫻田事變起り、井伊大老は三月飛雪滿天まんの中に「岩かねもくだかざらめや武士の國の爲めにと思ひ切る太刀」の一聲と共に、果敢なくも其の首を打ち取られた。

一體幕末の歴史を飾り天下の政治を左右した、大立者は水戸と越前の兩藩

で、當時薩摩や長州、土佐は兩藩の尻に附いて、仕事をしたに過ぎぬ。兩藩主が聰明の人であつたことは云ふまでもないが、藩士には有爲の人物多く、天下の人材を集めて兩藩を重からしめて居た。藤田東湖、戸田忠敬は水戸人材の筆頭で橋本左内、鈴木主税、矢島錦助、中根鞆負、梅田源二郎等は越前若狭の錚々たる人物であつた。殊に橋本景岳は識見透徹神智靈覺湧くが如く流石の西郷南州も一世の大偉人であると激稱し、水戸の武田耕雲齋も東湖死して後、東湖ありと云つた程の人物である。是等兩藩の人物は安政年間に死んだり、殺されたりして仕舞つたので、兩藩は幕末の舞臺から除けものにされ、花形役者たるの地位を薩長二藩に取られて了つた。

若し安政の大疑獄起ることなく、切めて西郷南州の師範役たる橋本景岳にして餘命を保ちなば、越前藩は維新の舞臺に立つて薩長以上の働きをなし、明治維新の歴史に赫々たる功績を樹て、藩内の人物も樞要の地位に置かれて

驥足を伸べたる可きに、空しく井伊大老野心の犠牲となつて、蹉跎頓挫一敗地に塗れて、全く維新歴史の落伍者となつたのは、惜む可きの極みである。

夫れから局面は幾變轉して公武合體となり、攘夷の勵行となり、文久の政變となり、長州征伐となり、王政復古となり、關東征伐となり、明治元年新帝の御即位と共に車駕東幸となり、維新革命の大團圓を告げたが、越前藩は何れの舞臺にも携はらず、政局に全く没交渉となつたのは、後年大和田翁が官界に入る志を絶つて、民間で孜孜々實業に努め産を興したと、何等の因縁關係なしとは云はれぬ。翁の生れた前後の在らゆる變化は、翁の之を知ると知らないとに拘らず、總べての機關を通じて翁の成長、思想、進退に大きな影響を及ぼしたことは争ふ可からざる事實で、翁の事蹟を知らんとする者は一通り、是等社會の事情を究めて居らねばならぬ。

敦賀は歴史ある貿易港

大和田翁の生れ、生涯を通じて今猶ほ住んで居る所の敦賀は、越前の南端敦賀灣の奥にあつて、東西南三方は山で圍まれ、北は海に面し、灣内水深く天然の良港として、日本海に第一位を占め、昔から歴史的に名高い土地である。其の沿革をザット述べると、今より大凡そ二千年の大昔、崇神天皇の時代に朝鮮任那國の皇子都奴賀(ツヌガ)阿羅斯等此地に來り、大和の都に朝貢した後、爰に永住したので角鹿(ツヌガ)と云ふ地名を賜はり、元明天皇の和銅年間に敦賀と改字せられ、奈良朝に及んで「つるが」と訛傳し、夫れ以來ズツト此名稱を存して居る。

歴史には仲哀天皇の御宇に、天皇も皇后も此地に行幸せられたと書いてあり、行宮を筒飯宮と云ひ、現在の氣比神宮境内は之に該當するそうだ。而して仲哀天皇の皇后とは、有名な神功皇后のことで、天皇崩御の後新羅を親征し給ひ、進んで高麗、百濟を降し、所謂三韓を平定せられたので、敦賀と三韓との貿易は俄然勃興の氣運に向つた。之は三韓と敦賀とは海を隔て、相對し、敦賀から宮城の所在地である近畿に至るには、琵琶湖を経て水運の便あり、彼我の交通便利なる爲めであつた。聖武天皇の時代には、渤海の朝貢使も亦此地に來たので、今の松原に客館霽景樓を建てられた程である。

南北朝から徳川時代に及んで、敦賀は京阪と日本海諸國との聯絡地に衝れる爲め、今日の下の關の如く、商業は却々殷盛を極むるに至つた。殊に當時は日本海から馬關を経て、大阪に達する所謂西廻り航路が開かれなかつたので、北陸、奥羽の公領米は一旦敦賀に回漕し、陸路近江の海津に運び、夫れ

から水運で天津より京都、大阪に輸送するの外途なく、此輸送量は年百萬俵にも達したと云はれて居る。

其の後敦賀の商人吉田屋某と云ふ者、非常な危険を冒して西廻り航路を開始し、之に倣ふ者續々と起つたので、北國米は大阪に直航するに至り、敦賀の繁昌は一頓挫を來したけれど、之より先松前貿易の發達するあり、敦賀は依然商盛を維持した。松前貿易と云ふは北海道貿易のことで、之は敦賀に隣接せる近江商人によつて開拓されたものである。近江商人は天秤棒を肩に掛けて全國を跋渉商利を漁つたが、彼等の一部は遠く松前、江差方面に行商し内地品を賣つて海産物に代へ、之を自國に送つて巨利を博し、北海道貿易を壟斷したものである。

近江商人の此貿易通路は、恒に敦賀を利用することによつて行はれ、此貿易は年々繁盛を加へて、敦賀商人も亦漸次北海道貿易に、手を染むるようになった。現に寛政年間幕府が蝦夷地を直轄するに及んで、敦賀商人は幕府の命を受け蒔、繩、草履、草鞋等を納むるに至り、爾來蒔、繩等は敦賀唯一の産物として、今猶ほ引續き北海道に輸出せられ、年額五十萬圓を算するは、當時の庇蔭であると云はれて居る。

天然の良港と云ふ以外に、何等の人爲的施設なき敦賀は、時勢の變化に伴ふて著大の影響を被り、朝鮮の貿易も渤海の通商も、何時しか大阪に奪はれ唯一の得意とした北海道貿易すら、漸次他に吸収せられ、殊に明治維新後は敦賀の商勢更に振はず、表日本の發展と共に、裏日本の通商は、倍々衰微を極むるに至つたが、明治六年敦賀に敦賀縣を置かれ、俄かに越前三郡と若狹一國の主都となつた爲めに、一時景氣を回復したけれど、間もなく之を廢され蜉蝣の夢は永く續かなかつた。

明治十三年三菱汽船會社は、日本海に定期航路を開き、往復敦賀に寄港す

ることになつた結果、始めて大形定期汽船の出入を見るに至り、敦賀に文明の新空気を齎らしたが、之と共に時の政府は軍事上、琵琶湖と敦賀との聯絡の必要なことを認め、敦賀鐵道の建設に着手起工し、明治十七年に長濱敦賀間の鐵道開通し、續いて此鐵道は東海道線に聯絡、京阪に直通するに至つたので、敦賀は海陸の交通機關備はるに至り、殊に裏日本に於ける唯一の鐵道起點として、北陸、山陰、北海の物貨は輻輳し來り、一躍四通八達の要港となつた。

此時分から大和田翁は敦賀の發展の爲め働くようになり、所謂公人生活を始めたので、大和田翁と敦賀の盛衰消長とは、離る可からざる關係を有するに至り、翁の事蹟を述べれば、敦賀のことも能く分るから、爰には詳述するの煩累を避けるが、大體敦賀と云ふ所は、天然の良港と云ふ以外、特有の物産があるでもなく、資本家が澤山住んで居ると云ふのでもなく、實際餘り取

り得のない土地なのである。凡そ何れの國でも單に天然の良港と云ふ一點で之に伴ふ必要の諸機關が備はらずして、其土地の發展せるものは見當らない而して必要の諸機關とは、築港、倉庫、銀行其他貨客の通過と利用に至便を與ふる施設の完備を要し、是等の機關充實せなければ港灣の價値は零なのである。現に天然の不良港であつたものが人工的に發展し、夫れに壓倒された例もある。

夫れから敦賀が青森、函館、門司、下之關、長崎、鹿兒嶋のように、陸上鐵道の終點となつて居れば、人と物貨とは據所なく爰に乗降するであらうが、敦賀はそうでなく、北陸に山陰に鐵道は延長されるれば延長されるだけ、貨客は此地を素通りして、繁昌が忽ち取渫はれて仕舞ふのである。即ち問題は鐵道の通じない所と交通の路を開き、敦賀を日本の基點又は終點たらしむるに在るのだ。

日本海に於て鐵道の通じない所と云へば北海道を除いては對岸の西比利亞か朝鮮の外に何も無い。恰かも露國極東の海港たる浦沙斯徳とは海一重を隔て、遙かに相對し、日本より最捷路に當るから、敦賀は此通商を以て立脚地とするの外ない。朝鮮の北海岸に對しても同様の利益を享有して居る。之が大和田翁の敦賀に對する發展策で、五十年一日の如く其の實現に努力し來つた。敢て成敗利鈍は問ふを要せず、唯翁が終始一貫人事を盡して、天命を俟まつの心事を諒とせねばならぬ。

曾子曰。可_レ以_レ託_二六尺之孤_一。可_レ以_レ寄_二百里之命_一。臨_二大節_一而不_レ可_レ奪也。君子人與。君子人也。

(論語泰伯)

◆◆ 第四回 ◆◆

大和田翁の幼時と其の教育

大和田翁莊七氏は安政四年二月十一日、由緒深い敦賀町の一角旭十三番地山本家の邸内に始めて呱呱の聲を揚げた。乃ち長兄を弦ツル次郎と云つたから、鶴龜もぢに振つて父は翁に龜次郎と命名した。而して父は山本九郎左衛門、生母はお雪と云ふ人で、母は翁を生んだ後間もなく病氣の故を以て山本家を去つたから、始めは他へ預け子となり、其後父が後妻を迎へたので、繼母の手によつて育てられたのである。山本九郎左衛門氏は女七人、男二人併せて九人の子福者で、翁は其の末子に當り、一家は之と云ふ不足もなく裕福に暮して居た方であるが、何にせよ九人も兒童があつては、家庭の騒々しかつたこと

は想像せらるゝのである。

大和田と稱するは養家の姓で、翁の實家たる山本家の先祖は山本勘介の末孫で元龜、天正年間江州小谷に立籠つて永く信長、秀吉を苦めた豪傑淺井長政の老臣で、淺井家没落の後浪人となつて越前に入り込んだが、淺井長政は信長、秀吉の敵ではなかつたけれど、却々の豪傑で臣下にはエライ人物多く、殊に長政の三人娘は絶世の美人として秀吉、京極高次、徳川秀忠などに嫁したから、淺井の殘黨は割合に取り立てられて、再び世に出る者多かつた。

山本家の先祖も越前侯に取り立てられ、三千石の大祿を頂戴し、敦賀に大きな屋敷を構へて、一時却々羽振りを利かしたものである。其後越前侯が半知行となつて敦賀は若狭の小濱藩に、所領替へをせられたので、お抱へ者は家祿奉還となつて、子孫は數代三十人扶持を惠まれたが俄かに苦しくなつたので、名を九郎左衛門と改め、町醫者となり、亞で藥種商となつて、襲名連

續當代九郎左衛門氏に至るまで、十二代目の家柄であつた。父は清廉潔白の人、正直で規律正しく慈愛にも深かつたが、繼母は嚴格の人で、小兒の躰けを喧間しく云つた方である。

翁は誕生後間もなく他家に養はれたことゝて、乳不足の加減か成育遅れ、抵抗力の弱い蒲柳の質となつて、潑刺たる元氣の腕白小僧ではなかつた。併し温順しい裡にも聰明伶俐一を聞いて十を知るの風あり、近隣の父老に尋常人ならずと云はれて居たが、曾つて四五才の時、長兄弦次郎氏と街路に遊んで居た所、通りが、りの易者が翁を見て、此兒は他日大に出世をする人相を顯して居ると云つたので、爾來父九郎左衛門氏は翁に大なる期待を持ち、常に一族に之を話したと云ふエピソードもある。

敦賀は波荒き北海に面し、朝夕に吹き來る潮風は人の皮膚を刺して、如何に纖弱かよわい兒童と雖も、自然の感化を受け海國的豪壯の氣象を植附けられずに

は居られない。翁が後年海運業を經營し北海道の産物を取扱ひ、大膽な商略を運らしたのも、幼時の見聞習性が之を然らしめたこと云ふ可きである。翁の幼時は今詳しく聞き質す途なきも、大體父は翁を柔弱者とし醫師の勧めで野外の遊戯を事とし學藝を強ひず、十四五歳頃迄は自然の成育に一任して、深き干渉を加へざりしが如く、爲めに蒲柳質な割合に、健全な成長發達を遂げたようである。翁の教育は寺子屋式で七歳より十歳迄であつた。夫も病身で休み勝だから、何も修めて居なかつたとも云へる。只十一歳の頃或教師に就て、半歳計り算術を習つた。夫れが嗜好となつて、遊藝感の趣味で其算術丈を獨學し、遂に和算の蘊奥を究めたこと云はれて居る。

此間に世の中は、走馬燈の如く移り變つて、夙くも明治維新となり、明治六年に至つて、敦賀縣の設置と同時に、敦賀にも小中學を兼ねた、就將學校と言ふ正式の學校が出来た。當時翁の健康が可なり勝れて居たので、試みに

此學校に入學せしめたが、年長けて本が讀めず、他の幼童に輕侮せらるゝので、俄かに假名附き本を求め、自宅で獨習して稍々尾行が出来た程である。夫れに力を得て更に、一步進んで彼等を取り越すには、文字を覺るにありとし、假名附本によつて自宅で、夜中一生懸命に、四書と五經を素讀したから、數月の後には容易に彼等を抜く事が出来た。然かも身體には少しも障らなかつたのは、全く負けず嫌ひの緊張からであつた。之を見た時の學長長井徹明氏は、天晴の邁進振と激賞し、父に謀り其の承諾を得て、學校の時間後自宅の塾で、勉強せしめることにした。夫れからは學校と塾と自宅とで専ら中學程度の國文、漢學を學んだから早くも國史、外史、政記、十八史略、史記、資治通鑑等に精通したと云はれて居る。當時の私塾は輪講法と云ふて、學生の自習獨學を獎勵したので、今日よりも學力の優れて居たことは勿論、私塾の先生は一般に精神教育に重きを置き、殊に眞面目で行狀正しき、長井

徵明氏は後に内閣書記官となり、内閣の辭典だと云はれた程の學者であつたから、塾生の教育には却々意を用ひ、就中翁に對しては特に目をかけて、指導を怠らなかつたと云へば、翁の人物修養は此時播種せられたと云つて良い。

翁は幼時から算數の道に特別の興味を持ち、物を數へることに不思議な天才を有して居たから、長ずるに従ふて此技能は倍々發達し、夙に洋式の算術をも覺へて居たが、當時正則的代數書の刊行なかりしより、ロビンソン氏の代數原書が、東京南校で直譯されたものを借り受け、謄寫して研究し、更に進んで幾何や三角術、微分積分、航海、天文等の高等數學を解し、一廉かきの數學者になつたので、遂に理學者にならんと志願を起し、之が青年時代に於ける翁の唯一の理想となつたのである。

其の翌年に至つて學校の規則が改正せられ、下等八級を四ヶ年に小學程度

とし、上等八級を四ヶ年に中學程度として、一ヶ年に春秋二回の試験で、前後八ヶ年の半ヶ年修業となつたが、生徒の望みによつて、一時に何級でも受験が出来る自由教育であつた。其處で翁は三ヶ月間の修養で、先づ小學程度の下等八級から、一級迄を一度に受験して及第した。次の試験で上等八七六の三ヶ級を、其次の試験で五四三の三ヶ級を、其次の試験で二級一級を受験し、一ヶ年半で上等全科を卒業したのであるから、以て頭腦の明晰なことを察し得可く、由來翁は天才肌の學者で、若し學者となるの目的を達して居たなら、或は今日の大和田翁よりも、天下の大學者として更に一層名聲を轟かして居たかも知れぬ。

學校を出てからは、豫ての志望を達し、理學者になるは、東京に遊學するの外途なしとし、頻りに父に其の允許を求めたけれど、父は容易に之に應じなかつた。元來山本家には男子として長兄弦次郎氏と翁と二人あるのみなれ

ば、何條父は此控へ柱を遠く東京に放すことあらん、全く出来ない相談であつた。其處で翁は唯一の理想信念が空しく父の偏愛によつて達せられないことを歎き、日夜怏々として樂まず、僅かに好きな數學の研究に没頭するを以て獨り悶々の情を慰めて居た。

二、樂軒入道歌

世を祈る君が心のまことには

内外の神も恵みそふらん

◆◆ 第五回 ◆◆

大和田家に迎へられ養嗣子となる

日本の青年殊に教育を無視する、昔の若い者は案外早熟性を帯びて、大抵十七八才になるとソロ／＼性的慾望に刺撃され、魔道に墮落し、放逸に流れるものであるが、大和田翁は一種の變物と云はれたゞけ、獨り超然として學術研究に熱注し、品行端正道徳堅固であつたから、敦賀の模範青年として近郷町村の父老に好評嘖々、山本の龜次郎はエライ者と云はれて居た。其處で此區に住する大和田莊七氏は翁の人物に傾倒し、窃かに其の一舉一動を探ること數年、確かに前途見込みのある人物で、大和田家を相續せしむるには、此人を措いて外に誰れもないと見抜いた。

當時大和田莊七氏にはます、たかと名づくる姉妹二人の大切な娘あり、莊七氏は翁を此姉娘ます子に配せんと欲したので、愈々其の決心動かす可からざるに至るや、山本九郎左衛門氏に翁を養嗣子に、貫ひ受けたい旨を申込んだ。此意外な交渉を受けた山本家は、二人の男子あるのみなれば、無論翁を他家に出すことを好まなかつたし、翁も亦商人となつて生涯を營利に没頭するは、甚だ潔しとせなかつたから、此相談は容易に煮わそうにもなかつた。所が飽迄翁に惚れ込んで、翁以外に人なしと見て居る大和田莊七氏は、手を替へ品を替へ、山本一家を口説いたので、流石一徹の父九郎左衛門氏も、澁々之に應ずるに至り、人を見るに敏なる大和田莊七氏は翁の心中を察して、他日妹娘に養子を迎へた後は思ふ存分勉學せしむ可しと固く約して、他愛もなく翁や、山本家を丸めて了つた。

之が他日東京遊學の宿望を擲ち、折角學者となるの志望すら、斷念するの

餘儀なきに至り、思ひも寄らぬ實業家となつて、一生を了らなければならぬ運命の發端とは、神ならぬ身の分ろう筈なく、此婚約調ふと共に直ちに、翁は大和田家の人となつて、明治十一年五月に入籍、翌十二年十二月に莊七氏は退隱したので、忽ち戸主となり家督を相續し、明治十四年翁は二十四才、姉娘ます子は十七才に達したので、盛大な華燭の典を舉げ、之より一家は琴瑟相和し、明治二十年六月父名を襲ふて大和田莊七と呼ぶことになり、父莊七氏は豊方と改名した。

敦賀に大和田の姓を呼ぶ者は澤山あるが、本家は大和田莊兵衛と云つて、今猶ほ存する連綿たる家柄の素封家である。先代の莊七氏は矢張り敦賀出身伊東吉右衛門氏の長男で、是亦傑出した人物であつたが、十三才から大阪へ丁稚奉公に遣られ、在らゆる辛酸を嘗めて、商業の本場所で腕を鍛ひ上げ、立派な人物となつたから、大和田本家で深く前途を囑望され、伊東家の相續

は自分が引受るとて、當時飛ぶ鳥も落すと云ふ同家の懇望には伊東家も、辭み兼ね之に應じて莊兵衛氏の令妹に配し、分家して船荷商を營む意嚮の下に本家に入籍養子となつたのであるが、分家してまだ商賣もせぬ前、不幸にして令妹は死亡したので、全く孤立となつて大和田莊七と名乗り漸くにして一家を創立するに至つた。始は細々木綿商を營み、二三年の後、大和田家の姻戚である村田彌兵衛氏の娘を後妻に娶り、船荷問屋を營みて成功した。

先代莊七氏は機敏豪膽な人で、商略駈引に妙を得て屢次大膽な思惑を試みた。殊に神佛の崇拜者で在らゆる神社佛閣に大和田家の名を記入した手拭や燈籠を寄附し、人に大和田家の存在を知らしめた如き其の一例で、之を翁が努めて地味で賣名を避け、投機的思惑を嫌ひ、要慎深く着實堅固の遣り方は、全く其の類を異にし殆んど性質の上に霄壤の差あり、斯くも氣質の違つた人が、意氣の合ふたと云ふことは不思議の現象であつた。

先代莊七氏の後室即ち翁の養母に當る「しげ」と云ふ婦人は却々の女丈夫で先代莊七氏を助けて一家を切り廻し、細心の注意を拂つて子女を擲育し、翁を貫つてからは蔭になり陽になり翁を庇ひ、實子同様の慈愛を垂れたので、翁も深く恩に感じ、元來が正直で家業に忠實、孝心の深い翁のことであるから、一家は常に和氣藹々春風の如くであつた。之は固より先代夫妻の賢明にして、翁に對し慇懃懇切な爲めであつたらうが、翁の忠實、勤勉にして、我慢な人でなかつたことも其の原因をなして居る。何となれば妹娘たか子に度々養子を迎へたけれど、商人たる技量なしとて全く夫妻の氣に入らず、屢次破鏡の嘆を見たのでも、翁が尋常の人でなかつたことを窺知されるのである。

一家仁、一國興_レ仁。一家讓、一國興_レ讓。一人貪戾、一國作_レ亂。

其機如_レ此。此謂_二一言債_レ事、一人定_レ國。

(大學曾子)

大和田家の基礎を築き上げる

翁は大和田家に入つてからは、一日も速く豫ねての志望通り、東都へ遊學せしめられんことを祈り、只管理想を夢みつゝ、學問の研究にいそしんで居たが、先代莊七氏は妹娘に婿を迎へたら、學問に凝るのも宜しいが、本家の主人として分家の商賣の監督は、永久に遣つて貰はねばならぬ。苟くも人の監督をするには、丁稚の所作から段々階級を踏み上げて、一通り商賣の途に通曉せなくては、決して出来るものでない。故に當分は我慢して店員の順序を踐んで、一生懸命商賣に従事せよと、理の當然を説かれたので、翁は反對す可き言葉もなく、始めは讀書しつゝ、商賣に勉強出来る積りで居たが、先代

莊七氏曰く「大商賣人の駈引は實に談笑中の機微に存するのであるから夫を學ぶべく當分は新聞紙をも讀まずに觀て居つて呉れ」と云はれ、遂に祿々書冊も讀めなくなり大に困まつて居た。

其内に翁は戸主となり、先代莊七氏は黒幕の人となつて、商略を運らして居たが、翁は戸主として重大の責任を感じ、先代が大膽な思惑を試みる時は、ハラ／＼と惧れを懷き、若し破産にでもなつたら大變だと心配して居た然るに此心配は杞憂に了らずして、明治十八年先代の北海産物に對する積極的思惑は不幸見ん事、其期待を裏切つて暴落又暴落、一度に貳萬數千圓の損失を招くに至つた。當時の貳萬餘圓は今日の五拾萬圓にも相當し、大和田家に取つては却々の痛手で、殆んど資産の半分以上をスリ一家顔色を失ふた。其處で翁は深く前途を慮り、之を再び繰返すことあらば、忽ち破産の不幸に陥る虞なしとせず、實に大和田家の浮沈は、此一舉にありとし、先代に進

言して、投機の危険なるを論じ、苟くも資本の半分以上を失つた場合は、根本的に一家の方針を革むるの要ありとし、大革新の急務を説いたが、翁の議論は堂々たるものであるけれど、翁を小僧視せる先代は、青二才が何を云ふかと云ふ見幕で、之を吐り附け翁の意見を容れなかつた。夫れが爲めに翁は約五ヶ月間、實家に退いて時の到るを待つた。偶々親族の仲裁で頑固一徹な先代も、内心は疾くに同感であつたので、先づ翁より謝して年末に歸宅せしめた。其の翌年の早春、先代が自發的に翁の希望と同一の改革を實行したので、大和田家も安泰に復して今日の盛運あるに至つた。翁の改革と云ふのは當初の約束であつた商賣に當るべき妹の養子が、今に思はしからずとせば、據所なく素志の違ふ翁が代つて營むの外ない。其處で翁が商賣を引受くることすれば、既往の経過に鑑み、大和田家の安泰を基礎として、最小資本を活用して商品を澁滞せしめず、正直で堅實親切に船荷問屋委託賣買等に勵精し、

全家の生活費迄も、此營業中に負擔せしめて、従事者を緊張せしむる方針の許に、商機は一切を翁に委任すると共に、此商資以外の財産は確實な方法で利殖し、精々社會奉仕に務めて貰ひたいと云ふにあつた。之によつて先代は商資本として、翁に壹萬圓を渡し一家の世帯を専任させたので、翁は努めて投機的思惑を避け、細心に所定の遂行に邁進しつゝあつた。

斯かる堅實な遣り方でも相場の變動激しき時には、商機を見るの明さへあれば大儲けはあるもので、明治二十二年の商品暴騰の時に、堅實の内にも回轉法を策して大に圖に當り相場は昇天の勢ひで、ドシ／＼騰貴すると共に瞬く間に數萬圓の収益となつた。殆んど先代の大損をした額よりも、多く利益を見たので、先代は大に喜ばれたが翁は之は本當の儲でなく、只値が上つたので之を賣りて後、相場が下れば、始めて儲かつたと云へると答へた。先代も其の道理ある言葉に感服し夫なれば時を見て賣るべしと云はれ、其後悉く

品物を賣つて了つた尻から、相場が下つたので、翁は確實に莫大の利潤を博し、滅切り大和田家の財産を増殖した。

翁は人に對して懇切丁寧を極め、約束を重んじ取引に粗略がないから、對手方は翁を信すること篤く、又部下に對しては思ひ遣り深く、寛大にして餘りこせつかないので、使用人も信服して其の責任を盡さんと努め、商賣上に恒に綿密な注意を拂つて、利益よりも損の用心に重きを爲し、又損の諦めもよく、殊に資本の運用に就ては頗る妙を得、算數に長じ天性の銀行家氣質を備へて居る。曾つて先代が重患に罹り命旦夕に迫つた際、翁を枕許に呼び『先年汝の改革進言は内心大に賛賞して居たが、若者の増長を恐れて、叱り附けたのである。常に其覺悟あつてこそ、當家の將來も安泰だ。併し商賣に小資を主張した汝が、今は大資となつたでないか、夫をどうする』と質された翁は立所に一半は商業に、一半で銀行を營むと答へ、先代は『あ、よし安心

だ』と、之に満足して逝かれたと云ふ話でもある。以て翁の今日ある、偶然にあらざるを知る可く、實に翁は創業と守成の兩才を兼備し、養家に入つて僅々十年の間に其の基礎を築き上げ、大和田家を大成した事蹟は、世の龜鑑とす可き偉人であると云はねばならぬ。

吾無_三過_レ人者_一。 但平生所_レ爲、 未_下嘗有_中不_レ可_ニ對_レ人言_一耳。

(司馬光)

崇祖の念から先考の銅像を建てる

翁は天性慈愛の念高く、孝心の深いことは、既に略述したが、先考の在世中は、日夕孝養を怠らず、尋常人の及ばない奉仕振りで、衷心から、百年の長生を、祈つて居たに拘らず、生者必滅會者定離、無常の風は、意外に、迅速にして、明治二十三年八月三十一日、享年六十六歳、病を以て、寂然大往生を遂げたので、深く之を悼惜し、涕淚滂沱、側の見る眼も氣の毒に感せられたが、弔祭を済ました後も、日々墓參を怠らず、明治四十四年、遂に意を決して、先考の銅像建設に着手した。

敬神崇祖の念は、我國の淳風美俗で、國體の精華となり、國民道德の根蒂

となつて居るが、崇祖の念厚き翁は、此銅像建設に、却々意を用ひ、當時帝室の技藝委員であつた、高村光雲氏に托し、巨費を投じて、立派な、等身大の像を鑄造せしめ、墓所のある永巖寺の境内に、之を建て、大正元年八月、盛大に其の除幕式を行ふた。巨萬の富を積んでも、輕薄にして、崇祖の念なき人は、却々斯んなことを、せぬものであるが、此一端によつて翁の人となりを窺ひ知ることが出来る。其碑文に曰はく

初代大和田莊七銅像碑文

先考銅像新ニ成リ之ヲ永巖寺塋域ニ建ツルニ當リ聊カ先考創業ノ艱苦ト其生涯ヲ一貫スル主義トヲ略叙シ以テ後昆ニ諭ゲ家訓ニ代ヘントス先考諱ハ豊方幼字ハ小一郎越前敦賀ノ人伊東吉右衛門ノ六男母ハ平松氏文政八年十月十五日ヲ以テ生ル年甫メテ十三ニシテ大阪ニ赴キ某木綿問屋ニ寄寓シ商

業ヲ練習スルコト十有六年拮据研鑽頗ル造詣スル所アリ嘉永五年二十八歳ニシテ始メテ歸郷シ大和田莊兵衛ノ妹婿トナリ因テ大和田氏ヲ冒シ名ヲ莊七ト改メ翌年分家シ木線商ヲ創ム而シテ忽チ悼亡ノ憂ニ丁リ且家運モ亦未ダ豊ナラズ經營頗ル苦ム而モ毫モ屈撓セズ身ヲ以テ資本トナシ自ラ産地ニ往返シ木綿ヲ輸入シテ之ヲ郷村ニ負販シ又之ヲ北海道ニ移送シ苦心慘憺具サニ艱苦ヲ嘗ム既ニシテ安政三年村田氏ヲ娶リ頗ル内助ヲ得刻苦奮勵數年ニシテ家運漸ク振フ乃チ業ヲ米穀及北海々産物ノ委托販賣ニ轉ジ文久二年ニ至リ邸宅ヲ購ヒ倉庫ヲ築キ船舶ヲ造リ一家ノ基礎始メテ定マル實ニ先考創業後十年ニシテ三十八歳ノ時ナリトス事小濱候ニ聞シ翌三年擢デラレテ御用達トナリ章服ヲ賜ヒ苗字帶刀ヲ許サル盖シ異數ナリ明治維新ノ初民部省ヨリ爲換融通兩會社頭取ヲ命ゼラレ能ク其職ニ稱フ既ニシテ支店ヲ海濱ニ設ケ益々業務ヲ擴張シ家運頗ル昌ンナリ先考乃チ曰ク練習十六年奮闘三

十年始メテ初志ヲ了セリト因テ明治二十年ヲ以テ不肖ニ家名ヲ襲ハシメ越テ二十三年八月三十一日病ヲ以テ溘亡ス享年六十有六先考人ト爲リ剛毅果斷機ヲ見ルニ敏衆ニ接スルニ信自ラ奉ズルコト儉ニシテ人ノ難ヲ濟フニ勇ミ又最モ奉公敬神ノ念ニ篤シ故ヲ以テ海防教育救災濟貧ノ事ニ義捐シ若クハ神社佛閣ニ寄附セシコト枚舉ニ遑アラズ屢次官ノ褒賞スル所トナレリ以謂フニ獨立奮闘ハ先考創業ノ精神ニシテ忠信勤儉ヲ以テ其主義ヲ一貫セリ子々孫々夙夜蹇々此意ヲ體シテ懈ルコトナクンバ庶幾クバ一家ハ夫レ永ク泯ビザラン茲ニ先考ノ銅像ヲ建ル所以ノモノ豈ニ敢テ虚榮ヲ街フノ意ナラシヤ實ニ先考精神ノアル處ヲ闡明シ以テ家訓ニ充テント欲スレバ也後世子孫時ニ來リテ斯像ヲ拜シ深思熟慮之ヲ繼承スル所以ノ道ヲ講ゼヨ

大正元年八月下澣

二代 大和田莊七 謹 撰

此銅像成るや、翁は家人を集めて、左の訓戒的談話を爲した。

我家の始祖である先考は、在世の間に、汎く名聲を布くに至らず、財力亦裕かならざりしも、一身を以て、資とし、零から仕上げた勞苦は、之を嘗めない者の、到底窺ひ知る可き所でない。後繼者は單に其地盤によつて、仕事を行ふに過ぎないから、難易は固より同日の談でない。余は先考の遺圖に遵ひ、先考を襲名し、其の裨補に努めた許りであるから、子孫にも此軌轍を履ましめんと欲し、其の英姿及び精神のある所を、闡明する爲め、此銅像を建て、墓參の途上に、之を安置したのである。凡そ人生の最大愉快として、各人に幸福を與ふるものは、独自の力によつて、家を興し、産を治め、勤儉なる生活の餘裕を以て、社會に貢献し、公益に奉仕する程、有意義なものはない。余は不幸にして、先考の業を紹ぎ、後繼者たるの境遇上、此愉快と幸福とを、嘗めるを得ないで、一生を了らんとするは、頗る遺憾とする所、我子孫は此意義を玩味して、病廢者にあらざる限り、財

産の分譲を避け、勤儉力行、獨自以て、業を仕上げるの覺悟をせなくてはならぬ。其の成功は、如何に小なりとも、他の惠與を受けずして、獨立自營尚ほ些少にても、生活以外、社會奉仕の餘裕を存せば、老後其の愉快なること、言語に絶するものあらん。人生の義務として、一家の相續者は、先代の遺産、及び遺産に附帶して生じたものは、擧げて之を遺産とし、他人の保管物同様に考へ、妄りに之を私用私消せず、同族中疾病又は、其の他の不幸に遭遇した者に限り援助を與へ及社會公益に資するの外、慎重に財産を管理す可く、決して先代の遺産に、依頼心を起してはならぬ。假令ば汽車に乗る場合でも、已むを得ない時の外、三等に甘んじて、己れを慎み、放漫を戒め、剩れるは社會奉仕に盡し、分度を守ることを心懸けねばならぬ。苟くも他人に依頼し、若くは遺産によつて生計をなさんとするが如き、一人前の人間が志す可き途でなく、社會的不具者の行ひと稱す可きである。



初代和田莊七氏の銅像

翁は此信念を以て、恒に子弟を戒め、一族を諭し、業務を勵み、只管天分に安んじて居たのである。

孔子謂^ニ曾子^一曰。身體髮膚受^ニ之父母^一。不^ニ敢毀傷^一。孝之始也。立^レ身行^レ道揚^ニ名於後世^一。以顯^ニ父母^一。孝之終也。

(孝經)

養蠶獎勵に憂身をやつす

翁は學者になりたい爲め、大和田家に這入つたけれど、一家の事情で、我思ふようにもならなかつたが、去り迎不平不満を起して、自暴自棄に至ることもなく、先考の命に従ふて、只管家道に勵み、商賣には却々勉強して居た。蓋し翁は天分に安んじ、我慾を制し『人世は恰かも海を渉るが如きものにて、航路を定めずに、思ひの儘航海すれば、岩に衝き當り、忽ち顛覆す可し』と云ひ、決して無理な願ひを心の儘直ちに行はんとせなかつたからである。而して天分に安んじ、人道を守り、何事も孜々と熱心に努めたので、成功は求めずして至り、能く一身一家を齊へたから、間もなく餘力を、社會公

共に盡すことが出来た。

翁の本領は公益社會事業にあつて、經世濟民の術を得意とした。其の仕事が主として、經濟に立脚したので、政治家や軍人のように、派手に、天下の耳目を聳動するに至らなかつたけれど、同國人由利公正氏の如く、暗々裡に世を益し、國を利したことは鮮^{すくな}しとせぬ。而して翁が、第一着に、敦賀地方の爲めにと、思ひ立つた仕事は、養蠶の獎勵であるから、順序上、其の顛末を述べねばならぬ。

從來敦賀地方の農民は、其の副業の一として、筵、繩の製造を遣つて居たが、此筵を造る爲めには、農業に、三ツの弊害を伴ふを免れない。第一は筵を造る爲めには、成るだけ、藁の丈けの長いものを要するので、農民は、藁の根元から苳り取り、惹いて根株の肥料を取り去る弊あり。第二は穀物が餘り熟すると、藁の纖維が硬くなるので、早熟の間に苳り取り、勢ひ米の收穫

量を減耗するの弊あり。第三には外に副業がなく筵の製造高を多くせん爲め藁を残らず持ち去り、少しも田地に遺留せないから、土壤の沃度分が、薩張り無くなり、田地が痩せて、次第に收穫遞減ていげんを來すを免れない。此三ツの損失は却々大きいものである。換言せば筵をより多く製造せんが爲めに、此大損を受けることになつて居る。

又敦賀地方の農民は、他の一ツの副業として、臨時の荷役人夫に出ることを恒に待ち構へて居る。之は不時に多額の収入あり、ポロイ儲がある爲めに農民に奢侈の念を助長し、恒心なく、僥倖を冀ふの弊害を生じ、恰かも漁夫が豊漁時に浪費し、不漁時に飢餓に迫るが如く、却つて自己を苦め、農家の秩序的進歩を亂すの害毒を及ぼして居たのである。其處で翁は、之に代ゆるに、養蠶業を、農家の副業に加へて奨励せば農民を益し、國家を利し、一舉兩得であると考へた。司馬溫公は『一利を興すは、一害を除くに如かず』と

云つたが、翁は寧ろ積極的で、一利を興せば、一害も二害も、除けると信じて居たからである。

併し養蠶業を、發達せしめようとするには、手近に桑園があつて、桑葉の供給が、豊富でなくてはならぬ。所が生憎、敦賀地方には、桑園が頓とないし、亦桑樹と云ふものは、葱や大根のように、種を蒔いて、直ぐに樹木が大きくなり、桑葉が繁茂する譯に往かない。之に對して、翁は種々と熱心に研究の末、當時隣國江州方面に行はれた、桑樹伏苗繁殖法を輸入し、夫れを敦賀の農民に、大に傳習せしめやうと決心した。伏苗法と云ふのは、桑苗を畑に伏せて、殖樹すると、節々に發芽するのである。芽の一齊に出た後、芽と芽の中間を、切り放せば丈夫な桑苗が忽ちに生長し、苧桑として立派な葉が澤山に繁茂すると云はれたものである。

其處で翁は、此方法によつて、各所に桑園を造り、大に産繭を増加せしめ

んと企圖し、先づ自己所有の田地二町歩を、模範的試験場として、伏苗法を率先實行した。嘗に自己のみならず、汎く郡民に實行せしめん爲め、自費を以て、江州から教師を招聘し、伏苗法を一般に講習せしめ、近親知己に勸説し、養蠶に従事せしめた。之が爲めに大和田家の各室は、俄かに蠶室となり一家は蠶桑の臭氣鼻を衝き、家庭からブツ／＼不平も起り、翁も之には甚だ當惑したと云ふ挿話もある。

翁は敦賀港に輸出入する重要物産商人であり、又之に對し他を指導獎勵すべき身を以て、斯かる他業の農事に没頭するが如きは、恰も敦賀港の繁榮を阻止するものであるとの非難が、世間の同業者から加へられ、殆んど腹背に敵を受けたので、無理をせない翁は、已むなく其の後養蠶の獎勵から、手を退いたが、此批難は偶々以て如何に翁が、自家の利益を無視し、社會の爲め地方繁榮の爲め、活動したか窺はれるのである。

併し翁の事業は、大抵成功した方であるけれど、養蠶の獎勵ばかりは、成功しなかつた。翁も後に至り、四圍の事情を考へずに、無暗に養蠶に熱注したのは、餘り理想に走つた、若氣の誤りである、後悔して居たが、余は必ずしも、そうでないと思ふ。何となれば、敦賀は筵、繩を除いて他に物産のない所で、地方農民の勞力が剩つて居るから、一ツの筵に凝り過ぎて無心の間に彼の三ツの大損失を受けて居る。其の上一時儲けの人夫が奢侈を促し爲めに敦賀の農家は二六時中働いて資金を蓄積すると云ふ美風がないので、他地方に比しては、一體に貧乏であるが、之は副業の少ないのに起因する。若し翁の考へ通り、養蠶が盛んになつて居たら、或は農事の秩序も立ち、三ツの損失も大に輕減され、製糸の工場も起り、隣國江州のように、養蠶、製糸によつて、一廉の富を作り、土地の産物に、一ツの色彩を加へたであろう隣國江州でも、京都府でも、鳥取縣でも、屈せず撓まず、養蠶の獎勵を續け

て居た所は、今日立派な富源となつて、其の土地を露ほし、國家に大なる稗益を與へて居るからである。

人見てよしとすれども、神の見る事善からざる事をばせず。人見て悪しとすれども、天の視ることよき事をばこれをなす可し。

(熊澤蕃山)

◆◆ 第九回 ◆◆

米穀受渡しの悪弊を矯正す

敦賀は日本海第一の良港と云ふので、幕府時代から、北陸、奥羽の公領米は、此地を經由し、京阪に出で、更に江戸に輸送せられたる経歴あり、維新後も、敦賀、長濱間の鐵道出來てからは、北陸、山陰の米穀は、大抵此地を經由するので、敦賀は古來、日本海方面の米穀集散市場として、名高い港であつた。而して永い間、特惠に浴した所には、蛆虫の湧くように不正不義の利を貪る奸商の出て、種々な悪弊を生ずるもので、敦賀も亦、其の例に洩れず永年の間に、イロんな弊習を生み、因襲の久しき、之を芟除するの容易ならざるものがあつた。

就中米穀の受渡しに際し、量器の取扱ひ方に就き、甚しい弊害あり、爲めに顧客の物議を招き、延て敦賀の信用を失墜する虞れがあつた。夫れは世間に知られて居る通り、米穀の受渡しに際しては、習慣として一般に數百俵數千俵の中から、賣買者が立會ふて、數俵の廻し俵を抜き取り、之を升量して、全體の石量を定めるのである。而して此廻し俵の枴斗りに用ゆる量器は、原則として、一斗以上は一斗枴を用ひ、以下は五升、一升、五合、一合と云ふ順序であるに拘らず、古來の慣例として單に一升枴のみを使つて居つた。此一升枴の扱方は一種の手練で、大なる巧拙があつた。枴の持方、米の容れ方、斗概の引き方によつて、四斗俵を四十杯量る間に、一升以上の優劣が生ずる。一俵に一升は千俵に十石、一萬俵に百石の違ひとなる。其枴斗り人夫は賣人の指定であるから、買人は一石の値段中、僅か一錢や五錢を争ひながら枴取人の巧拙で、一石に三五十錢の大差を生ずると云ふ危険をも見越さねばならぬ。

夫れのみでない、枴取人の技巧頗る輕妙の中に、動もすれば不正詐術を弄すること珍しからず、斯の如きは米の集散が多い土地ほど、此弊害も多いのであつた。故に翁は是等の弊害を速かに矯正して、敦賀の信用を保つべく、屢々斯業者を力説勧誘したが、何等改善の曙光を認むるに至らなかつたので翁は之に對し深く考ふる所あり、遂に一策を案じた。夫れは斯かる優柔な斯業者の爲めには、寧ろ罰則を設けて、之れを強制するの外なしとなし、福井縣廳に打合せ、明治十八年、斯業關係者を網羅して、敦賀商工會なるものを組織し、年長であつた片山政次郎氏を會頭に推し、翁は副會頭となつて牛耳を執り、之を惡弊矯正の策源地とした。之が後に敦賀商業會議所の卵子となつて、敦賀の商工界に貢献したのも一奇である。

翁は此規約によつて、公正なる斗量受渡し法を協定し、違犯者の爲めに嚴

格な罰則を設け、知事の認可を得て、之を勵行した。一時は種々の方面から非難反對も有つたが、罰則の斷行を怖れて、遂に此規約を遵守するの餘儀なきに至つた。而して公正の受渡し法とは、從來の慣習を一擲し、廻し米の總量に對して、一斗以上には、必らず一斗樹を用ひ、一斗以下の端數にのみ、五升樹、一升樹、一合樹を用ゆる事に改定し、樹に米を盛るにも手を以てせず、櫓落しによつて行ふのであるから、最早巧手も拙手も一掃され、全く人爲の技巧は加はらない。之は當然の遣り方であるけれど、因襲の久しき、斯んなことすら、容易に實行出来なかつた。若し罰則を加へなかつたら、此申し合せ規約も、結局空文に了つたであらうが、翁は人智の進まない場合、多少の犠牲も已むを得ないと覺悟して、其の取締り方に重きを置いたので、遂に此改革は、何等の蹉跌なしに、行はれるに至つた。

爾後各地の商人は、敦賀の米穀受渡しに、何等の不平を起さず、之を謳歌するに至つたので、米穀の入荷は倍々増加し、米穀商業の繁榮を加へ、商工會員は始めて、翁の功績多大なるを認むるに至つた。翁が敦賀の人に其の人物を認めらるゝに至つたのは、此事あつてからで、翁は當時未だ而立に達せない、血氣盛りの年輩に過ぎなかつたのである。

大事をなさんと欲せば、小さな事を、怠らず勤む可し、小積りて大となればなり。

(二宮尊徳翁)

製苳業の改良に努力し

敦賀苳の聲價を昂める

敦賀は頓と物産のない所であるが、苳、繩、草履等の藁製品は、北海道貿易に伴ふて、開拓の動機を得、今より二百七十年の昔、寛文年間に、既に輸送を見た程の、古い來歴を有し、其の後寛政十一年、幕府が東蝦夷を直轄し、繩苳の納入を、敦賀商人に命ずるや、俄然大發展を來し、今猶ほ敦賀唯一の特産品となつて、地方農民を潤ふし、北海道に於ても、敦賀の存在を忘れしめないで居るのは、珍らしい現象と云はねばならぬ。

北海道は海産物、殊に鯨の本場で、苳は之が乾燥及び荷造りに使用され、

其の需要は、殆んど無限であるから、近來各地の北海道行繩苳は、年々多大の金額に上れるも、敦賀は其の元祖で、今日迄幾多の浮沈盛衰はあつたが、依然として、年額五十萬圓の輸出額を保てること、翁多年努力の賜物にして、翁なかりせば、今日如何なる逆境に陥つて居るや、當業者は過去を顧みて、翁に感謝の涙を注がねばならぬと思ふ。

回顧すれば、明治十年の頃であつた、敦賀の苳は時々粗製品を出し、北海道では随分評判悪しく、敦賀に向つて、頻々苦情が來たが、敦賀方面では、商人も製造家も、頓と顧みる所なく、年々粗製濫造は、烈しくなる一方で、荷造用の建苳は目方取引なる爲め、多量の水分を打ち込み、北海道に着した頃は、品物腐敗し、乾燥用の干苳は粗製で、所々に穴があき、更に用を爲さず、遂に敦賀苳と云へば、劣悪品の代名詞となり、信用失墜して、最早取引は絶滅するの外なき悲境に陥つた。

翁は北海道到る處の此惡評と、斯業の段々衰頽して往く有様に、深く慨嘆して、之が改良に就き研究する所あり、從來少數の仲買人によつて、組織されて居た、繩蒔草履組合と云ふのを改組し、敦賀郡繩蒔組合と改め、大販賣業者をも悉く之に加へて、六十人許りの組合員が出来たので、翁は其の組長に選ばれ、明治二十年十二月から、斯業の大改良計畫を實行することになつた。

其の改良計畫の要點は、嚴格な組合規約を作つて、組合員に粗製品の買収を禁じ、一方改良の標準品を備へて、之を高價に買ひ取り以て、良品の製造を奨勵するにあつた。然るに舊慣を墨守し、新しい工夫を好まない農民は、舊來の仕來り品が、賣れなくなるのを見て、商人が暴利を貪る爲め、在來品を踏み倒す手段なりと誤解し、地方仲買人の煽動も加はつて、組合を奸商の寄り合と罵り、之を膺懲する爲め、竹槍席旗の騒ぎも持ち上らんとして、翁

は一時避難せよとの注意を受けた程であるが、挺然一身を賭して、飽迄其の所信に邁進した。

然るに農民中一二、翁の精神を理解する者が、其の指示に従ふて、標準品を製造したので、之を北海道に送つた所、大變な好評で、意外の高値に賣れた。實に今迄にない好い値段で、改良品を製造する者は、數倍の利益を得ることが明かになつたので、流石に頑迷な農民も、忽ち改良の有利なことを、自覺するに至り、彼等自ら率先して、段々優良品を製造するようになった。其の結果北海道でも元産地の等級銘柄を以て、賣買取引が行はれるに至り、現に今日でも、敦賀蒔が、標準銘柄品として、盛んに先約空賣買の、行はれるようになったのは、蓋し當時改良を實行した賜物である。之によつて、敦賀蒔は再び其の聲價を回復し、北海道輸出も大に増加した。

翁の改良計畫は、乾燥用の干蒔と、荷造り用の建蒔とであつたが、建蒔は

多大の勞力を要するので、農民は之を厭ひ漸次干蒔に移織した。翁は之に對して器械の使用を勸説し、器械を使用せば婦人でも、容易に出来ることを説明し、以て農家副業の能率を昂めるに努力した。又器械に習熟するのは、容易でない云つて、甚だ毛嫌ひをする者が多いので、組合より器械を貸與するの手段を執り、青年男女に、競ふて之を練習せしむる爲め、競技品評會を開き、優賞を與ふることにして、大正十四年二月に開いた、第一回の競技品評會は、僅か一ヶ月の練習に拘らず、優等品を僅少の時間で、仕上げるの好成绩を示し、翁は自費を以て、優等者に賞品を授け、大に改良を奨励した。當時水野内務大臣は福井縣視察中なりしを以て、豊田知事と共に之に臨席し其の功績を認めしが、翁の此席上に於ける演説は、斯業に對する當時の有様を窺ふに足るを以て、爰に其の要旨を掲ぐることにした。



今日爰に藁工品競技品評會を開催するに當りまして、閣下各位を始め滿堂諸君の御臨場を辱うしましたことは、本組合の最も光榮に存じます所で御座ります。由來我敦賀の藁蒔は今を去る二百七十年の昔、寛文年間始めて、北海道に輸送されたものでありまして、夫れから段々と増加したのでありますが、爾來百四十年許りを經過しました寛政十一年、幕府が東蝦夷を收めて之を直轄する様になつてから、大に鯨の漁業に力を入れましたので、夫に要する處の繩蒔類を官命を持まして、敦賀の御用商人に澤山な注文が來ましたことが、大に斯業の奨励となりました。爾來農家は之を唯一の副業として、盛んに製造し來たつたのであります。夫れ以來、幾多の浮沈も有りましたでしょうが、兎も角も敦賀は北海道に輸送した、繩蒔の元祖として常に聲價を得つゝ有つたのであります。然るに明治十年前後に至りまして時々粗製品を出す様になりまして甚だしきは其の目方を重からしめんが爲めに多量の水分を打込み、爲めに北海道に着する頃、其の蒔が腐敗して役に立たなかつたことが、度々有りましたので、忽ち敦賀蒔の信用が地に落ちまして非常な打撃を受け、甚だしき窮境に陥いつたのであ

ります。

そこで我々繩蒔商人間に此信用の恢復策が論議せられまして、明治二十年組合を組織して、厳格な規約の許に、改良標準品を備へまして、夫れ以下の製品は一切買はぬことに決定しました所、多数の製産者は非常に激昂しまして一時は竹槍席旗の騒動が持ち揚らんといいたした位でありましたが幸なことには其の改良品が北海道で多大の好評を受けまして、價格が意外に高く賣れました所から、丁度其利益なるものが、適切に改良の有利であると云ふことを説明したのであつて、其の騒ぎも忽ちに治りました計りでなく、反つて改良は全く自家の利益であると云ふことを、農家が自覺しましたから、夫れ以來は今日に至る迄少しも粗製品を出したことなく、益々優良品を製産しまして頗る好評を得つゝ、遂に等級銘柄を以て安心して賣買取引が出来る様になつたのであります。故に小樽では一般商人は申す迄もなく、商家の丁稚や下婢迄も、敦賀一等蒔三月切で何束賣るとか、何百束買ふとか云ふ様な空賣買が今猶盛んに行はれつゝ、あるに見ましても、如何に敦賀蒔の改良品位が正確であるかを證據立てることが出来るのであります。

す。

併し夫は、鯨のべ粕を干す爲めに用ゆる所の干蒔の事でありまして、荷造り用とする建蒔は最も有利であるに拘らず、二十年の改良實行以後は、建蒔は重量で有て、其織込みに過度の勞力を要するところから自然に織込の容易な輕目の干蒔に變つて來まして遂に今日では干蒔斗りとなり建蒔は殆んど地を拂ふに至つたのであります。夫が爲めに此原料である處の藁を何時も餘しますから、敦賀は藁の値段が安い、之に反して遙かに後進で有つた處の能登地方に於きましては、敦賀とは反對に此不利益なる干蒔を織らず、最も有利な建蒔許りを織つて、大きな儲けをして居るのみならず近來は多くの勞力を要する建蒔は悉く機械の力によつて、婦人でも容易に織れるのでありますから、益々製産能率を上げまして、今日では百三四十萬圓の賣上金高を示すの盛況に達し、常に原料の藁が拂底を告げる位であるから藁の値が高い。之を敦賀の安いのと比べますれば丁度其の半分の價であります點から見ましても、如何に其損益に大差のあることが證據立てられて居るのであります。

併し近來は世間一般に、農村振興策を講究せられつゝある折柄、當郡唯一の副業である、藁工品の製産能率を大に昂げまして、其の一端に供したいと考慮致しました結果として、是迄の組合員は蕙の取扱業者丈で有りましたものを、此度は製産者である農家をも此組合に加入せしめまして、製産人と取扱人の共同組織に改めますると同時に能登地方に於けるが如く、機械力によつて、最も有利である建蕙の製造を従前の通りに復舊すると共に、干蕙にも等しく機械を用ひまして能率の増進を計ることに決定したのであります。即ち機械を使用するに付ての利益の一斑を擧げて申す時は第一製品を統一すること、第二製産能率を増進することで手織は一臺に二人を要する爲に若し其の一人に用事が出来るか、病氣の起つた時には、他の差支ない人も仕事を休まねばならぬ。又三人の家族でも一臺より織ることが出来るのであるに反し機械織では、一臺を一人でやれますから此遊ぶ人の駄目は少しも出来ませぬ。其上利益の多い建蕙が一人で而も婦人の手でも容易に製造し得るのであります。

如斯大なる利益を認めました以上は、一日一刻も早く、機械製織を斷行

したのでありますが、何分にも干蕙の機械は漸く昨年頃より、又建蕙の機械は本年より、小部分の人が試用しかけてまだ日が浅い爲めに、只今の所、其取扱に於て甚だ未熟でありますから之が熟練に達するには容易のことではありませぬ。故に之を速かに練習せしめようとするには、何しても競争心を起さずに若くはないと考へました所から、まだ經驗の浅い今日に於きまして、敢て此競技會を斷行するに至りました次第であります。到底此短時日では十分な効果を奏することの出来ないことは素より覺悟して居りましたが、夫でも當局の御指導奨励と製産者が、熱烈な勉強で稽古せられました結果としまして、思ふたよりも好成績を擧げ得ましたことは、我々當事者の満足する所であります。併し此満足は只咄嗟の間に行ふた割合に良かつたと云ふに過ぎぬので有つて、之を隣縣の熟練者に比べましたならば、まだ及ぶ所ではありませぬ。夫故に、今後は當事者と製産者は共に奮勵協力しまして來年度に行はんとする第二回競技會迄には、是非顯著なる好成績を擧げたいと今より大に氣込んで居る次第で御座います。

尤も當郡の藁工品製産價額は、三十五萬圓乃至五十萬圓の間で有りまし

て、金高としては僅かの様ではあります。此原料である藁は、米の副産物であり、之を我家族で織るのでありますから、此金額の全部が純益であります。夫れ故に他の織物に於けるが如く原料代を差引いて其の一割位の加工賃が残ると云ふものに比べましたならば、丁度四百萬圓の製産高に匹敵するのであります。僅かに一萬八千口の郡部で出来るのでありますから、決して悔ふことの出来ぬ立派な副業であると云ひ得るのであります。況して此上に有利な建莖を製造し、及干莖にも能率を増しまして能登地方に於けるが如く、藁の拂底を訴へるまで、進めましたならば製産金額を著しく増加し得まして、聊か農村振興の趣旨に貢献したいと存じます。どうぞ各位に於かれましても、直接間接に我々に御鞭撻を賜りまして、此目的の遂行上に御援助を與へられんことを御願申上げる次第で御座ります。爰に聊か來歴と希望を陳べまして式辭に代へます。

翁は明治二十年十二月、繩莖組合の組長となつて、改良計畫を實行し、其

の處置宜しきを得たので、昔年ならずして、製産者の自覺を促し、立派な成績を挙げたから、組長の職を他に譲り、内々之を補けて居たが、明治三十年組合内に紛議の起つた爲め、再起を要望されて、再び就職、二ケ年にして、一切の紛争を纏め、三十二年二月、一旦退任したけれど、大正十三年福井縣廳の勸説により、從來組合は仲買人、販賣人五六十名によつて、組織せられて居たのを、更に二千有餘の製産者側をも加へて一團とし、同時に組合の名稱も、福井縣敦賀郡藁工品組合と改めることになり、斯かる大衆を統御するは、翁以外に其の人がないので、同業者から、頻りに三起を懇請され、遂に同年十二月三度組長に當選就任した。

爾來翁は前述の競技品評會を開き、或は器械製織を奨め、斯業の發達に在らゆる努力奔走をなし、敦賀の製莖業は益々順調に向ひ、組合員悉く其の處置に満足して、組合の内部も圓滿に治まつたから、大正十五年七月組長を辭



感謝状

大正十三年十一月本郡茶工品生産者、販賣者、
 統一して本組合、組織し、青下り組合長、推戴され、
 ヤ、鋭意本業、開拓、勸、特局、整、整、整、
 誠製作、獎勵、客年三月自ラ巨資、投、
 建設、投資、開拓、以、其、改良、増産、
 一面製品、検査、嚴重、に取、
 ラ三百餘年、歴史、本産業、光輝、
 至ラシ、ラレ、ハ、常、同業者、ノ、
 ラヤルナリ
 而、今、閑地、静養、セ、ハ、為、
 惜、情、堪、エ、茲、總會、決議、
 録、敬、意、
 大正十五年十一月三十一日
 教賀郡茶工品組合
 大和田社七殿

任し、爾來組合の顧問として、今猶ほ問題の起る毎に、翁の指導を仰いで居るが翁は恬淡無私、地位に戀々たる人ではないから、仕事が濟んだら、サツサと引退するけれど、一度爲す可き仕事に會するや、熱心忠實、飽迄所信に邁進し、在らゆる折衝談判を引受け、難局に當るので、随分他の批難攻撃を受く事も、公平無私にして、其の處置宜しきを得、先見の明あるを以て、此誤解は間もなく氷釋して、大抵翁の考へた通りになる。而して繩蒨のことは全く

翁の指導によつて、其の考へ通りに行はれ、敦賀唯一の物産として、今日猶ほ立派な存在を保つて居るが、之は即ち取りも直さず翁の史實を語るもので公共の爲めに盡した一端を示す事績に外ならぬのである。

虎と見て石に立つ矢もあるものを

なごか思ひの通らざるべき

船荷問屋組合を設立す

敦賀は北海第一の良港と云ふので、古來外國からも、國內の各地からも、大小の船舶蝟集し、灣内は恒に眞帆片帆の快走往來、絶わ間なしと云ふ有様であつた。従つて船舶に關係のある商賣は、比較的夙くから發達し、船荷問屋と云ふ者も澤山に出來て居たが、船荷問屋の仕事は、自から冒險的の思惑慾に魅せられ易いもので、榮枯盛衰常なく、何十代と永續する者は少なかつた。

幕府時代に入り、其の鎖國主義から、海上の往來は却々嚴重に、警戒を加へたのみならず、一般に陸上と船舶との聯絡にも、綿密な注意を拂ひ、殊に

船荷問屋の營業には、全國を通じて嚴重な取締りを施した。従つて敦賀の船荷問屋に對しても、之を本問屋と脇問屋との二ツに分け、各其の店數を限定し世俗之を株と唱へ、此株の所有者でなくては、營業を許さぬ代りに、株は轉々讓渡されたものである。即ち本問屋は外海廻りの大船を扱ひ、脇問屋は本問屋の部下にあつて、近海廻りの中小船を扱ふものとされ、此問屋間には仲間と云ふ組合があつて、勝手な定法を設け、利益を壟斷せしめたものである。而して此兩問屋は、各十軒程づゝあり、敦賀港に來る船舶は舊來の緣故によつて、其元問屋を定め、問屋は此積荷の賣買并に、其船に關する一切の代辨を爲すものとし、假令へ船主の望みであらうとも元問屋の同意なくては他の問屋に扱はさぬと云ふ定めであつた。因襲の久しき、維新後も、此舊法を固守して改めなかつたから、時勢の推移に伴れて、内外の紛議が益々増大されるので、翁は深く之を憂ひ、更新の要を唱へて、一時除名された。程な

く兩者の讓歩によつて復歸したが猶陋習は脱し得なかつた。維新前社會一切の制度が、世襲的であつた時代には、斯んなことで商賣も出來て居たかも知れぬが、明治の新時代となり、世界の交通開け、居住營業の自由となつた場合、左様な舊習古俗は、到底一日も存在を許されぬ。況んや明治十三年には、三菱汽船會社が西廻り北海航路を開き、敦賀に大形汽船の甫めて寄港するを見、世の中は日進月歩と、開けて往く時に、敦賀は獨り時代遅れの船荷問屋が跋扈して居るに於てをや。之では敦賀の發展と云ふことは、到底行はれるものでない。海運を以て立つの外ない敦賀が、肝腎の船荷問屋に於て、斯様に舊慣を墨守し、荷主の便利を圖らないでは、全く其の使命を果すことの出來ない許りか、敦賀の商業は、遂に自滅するの外ない運命にあつたのである。

偶々明治十七年、敦賀、長濱間の鐵道落成し、續いて之が京阪及東海道線

に聯絡し、敦賀は北陸、北海沿岸航路の基點となつたので、翁は海陸連絡の至便地として、敦賀の發展、此一舉にありとし、自ら北陸、奥羽に遊説し、新潟に至つて、北洋汽船會社に交渉の末、其の汽船二隻を廻航せしめ、十七年八月から、敦賀を基點とする、北陸北海沿岸の定期航海を開始せしめた。

之によつて、京阪神の貨物は、敦賀を經由して、北陸、奥羽に送られ、山陰北海沿岸の荷物も、敦賀から京阪神及東海道に向ふようになつた。

開處で翁は、更に海運業に取り大切の機關であるところの、船荷問屋業の改善を思ひ立ち、如何にして時代の進歩に伴ふ施設を爲さしめんかと、研究しつゝ、あつたが、先づ第一着に、船荷問屋組合を作り、同業者を悉く之に加せしめ、悪弊を矯正し、文明的の施設經營を爲さしむるに如かずとなし明治二十年の初めから、百方之が勧誘に努めた。然るに同業者中、守舊的人は、幕府時代の舊夢未だ醒めず、種々なる口實を以て隨分之以反對したが翁

は船荷問屋の信用を昂めなければ、敦賀に貨物の集散せない理由を説いて敦賀の發展上、當業者の責任重大なるを諭し、漸く多數の同意を得るにいたつた。

之に依つて、明治二十一年十二月、始めて船荷問屋組合が成立し、翁は第一回の組長に推されて、大に斯業の改善進歩に努力することになつた。爾來今日まで三十有餘年間、引續き組合長となつて、當業者の信用を昂め、海運の發達に盡力した事蹟は、枚擧に遑なく、他日港灣問題と共に、之を併述す可きが、兎に角翁が、敦賀港灣の爲め、社會公共的に奉仕した第一歩は、此船荷問屋組合の設立にあるを以て、順序上先づ此事を略述した次第である。

天時不_レ如_二地利。

地利不_レ如_二人和。

(孟子)

◇◇ 第十二回 ◇◇

海防費を献納し黄綬褒賞を賜はる

翁の事蹟を述ぶるに當りて、参考の爲めに、大和田家の記録を繙くと、翁は「明治二十二年、三月二十七日附を以て、賞勳局より、海防費金壹千五百圓献納に付、勅定の銀製黄綬褒賞を賜はる」と簡単に記してある。今日世の中は、富豪の社會奉仕が、一種の流行となつて、或は百萬圓の公會堂を寄附したとか、或は五十萬圓の病院を建てたとか、或は何十萬坪の土地を公園にしたとか云ふ時代に於て、僅かに壹千五百圓の海防費献金位、殆んど問題にならぬよう考へるであろうが、余は此一項を讀んで、翁の人となりを窺ひ知り、深き興味を感じたのである。

昔しは、社會奉仕と云ふ言葉もなかつたし、夫れに類する、社會人の行動も、餘り見受けられなかつた。偶々社會意識の發達せる、君主や諸侯が、神社佛閣を建立したり、佛像を彫刻せしめたり、することはあつても、人民の社會奉仕は殆んどなかつた。若し同胞觀念の、高い人があつて、社會奉仕でもする場合には、神社佛閣に寄附するか、或は貧民に施米する位が、僅かに許された範圍である。夫れ以上のことをすれば、生意氣な、僭上の沙汰として、寧ろ輿論の攻撃を受け、或は闕所の處分を免れなかつたのである。

斯様な時代に、公共心の發達す可き筈もなく、社會奉仕の念は、全く芽生へる餘地さへなかつた。夫れも其の筈で、舊時代を支配した、根本觀念は儒教思想で、其の儒教の教ふる所は、君に忠、親に孝、修身齋家を以て、銘々の信條とし、治國平天下は、君主の任務としたから、君主にあらざる人民が、社會的に働くなにか、寧ろ其の信條に反する行動で、之を歓迎しなかつたの

も蓋し自然の勢ひと云ふ可く、社會的意識に富んだ者が、僅かに神社佛閣の奉仕に、甘んじたのも、亦已むを得ない所である。

之を今日社會奉仕の運動起り、國家は社會奉仕を推賞し、其の奉仕者に、爵位勳章を授け、新聞は特筆大書する時代と、比較せば、殆んど國、府縣、市町村等、社會的團體に對する、觀念の變化、蓋し天地霄壤の差あるを認められるが、今日の有様を以て、昔時の行動事蹟を批評し、大小輕重を論じてはならぬ。即ち其の時代に卓越したことは、假令、微小なりとも、先覺者として、之を推賞せねばならぬのである。而して大和田氏は、代々社會奉仕の念高く、先考も時代の許す範圍に於て、神社佛閣の奉仕に努めたが、殊に翁の公共奉仕は、天稟と云ふ可く、決して一時の出來心とは思はれなかつた。其の一例として、海防費献金の擧が、之を明かに、證據立て、居るのである。

明治十五年、陸海軍人に賜つた、所謂大勅諭の煥發せらるゝあり、此聖旨

を奉體して、海軍當局は、國防計畫を樹て、明治十八年迄に、一部軍艦の建造を了したけれども、列國の海軍擴張は、破天荒の勢ひを以て進み、我海軍は物の比較にもならぬ有様であつた。明治大帝は、此狀勢を鬱して、深く宸襟を惱まされたので、當局は更に明治十九年に至り、軍艦五十隻の建造案を作り、彼の海軍公債を起したが、素より其の經費を支辨するに、不足なので遂に人民の海防費献金を獎勵した。

所が、愛國心も昂まらず、公共觀念の低い、當時の國民は、頓と斯んな問題に冷淡で、海防費を献納する者などは、寂々寥々、眞に曉天の星の如き有様であつた。當時三井が、十萬圓を献納したことを、異常の行動として、世間を驚かし、闔國の話題に、上つたに見ても、實情の一斑を窺ふに足るが、此際翁は越前の片田舎にあつて、夙くも其の趣旨を諒解し、率先して、壹千五百圓を献納したのである。

當時福井縣第一の資産家は、森田三郎右衛門と云ふ人であつて、翁との資産は比較にならぬが、其の人が、壹千圓を献納したに、翁は壹千五百圓を奮發し、福井縣は此二人の献金者あつたのみと云ふに至つては、今昔の感に堪へぬと共に、翁が如何に、公共心高く、人一倍國家社會の奉仕に、努めたかの心事を窺ふことが出来るのである。而して翁は、此献金に付、先考の名を以て、献納を出願せんとしたが、先考は之を許されなかつたので、遂に餘儀なく、翁の名義にて出願し、明治二十二年三月、勅定の黄綬褒賞を賜はつたのである。

當時の壹千五百圓は、今日の參萬圓にも、該當するが、夫れだけ、全國に餘り多くなかつたので、國家は非常な特典を與へ、黄綬褒賞を下賜して、之を顯彰したのみならず、更に明治二十三年四月、尾參の地に於て、大演習の行はれた際、名古屋城に催された夜會に、御陪宴の榮を賜はり、翁は之に參

列して、親しく 天皇陛下に、咫尺するの光譽に浴した。蓋し翁が稀に見る篤志家であることを認められたもので、當時は、異數の特典とせられたのである。

翁は此御宴會に列するに當り、謹嚴の態度を失はず、侍從長から、模範的紳士と認められたが、御陪宴に列した者は、無作法極まり、畏れ多くも席上にある食物をポケットに詰め込み持ち歸るを常としたに、翁は歸來先考から、一物も御土産がない迎、叱責せられた程、皇室に對して、敬虔の心を持つて居たのである。之を他の陪宴者が、禮を失して、侍從長に注意を受けたことに比し、翁の人格が如何に、自然に備つて居たかを知るに足り、社會奉仕の念に篤きも、亦偶然にあらざるを、認むることが、出来るのである。

其の後明治二十五年、松方内閣の下に、樺山海軍大臣が、有名な軍艦擴張案を樹つるや、議會と大衝突を起し、政府は非常の窮境に陥り、遂に製艦

御奨勵の詔勅を喚發せらるゝに至り、特に宮廷の費を節し、向ふ六年間、毎年御内帑金三十萬圓を、下賜せらるゝの優誼が出たので、當局は勿論、一般國民も、いたく之に感激し、相競ふて資を献じ、海防を張らんことを期するに至つたが、國防に熱心な翁は、此時も率先して、明治二十六年二月、製艦費の内へ、金五千圓献納の義を出願した。然るに其の後政府は、一般國民の献金を、受納せないことに決定したので、折角翁の希望も達せられず、特に感賞を表して、内閣總理大臣の告示により、願書を却下せられたが、一再ならず斯舉あるを見て、翁の國事に熱心なる、終始一貫至情に出づることを知るに足るのである。

志在四海而尙恭儉。心包宇宙而無驕盈。

(瘦信)

私費で浦鹽に貿易視察員を送る

明治二十八年九月に至り、對岸浦鹽貿易に熱心な翁は、私費を投じて、浦鹽斯德貿易視察員二名を募り、内一名は岡山の人望月與三郎と云ふ、基督教の青年教員が、應募して來たので、之と他の一名は、當時敦賀郡長の令息であつた、真田信太郎と云ふ人を選抜し、西比利亞に赴き、該地の風土人情から、商習慣、商品の販路等を視察報告せしむる爲め、滯在中私財を支給する約束で、滿二年の豫定を以て、之を浦鹽斯德に派遣した。

翁が民間の一實業家として、當時政府すら氣附かなかつた、此壯舉を決行するに至つた次第は、却々一通りや、二通りの話しではない。之より先、明

治二十六年の議會に於て、丹後選出の代議士神鞭知常氏が、提案者となり宮津港を以て外國貿易に關する、日本船舶出入港とする議案を提出し、貴衆兩院共、行政通の神鞭氏が、提案者となつて居る上、多數の名士が賛成して居るので、大した議論も起らず、無雜作に之を可決通過して了つた。而して此法案の趣旨は、明治十四年大藏省布達を以て、下之關港が、日本船舶に限り外國貿易の貨物を、積卸し得ることに定められあり、之に宮津港を追加し、宮津を、下之關同様の、特別輸出入港たらしむるに在つた。

敦賀の發展の爲め、東の間も怠らぬ翁は、之を聞いて、大に驚き、空しく宮津に先鞭を着けられたのを遺憾とし、直ちに福井縣選出の代議士を介して敦賀港を、追加する建議案を提出す可く運動を依頼した。然るに福井縣の代議士は一向中央に勢力なく、議會の末期迄提出せなかつたから、翁自ら陣頭に立つて、先づ自由黨の星亨氏を訪問し之を説き伏せ、黨議で即決賛成する

ことを約し、續いて國民協會の品川彌二郎子の同意を得、更に革新俱樂部の大東義徹氏を賛成せしめ議會々期切迫の爲め大東氏と品川子の指揮で和田彦次郎氏が、即日議場に出て議事日程に上すことにした。一方貴族院に對しては、前田正名氏を通じて諒解を求むる等、各方面に必死の運動を續け、其の努力は空しからず、貴族院も亦略ぼ諒解賛成を得たが、大藏省に強硬な反對説があると云ふので、翁は更に大藏省を説き伏せに往つた。

當時大藏省の主税局長は、後に憲政會總裁となつた、加藤高明氏で、翁は始めて、加藤氏を知つたのであるが、却々ブツキヲ棒な人で、ニベもなく翁の意見を否定し、時機尙早論を以て、頑強に反對を表した。翁は商人が、實際的に外國貿易を行はんとするに、政府が時機尙早なりとして、貿易開始を阻止するは、不當の措置なりと我鳴り、却々屈せず、遂に翁は責任を以て、外國貿易を開始することを誓ひ、漸くにして加藤氏の反對を、議會で高唱せ

ないだけの内諾を得、爰に本案の通過は、翁の努力によつて、今や疑ひなきに至つた。

此加藤氏との談判こそ、浦鹽斯德へ視察員を派遣するに至つた動機であるとは、後に思ひ知られたのである。夫れは加藤氏が、宮津を特別輸出港に加へたのが、議會の誤まりで、宮津なんかには、却々輸出入のあるものでない。商人が貿易を遣ると云つても、損をしては氣の毒である。政府は、人民に損をさせない爲めに、時機尙早を唱へるのである。併し貴君が責任を以て、損をせないように、敦賀と外國との貿易を、開くと云ふなら、強ひて壓迫する必要もないと、一本釘を差されてあつたから、翁は成程と、負ふた子に教へられたように、他日視察員派遣を決心したのである。

儲て政府の反對も緩和せられ、議會は貴衆兩院共、諒解を得、愈よ衆議院の議事が敦賀問題の間際迄進んで來たので、翁は此一舉によつて、敦賀の發

展を、眼前に展開せしめ得可しと、得意満面、衆議院の傍聴に出懸けた所、人間萬事塞翁の馬の如く、好事魔多しと云はれる通り、此日議會は突然敦賀問題に入る一件前の問題で、衆議院の解散を命ぜられた。翁の失望は、察するに餘り有り、定めし張り詰めた、元氣もなくなつたであらうと思はれたのである。

所が、曩に神鞭氏の勢力で特別輸出港となつた宮津は、折角開港せられたけれど、突然の天下りで土地の者は何の用意もなく、輸出入貨物は如何なるものであるか頓と不明で、只責任者に促され俄か仕立の無理思案から、浦鹽では牛肉なら賣れるだろう、又建築が盛んに行はれて居る故、石の需要はあるだろうと云つて兎も角も牛と石を送つたが、商賣は決してそんな簡単な見込みで、行はれるものでないから、宮津の貿易業者は、此二品の輸出の大失敗で一度に懲りて仕舞ひ、流石神鞭氏の名案も、宮津に何等の福音を齎ら

さなかつた上、遂に再起を断念せしめた。此始末を聞いた翁は、敦賀開港も必要に違ひないが、夫れよりも對岸浦鹽斯徳の視察調査は、更に一層急務なりと考へ、前述の通り視察員を派遣することにしたのである。此視察員は、早速浦鹽斯徳に渡り、西比利亞の奥地まで、進む積りで先づ一人は、當時日本人の經營せる、第一等商店たりし杉浦商店に入り、他の一人は、支那人の一等商館に住み込み、巨細に彼我の貿易状態を調べたが、調査の結果は意外に面白くなく、宮津港の失敗も無理からぬ點ありと分つた。

當時の浦鹽斯徳は、西比利亞鐵道も全通して居らず、軍港中心の商賣は一切が軍人對手で、硝子器、象牙細工、雜貨、密柑、農産物等が、日本輸出品の重なるものであつた。是等の商品は主として長崎から輸出され、一等商店の杉浦が一ヶ年の商内高七萬圓内外と云ふのであるから、其の利益は平均三割で僅々、二萬千圓内外に過ぎない。然るに浦鹽の物價は非常に高率で、店

費が嵩まり收支を引いて純益殆んどなく、本邦商人の儲けて居る者は醜業婦の外絶無と云つて良い位だった。

斯様な實情を調べて、滿二年間の調査報告は、悉く翁の手許に集まつたが其の内に支那人の商店にあつた、眞田信太郎氏は、凍傷に罹り突然死亡し、望月與三郎氏から渡浦當時の約束により、西比利亞鐵道全通まで敦賀の貿易家の子弟を養成する將來の立脚地として、一商店を開きたい希望を述べて來た。所が、此商店計畫の内容は、軍人對手の雜貨店を開くには、店員は若い婦人に限るとの意見であつたので、斯くては貿易商人に損をさせじとの誠意が反て醜業婦呼ばわりの虞れがあるから、翁は之に賛成せず、寧ろ杉浦一等商店を買收し、正々堂々の貿易を營むに如かずと云つて、松本重太郎氏等に相談しつゝ、あつたが、偶々露佛獨三國の干涉あり、日本は遼東半島還附の餘儀なき破目に陥つて、對露貿易は形勢甚だ穩かならざるを以て、遂に此貿易店開

始は、空しく沙汰止みとなつた。

翁は斯くの如く夙くから西比利亞視察員を派遣し、露西亞の内情を調べて居るので、對露貿易には一隻眼を有し、西比利亞鐵道全通後は、必然歐亞交通の大動脈となつて、歐亞兩地の交通往來は全く此鐵道による可きを唱へ敦賀は之によつて將來の運命を開拓するの外なきを主唱したが、果して後に、下村房次郎氏が全國に之を遊説したので、翁の説は間もなく實現した。此問題は敦賀の築港問題に、大關係があるから、他日詳細に述べることにしよう。

又翁は、西比利亞鐵道の、奥地に開通せらるゝに伴ふて、沿道の開拓が進み、年次増大して大豆、豆粕を始め、農産物の大いに出廻ることを豫想し、敦賀は將來是等の貨物を、取扱はねばならぬ運命に在ることを述べたが、當時の人々は、一種の妄想狂なりとして、之に耳を傾けなかつた。併し今日では、翁の云つた通り、浦鹽斯德は、大豆及豆粕の大吞吐港となり、日本向け

のものは、ドシ／＼敦賀にも送られるようになった。

翁の敦賀貿易港運動は、加藤高明氏が、時機尙早と云つたように、確かに時代に、一步進んで居たが、之は先見の明と云ふ可きもので、決して架空の想像ではないから、其の後種々の経緯あり、當局の方針は幾變轉したに拘らず、社會の進運は、遂に翁の希望を現實化せしめ、明治三十二年、勅令を以て、敦賀港の貿易港たる資格を認むるに至つた。若し露西亞が、今日のように、赤化共產國とならず、列國と共に、通商貿易をして居たなら、敦賀は翁の理想通り、日露貿易の中心地として、幾層倍の繁榮を加へたであらうに、此點のみ翁の期待に反せるは、敦賀の爲めと云ふよりも、寧ろ日本の爲めに一大不幸と云はねばならぬ。併し天定まつて、人定まると云ふから、局面の轉換も、遠きにあらずと思ふのである。

◆◆第十四回◆◆

松方藏相に會見敦賀
の經濟事情を陳述す

回顧すれば四十年前の一昔、明治二十四年の頃であつたと思ふ。今は内大臣として宮中に時めく、元老伯爵牧野伸顯氏が、福井縣知事として、地方牧民の職を執つて居た時、偶々敦賀に來つて翁を引見し、慇懃に敦賀の事情を問ひ質した。翁は此時始めて牧野氏に會ひ、一見明敏温厚の人なるを知り、此人の力を借るにあらざれば、敦賀の發展期し難きを思ひ、平生の蘊蓄を傾倒して、所懐を述ぶる所あつた。牧野氏も亦翁の尋常人にあらざるを看破し熱心其の所説を傾聽したが、爾來今日に至るまで約四十年間、翁は牧野氏を

大先輩とし、敦賀の恩人として尊敬し、牧野氏亦翁を北陸唯一の人物として愛護し、兩者君子の清交は管鮑管ならず、水魚の交りも、之に如くはなしと思はれた。英雄は英雄を知り、君子は君子を知ると云ふ詞、正さに牧野氏と翁との關係を、喝破したように思はれるのである。

此時、翁の牧野氏に述べた意見の大意は、敦賀は三百年前から、北陸奥羽の公領米の集散市場となつて居るのみならず、明治十七年、長濱敦賀間、鐵道開通以來は、北陸、奥羽、北海及山陰との沿岸航路發展し、北陸山陰地方より、京阪及東海道筋に仕向けらるゝ産米は敦賀に蝟集し、米産地に必要の肥料も亦此地を經由して、供給せらるゝ有様である。然るに此大市場に米穀肥料の公定相場が立たないから、需給兩者共に至大の不便不利を被つて居る。買はんとする者も賣らんとする者も敦賀の間屋に相場を尋ねると、銘々に違つたことを云つて歸着する所がない。迷ふて居れば時機を逸し、早まれば損をする。此不便不利に對する苦情は、各地方に於て却々喧間敷なつて居る。今は鐵道の起點で據所なくされて居るものゝ、此儘成行に放任しては、敦賀の將來は危ない。他日鐵道の延長によつて、敦賀は米穀肥料の集散市場たる、地位を失ふかも知れぬ。外國の事例を見ても、大量の商品が取引せらるゝ場所には、種々の商業機關備はり、其の取引を助長して居るから、敦賀でも、其の繁榮を持続せしめんとするには、今の間際に於て之が諸機關を完備し、其の利便に懐け置かなければならず、差當り、米穀肥料の公定相場を示し、取引の安全敏活を期する爲めに、米穀肥料の取引所設置は急務中の急務である。

夫れから、此商品に對する金融と云ふものが、更に一層の不便不利を暴露して居る。銀行はあつても士族銀行と云はれ、商賣のことは薩張り分らず、荷爲替を組むなどはテンで知らない。僅かに三井銀行の支店が、些少の荷爲

替を組むも、日歩八錢と云ふべし棒な暴利を貪り、且つ取扱運送店を内國通運の一店に限定せる爲め、多數の取扱ひが出来ない。其の上三井は如何に速く荷物が先方へ到着しても、一週間以上の日歩を取ること定めて居るから近い所へ送る荷物などは、大抵翌日か三日目迄に到着する故、荷主は荷爲替を組んで却つて餘分の損をなし、タツタ數日間の融通を受くるにも半月以上の利息を取られる有様、併し一日でも金融を必要とする者は之れ以外に手段方法なく、此金融の不便は想像以上の慘状なので、之を改良するの途を講せなくては、敦賀の商業は萎靡銷沈するの外ない。而して改善の手段方法としては、他なし、金融の疎通を圖り、荷主に低利を以て、貸出し及び荷爲替の取組みに應ずる爲め、商賣に通じた者が速かに銀行を設立し、敦賀の商業を發展せしむるに在りと云ふのである。

牧野氏は翁から巨細の事情を聞いて、成程と合點し、夫れは至極道理ある

ことで、縣廳としても適當の方策を講じ助力を吝まないが、幸に内閣總理大臣兼大藏大臣は、松方正義侯と云つて、財政經濟に精通して居るから、一應松方大臣に面會し、事情を具陳したら良からうと云つたので、翁は即座に之を領承し、牧野氏と共に東上、松方大藏大臣に意見を述べることになつたが之ぞ他日翁が松方侯の知遇を得て、敦賀の問題を中央に紹介し、帝都に勢力を伸べた發端で、又大和田銀行を設立するに至つた動機にならうとは、神ならぬ身の、測り難い運命であると云はねばならぬ。

翁は牧野氏の紹介で松方大藏大臣に面會し、牧野氏に述べたと同様の説を陳情したが、流石日本第一の財政通であるだけ、翁の經濟談を興味あり氣に傾聽し、當然の説として直ちに肯定賛成せられた。松方侯は他の政治家のようには、人氣取りの派手な政策を執らなかつたが、人民の利害休戚に就いては衷心から深く心配せられたので、翁の言々句々肺肝より出る熱誠には頗る感

動し、取引所設置には即座に賛成を表せられた。併し當時政府の手許へ、全國六十三ヶ所から、取引所設置の出願あり、一度之に手を染めんか、全國は蜂の巣を衝いたように騒ぎ立て、取引所政策を誤まるので、之は徐ろに時機を俟ち適當の取捨選擇を行ひ、各地の取引所設置を決定せねばならぬ。敦賀に取引所設置の必要は、充分に認むるも國家の爲めに、約二年間程の辛棒をせよとの言であつた。

松方大藏大臣は更に話頭を轉じて、取引所のこととは時機を俟つ必要あるも銀行の設立には何等の制限がないから、明日からでも實行が出来る。若し敦賀の金融状態が、貴君の云ふ通り不便梗塞を極めて居るとせば、政府としては、之を放棄して置く譯に往かぬ。現在の國立銀行は士族を救ふ爲めに出来たのであるから、商業の實際に通じないことは事實である。政府は商業に通じた人の銀行を出願せしめんと欲するも、實業家が一向に奮發せないことを

遺憾として居る。幸ひにして貴君のような商賣人が、實際上から金融の不便を認め、銀行の設立を促すに至つたのは、國家の爲めに喜ぶ所である。早速銀行を出願せば、政府は猶豫なく許可する積りであるから、之は至急實行するが良からうと、切に銀行設立を勧められた。

翁は當時實際、他から敦賀へ荷爲替銀行の設立を希望し、其の促進に努めて居たが、翁自身銀行を設立するなどの考へは毛頭なかつた。現に大津の百三十六國立銀行の株を多く引受けて敦賀に支店を出させたるに、其本店重役の所置宜しき得ず、大藏省吏員の實地検査後一ヶ月も経たぬ間に、資本金以上の損失を曝露し、空しく破産の運命に陥りて、翁も亦莫大の損失を被つたから、銀行と云ふ商賣は甚だ危険で、商人の妄りに關係す可き事業でないと思つて居た。开處で、松方侯から銀行の設立を勧められ、意外のことに驚いて、自分は一向に銀行の内容を承知せぬので、直接經營などは思ひも寄ら

ぬ旨を告げ、體よく松方侯の勸告を謝絶した。

所が、松方侯は却々翁の謝絶を問題にもしないで『夫れは銀行經營の衝に當つて居る人物如何にあるのだ。今の國立銀行は士族が多い。此士族は一向銀行の經營を知らないが、夫れでも眞面目であれば立派に遣つて往けるではないか。商業地の銀行は商賣に通じた者が遣らなくてはウソである。貴君の性質として他を詐り自己を欺く様な事はあるまいから、安心してよし、何も躊躇する點はない。夫れでも銀行の設立が六ヶ敷いと云ふならば、君は恰も政府に實行出來ぬことを求めて、空論を唱へた事になる。實業家は決して無責任のことを云つてはならぬ』と懇々誠實の意、面に顯はれて、翁を説服するやら窘めるやら却々熱心に勧められた。之を傍らにあつて聞いて居た牧野氏も、松方侯の熱心振りに感じ、翁に決心を促したので遂に覺悟を定め、必ず銀行設立の出願を爲すことを約し、松方總理の官邸を辭去した。之が大

和田銀行設立の由來で、翁が銀行家となる第一階梯である。

當時の銀行は、明治五年に發布せられた國立銀行條例によつて營業免許を受け、秩祿公債を擔保に、紙幣を發行するの權利を持つて、却々威張つたものであつた。元來政府が、國立銀行の設置を許す目的は、華族や士族の財産を保護する爲めで、民間の商業に便利を與へるなど云ふことは、殆んど眼中に無く、單に華族及士族の家祿奉還によつて所有する秩祿公債を保管せしめ其の利殖を圖らしむるにあつた。従つて各銀行の經營者も、大部分士族出の役人肌の人多く、地方の銀行に這入れば恰かも役所に往つた觀あり、預金者でも叩頭が足らぬと、忽ち叱り飛ばされた位のものである。世人之を士族銀行と綽名して、其の經營の不眞面目を冷評したが、此士族銀行には貸し倒れが多く、破綻する者少なからず、松方侯も深く國立銀行の前途に心配して居たから、特に翁に對して商賣人の銀行を作り、商賣的に經營せんことを求め

た。

松方侯は日本の幣制に大改革を加へた財政家で、明治十七年日本銀行を創設し、兌換制度を布き、国立銀行紙幣を回収するの途を開いたが、明治二十四五年頃は、未だ国立銀行の満期到らず、銀行紙幣の發行高は二千五六百萬圓を殘存し、金融市場は猶ほ整理の途中に在るを免れなかつた。勿論松方侯は、銀行業の前途に對し、光明を認めて居たであろうが、翁としては却々杞憂多く、容易に決心も着かなかつたけれど、公共心に篤い翁は、松方侯から國家の爲め社會の爲め努力せよと勵まされて、結局損失を覺悟の上銀行設立を決心したのである。所が、之が偶々儲けとなつて、大和田家の資産を確立するに至つたのは、眞に禍福吉凶糾へる繩の如しと云ひつ可きである。

知者不惑。仁者不憂。勇者不懼。

(論語)

◆◆ 第十五回 ◆◆

銀行設立の決意堅く準備に没頭す

斯くて翁は松方侯に會見の結果、意外にも、銀行を設立せなくてはならぬことになつたので、急遽敦賀に歸り、之を四五の有志者に諮つた所、皆双手を舉げて賛成を表するに至つたから、幸先好しと直ちに銀行設立の準備に取りかゝつた。資本金を拾萬圓と定め半額五萬圓拂込の上、營業を開始することにし、翁は一族を取り纏め、少なくとも其の半分位は出資をする決心で殘餘は敦賀の有志者に引受け方を依頼し、既に大部分の内諾を得て居るから翁の計畫は立所に成就する筈であつた。

當時敦賀には、小濱に本店を有する第二十五国立銀行の支店あり、又他に

三井銀行の支店もあつたが、二十五銀行敦賀支店は、前に述べた通り、士族の國立銀行であるから、其の營業振りは頓と商賣人に向かず、更に活動發展の模様も見へぬので、之は問題外とし、一方三井支店の方は、敦賀縣の爲替方を勤めて居た關係から、荷爲替の取組みにも應じ、稍々商賣的の經營振りを遣つて居たけれど、荷爲替には八錢の高日歩を徴收し、取扱運送店も内國通運の一店に限局し、其預金は拾四五萬圓程あつたけれど、商品の貸出しは自行所有の倉庫に這入る丈けと限られたので、僅か貳參萬圓内外に過ぎぬ。故に當時繁盛を極めた貨物の集散に對しては、殆んど金融機關が無かつたも同様に、一般の不便云ふに忍びざるものがあつた。

殊に爲替の日歩八錢最短期一週間以上と云ふことは、敦賀商人の最も苦痛とした所であるから、新設銀行としては勢ひ三井に對抗し、爲替日歩引下げの方針を執らなければならず、又翁が政府當局に陳情した眼目も、此點にあつた。

つたのであるから、何としても新設銀行は、三井銀行と競争するの決心覺悟がなくては、創立の價値がない。其處で翁は無據所、大決心を以て三井に對抗するの方針を明かにし、參加の有志者に發表した所、之を聞いた人々は大に驚き、三井の如き大銀行に敵對するは、恰かも螳螂の斧を以て、隆車に向ふようなもので、失敗は掌を指すが如しと云つて忽ち前途を悲觀し、曩きに賛成した者も俄かに之を取消し、有志者の參加は全然見込ないことになつて了つた。

三井に對抗の一事で新設銀行は、殆んど孤立無援の状態に陥つたので、翁は思案に餘り之を牧野氏に相談したが、一旦銀行設立を決心してからは、段々將來の見込みも出來て居る場合であり、又三井と競争しても必らずしも敗けると限らない自信もあり、徒らに事大思想に捉はれて逡巡躊躇す可きにあらずとの説もあり、松方侯に對しても今更中止する譯に往かないから、遂に

全部の株式を獨力引受ける覺悟で、飽迄銀行設立を進めることになり、之が爲めに特に財産を整理して愈よ最後の臍を堅むるに至つた。

开處で翁は、銀行設立準備の爲め大阪に出懸けて、一應各銀行の營業狀態を視察することにした。流石生粹の商賣人であるから、一日の視察で各銀行の取引振りも分り、速くも大體銀行の經營を呑み込んだのは、全く天才肌の銀行家と云はねばならぬ。當時國文社と云ふのが各銀行の印刷物を引受けて居たので、其處の主人に面會し、各銀行の帳簿書類傳票等を見せて貰らひ、其の内最も完全せる三井、百三十銀行等の様式に大和田銀行と記入して、半年分を取り纏め印刷す可く注文し、之で一切の書類は調ふことが出來た。

次ぎに新銀行は、開業當日から荷爲替を取組むのが主たる目的なので、東京に出懸けて第一銀行を訪問し、佐々木勇之助氏に面會し、コレスポンデンスの取引を依頼したが、當時大和田銀行は、マダ設立出來て居なかつたから

ホンの豫約に過ぎず、コレスポンデンスの豫約などは外國にも其例がない所だと、第一銀行では翁の申込みに驚いたエピソードもある。併し第一銀行では、結局翁の目的を諒とし、五千圓の保證金を取つて、設立許可の日よりコレスポンデンスに應ずることにした。更に敦賀は北海道と密接な商賣關係ある故、第二十銀行に至り佐々木慎四郎氏に面會し、第一同様の契約をしたが、兩銀行とコレスの取引を爲すのみに、五萬圓の拂込資本中既に一萬圓を取られ、此上マダ／＼澤山の銀行と取引を開始せなければならぬに、一行五千圓宛保證金を取られては、何程の資本があつても足らぬ譯だと、翁は始めて前途容易ならぬことに驚かされた。

庶莫^{さもあらは}あれ、窮して通すと云ふ通り、翁は之を牧野氏に相談した所、牧野氏は日本銀行に諮り翁の眞面目な人となりを紹介したから、日本銀行より各地銀行へ口添へする所あり、爾來ドシ／＼無擔保でコレスポンデンスの契約出

來、取引銀行の方は頗る順調に運んだ。一方銀行員に就いては金澤の國庫に勤めて居た頭の低い老人を支配人に雇入れ、大阪商業の主計科を出た者を計算方とし、礼讀みは誰れも馴れないから迎、都會銀行の小僧一名を雇備し、小使一名其の他を合せ五名で仕事は充分だとの見込みで、人員の配置を了り一方家屋は自分の借家を明けさせ、大體の準備が整ふたので、愈よ正式に銀行設立の願書を提出し、牧野知事は直ちに主務省へ之を進達せられたから、間もなく許可の指令が降つた。

銀行の開業したのは、松方總理の官邸で決心した時から三十日目の明治二十五年十一月一日で、之より先き大和銀行の主たる營業目的は、荷爲替の取組みにあるを以て此點に獨特の長所を發揮せなければならず、差當り翁は苦心の末成る可く多くの荷主に金融の便を開くには、先づ多數の運送店に、荷爲替取組みを開放するの必要あり、併し運送店は多數あるも、一店として

信用の出来る者がないので、一時の便法としては、銀行が直接荷爲替付き荷物の發送人となるの外ないので、荷物の發着地たる金ヶ崎に出張所を設け、嚴重に荷物を監査し、之に荷爲替を組むことにした。斯くすれば運送店は自己の引替證を發行せずして當然の収益を得ることであり、荷主も金融の便宜を得るのみならず、其の取扱運送店も廣く擴張されたから、一般に之を利便とするは勿論で、大和銀行は之を實施してより、忽ち荷主や運送店の満足を得し、彼等は大和銀行を恩人と稱するに至つた。

此金ヶ崎出張所と本店との間を迅速に聯繫し、目的の金融を敏活にする爲め、相互に私設電話を開通せしむることは必要の措置なので、早速遞信省へ私設電話の架設を出願し、直ちに其の許可を得、咄嗟の間に敷設に着手した然るに文明の利器を知らない敦賀の町民は、此電話線の架設を危険視して抗議を申込んだが、其の理由は電線の架設は、祭禮に支障ありと云ふにあつた

が、夫は遞信省の認可權であると刎ねたから、更に電柱の敷設は町の承諾を経べきものであると再び異議を云つたが、其の時は既に警察の許可を得て電柱を建設し了り、電線も架設せられた翌日であつたので、文明の利器と町の發展を説いて漸く鳴を鎮め、爾來日々金ヶ崎出張所と、本店との間に、頻繁な通話交換され、荷爲替の取組みが、迅速敏活に行はれるので、敦賀町民も翁の先見の明あり、大膽な遣り方に、一驚を喫したと云ふ一挿話もある。

翁は開業前嚴に行員を戒めて、在來の銀行を士族銀行とすれば之と正反對に大和田銀行は現在の吳服屋式で顧客に接するに親切丁寧、迎送には必らず叩頭し客の出入には必ず聲を懸けて敬意を表す可きを命じたから、舊來の御役所式士族銀行に馴れた人々は、異様の感を懷き又行員も皆前垂掛けであるから、一時丁稚銀行、或は燕銀行との綽名さへ附けられ、在來の士族銀行を丁髷銀行とし、好個の對照とせられた。然かも翁は、深く信する所あり、丁

稚銀行又は吳服屋銀行と稱せらるゝを却つて名譽とし、徹頭徹尾此主義で到る處の支店も、其の風に倣はしめ北陸を風靡し、各銀行の尊大振りを一變せしめたのは、自信に篤き人ならではの、出来ない藝當である。

由利公正氏は福井縣の名士で、明治初頭に於ける我國の紙幣や國債を創始した傑出の財政家であつたが、翁の銀行開業を喜んで、健全なる發達を望む餘り、大に注意を加へんとし、翁に向つて先づ如何なる理想を以て銀行を経營する積りかと質問を發した所、翁は之に對して唯一に社會奉仕の一念あるのみと答へた。由利氏は『夫れなら間違ひはあるまい、今の銀行家のように銀行で金儲けを考へたり、自家に資金を融通せん爲めに銀行設立を目論んだりしては末が恐ろしい』と云つて多く語らず、大和田銀行は大丈夫である人に吹聴せられた由、流石に北陸の由利氏と云はれた人だけあつて、着眼點も自から他と異なるを認めねばならぬ。

翁の銀行經營振りは、今日に於て別段目新しい珍とす可きこともないが、當時銀行を一種の官衙のように考へて居た場合に、吳服屋的に人の近附き易く遣つたのは、確かに一異彩であり、又銀行を普通の商賣的に見ないで、公共の經濟機關として社會奉仕に理想を置いたのは、應さに時流に一頭地を抽んでたものである。今日大和田銀行が北陸第一の堅實な大銀行として、幾多の大波瀾に遭遇し些の動搖を來さず、業務の日に發展を告ぐる、蓋し偶然にあらざるを知る可しである。

翁が此銀行を設立する爲めに作つた定款は、今日既に幾多の修正を加へられ、復た其の痕跡だになしと雖も、當時の一般銀行の定款を知るに足り、大和田銀行の由來並に第一歩の組織を明かに知ることが出来るから、特に掲げて、讀者の參考に資することにした。

明治廿五年十月十一日認可

大和田銀行定款

第壹章 組

織

第壹條 當銀行ハ資本ヲ株式ニ分チ其義務ニ對シテハ銀行財産ノミ責任ヲ負フモノトス

第貳條 當銀行ハ第參章ニ掲クル事業ヲ經營スルヲ以テ目的トス

第三條 當銀行ハ大和田銀行ト稱シ本店ヲ福井縣敦賀郡敦賀町字蓬萊廿六番地ニ設置ス

但營業ノ都合ニ依リ便宜ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ設置シ及他ノ銀行會社ト「コレレスポンドンズ」ヲ締約スルコトアルヘシ

第四條 當銀行ノ營業年限ハ設立認可ノ日ヨリ滿二十ヶ年トス

但株主總會決議ノ上是ヲ繼續スルコトヲ得

第五條 當銀行ニ於テ使用スル印象左ノ如シ

第貳章 資本及株式

第六條 當銀行ノ資本金ハ拾萬圓ニシテ其株式ヲ百株ニ分チ壹株ノ金額ヲ壹千圓トス

但資本ノ増減ハ株主總會ノ議決ヲ經テ之ヲ爲スコトヲ得

第七條 資本拂込ノ期限及其割合ハ左ノ如シ

第一回資本金高ノ四分ノ一 (一株ニ付金貳百五拾圓)

但會社設立ノ免許ヲ得タルトキハ取締役ノ通知ヲ得テ直ニ拂込ムモノトス

第二回資本金高ノ四分ノ一 (一株ニ付金貳百五拾圓)

但第一回拂込後五ヶ月已内ニ拂込モノトス

第三回以后ノ拂込ハ取締役ニ於テ必要トシ株主總會決議ノ上其金額及拂込期日ヲ定ムルモノトス

第八條 當銀行ノ株式ハ一株毎ニ株券一通ヲ作り株金第一回ノ拂込アルキハ假株券ヲ交附シ追テ金額拂込ノ上本券ト引換フルモノトス

但假株券及本株券ノ雛形ハ左ノ如シ

第九條 當銀行ノ株主拂込期日ヲ忘リタルキハ更ニ十日間ニ拂込ム可キ旨ノ督促ヲ爲シ尙拂込マサルニ於テハ其株券ハ銀行ノ處有トナシ之ヲ公賣ニ附スヘシ若シ其賣得シタル代金ニテ拂込金額延滞利息及其費用等ニ滿タサレバ不足金ハ前株主ヨリ追求シ餘剩アレハ之レヲ還付ス

但延滞ニ係ル利息ハ拂込期日ヨリ處分結了マテ年七歩ノ割合ヲ以テ仕拂ハシム

第十條 當銀行ノ株式ヲ賣買讓與セント欲スル者ハ其株券ノ裏面ヘ双方署名捺印シ賣買又ハ讓與證書ヲ添ヘ當銀行ヘ持參シ之カ承認ヲ受クヘシ

第十一條 前條株式賣買讓與ノ承認ヲ爲スニハ頭取取締役其株券ノ裏面ニ署名捺印シ同時ニ其旨ヲ株主名簿ニ記入スヘシ

但相當ノ手数料ヲ領收スルモノトス

第十二條 株式ノ賣買讓與ハ第十條第十條手續ヲ經ルニ非レハ銀行ニ對シテ其効ナシ

第十三條 株券損傷又ハ紛失セシキハ其事由ヲ明記シ保證人連署セル證書ヲ差出シ新株券ノ交附ヲ請求スルヲ得

但紛失ノ場合ニ於テハ之ヲ新聞紙ニ廣告シ且其賣買ヲ停止シ三ヶ月ヲ經テ發見セサルキハ新株券ヲ交附スヘシ

新株券并ニ廣告ノ費用ハ本人ヨリ之ヲ徵收ス

第十四條 株主住所姓名ヲ變更シタルキハ必ス之ヲ當銀行ニ届出ツヘシ當銀行ハ之ヲ株主名簿ニ記載スヘシ

第十五條 當銀行ハ毎半ケ年ヲ以テ營業年度トシ其營業年度中一回取締役ノ見込ヲ以テ二十日以内株券ノ賣買讓與ヲ停止スルヲアルヘシ

第三章 營業

第十六條 當銀行ノ營業ハ左ノ如シ

一 證券ノ割引及代金取立

二 爲換及ヒ荷爲換

三 諸預金及貸附

第十七條 當銀行ハ前條ノ外營業ノ都合ニヨリ左ノ事業ヲナスヲアルヘシ

一 國債證券地方債證券及地金銀ノ買入

二 金銀貨貴金屬諸證券等ノ保護預及兩替

第十八條 當銀行ハ前二條ニ掲クルモノ、外他ノ事業ニ從事セス

但左ニ記載スル物件ヲ引取り之ヲ所有シ又ハ之ヲ買取り或ハ賣拂フハ此限ニアラス

一 銀行ノ營業上必要ナル地所家屋

二 貸金返済ノ期限ヲ過キ借主ヨリ返金ノ代トシテ引渡サレタル動産不動産
三 貸金ノ質又ハ抵當ニシテ裁判上公賣ニ附シタル動産不動産

第拾九條 前條第二第三ニ記載スル物件中動産ハ六ヶ月不動産ハ二ケ年已内ニ賣拂フヘシ

第貳拾條 當銀行ハ自己ノ株券ヲ所有シ又ハ之ヲ質ニ取ルコトヲ爲サ、ル可シ

但拂込ヲ爲サ、ルカ爲メ銀行ノ所有トナリタル株券又ハ債務辨償ノ爲メ之ヲ引取り若クハ其他ノ

事由ニ因リ銀行ニ交附セラレ若クハ移屬シタル株券ハ一ヶ月已内ニ之ヲ公賣シ其代金ヲ銀行ニ收

ム

第貳拾壹條 當銀行ノ營業時間ハ毎日午前八時ヨリ午後第四時迄トス

休業日ハ大祭日祝日及日曜日ニ限ル

但止ヲ得ザル事故アルハ地方長官ニ届出テ豫メ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ廣告シタル上休業スル

コトヲ得

第四章 役員

第貳拾貳條 當銀行ノ役員ハ左ノ如シ

取締役 貳名

内頭取 壹名

支配人 壹名

書記方

出納方

計算方

但支配人已下ハ豫メ人員ヲ定メス

第貳拾參條 取締役ハ株主總會ニ於テ拾株已上ヲ所持スル株主中ヨリ選舉シ其中ヨリ主トシテ業務ヲ

取扱フヘキ專務取締役ヲ互撰シ之ヲ頭取トス

但取締役ノ任期ハ三ヶ年トシ滿期ニ至リ再選スルコトヲ得

第貳拾四條 支配人書記方出納方計算方等ノ役員ハ取締役ノ協議ヲ以テ任免スルモノトス

第貳拾五條 頭取ハ當銀行全般ノ事務ヲ總理シ定款及取締役ノ協議ニヨリ凡百ノ事業ヲ施行スルノ權

アルモノトス

第貳拾六條 取締役ハ當銀行ノ事務ニ付總テ當銀行ヲ代理スル專權ヲ有ス

第貳拾七條 取締役ハ職務規定事務順序其他申合規則等ヲ選定シ之ヲ施行スルモノトス

第貳拾八條 取締役ハ其在職中自己ノ所有ニ係ル當銀行ノ株式拾個ヲ禁融通ノ印ヲ捺シ當銀行ニ預ケ

入ルヘシ此株券ハ本人退職スト雖モ其期ノ決算報告株主總會ノ認定ヲ經タル後ニアラサレハ之ヲ

還付セサルヘシ

第貳拾九條 取締役ハ在任中ニ生シタル義務ニ付連帶無限ノ責任ヲ負フ

但其責任ハ退任後一ヶ年ノ滿了ニ依テ消滅ス

第參拾條 當銀行取締役其他役員ノ給料ハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ムルモノトス

第五章 總會

第參拾壹條 株主總會ハ通常總會ト臨時總會トノ二様ニ分チ通常總會ハ毎月一、七月ニ之ヲ開キ前期

ノ諸計算報告書及利益金ノ配當案ヲ決議シ臨時總會ハ取締役ニ於テ必要ト認ムルモ又ハ總株金ノ五分ノ一已上ニ當ル株主ヨリ會議ノ目的ヲ示シテ申立ツルモ之ヲ開クヘシ

第參拾貳條 總會ヲ開カントスルモハ豫メ議事ノ要旨ヲ記載シ場所日限時刻ヲ定メ少クモ十四日前ニ各株主ヘ通知スヘシ

第參拾參條 總會ノ議長ハ頭取之ニ任スヘシ
但臨時總會ノ議長ハ株主中ヨリ臨時之ヲ撰任スルコトヲ得

第參拾四條 總會ノ議事ハ總株金ノ四分ノ一已上ニ當ル株主出席シ其議決權ノ過半數ニ依テ決議ヲナス

第參拾五條 株主發言投票ノ權利ハ其所有ノ株數一株ニ付一個トス
但株金ノ拂込ヲ怠ル者ハ發言投票ノ權ヲ失フモノトス

第參拾六條 株主ハ代人ヲシテ總會ニ出席シ發言投票ヲ爲サシムルヲ得ヘシト雖モ其代人ハ必ス當銀行ノ株主タルモノニ限ルヘシ
但當銀行ノ役員ハ代人タルコトヲ得ス

第參拾七條 總會ニ於テ議決シタル事件ハ之ヲ決議録ニ登載シ取締役一同記名捺印スヘシ

第參拾八條 當銀行ノ損益ハ毎年六月十二月ニ之ヲ決算シ全體ノ總益金ヨリ一切ノ諸經費損失補填ノ金額及役員賞與金等ヲ引去リ其殘金ヲ純益金トシ左ノ如ク配當スヘシ

- 一 純益金ノ百分ノ三十已上積立金

第六章 決算及報告

但株金ノ全額ニ至ル迄ヲ目的トシテ積立ツルモノトス
一 同上 百分ノ七十已下株主ヘ配當金
第參拾九條 當銀行ノ株主ハ營業時間中銀行ノ事務差支ナキ限りハ何時ニテモ諸帳簿并ニ諸書類ノ展閱ヲ請求スルコトヲ得

第七章 解散

第拾條 當銀行解散ノ場合ニ於テハ總會ニ於テ清算人ヲ撰定シ清算事務ヲ委任スヘシ
但人員及清算事務委任ニ關スル條件ハ總會ニ於テ之ヲ議定スルモノトス

第八章 定款ノ變更

第拾壹條 此定款ノ箇條ハ株主總會ノ決議ヲ經テ更正加除スルコトヲ得
但更正加除シタル箇條ハ其都度官廳ニ届出ツルモノトス
右ハ明治廿五年九月二十三日當銀行設立發起人ニ於テ之ヲ決定シ各々記名調印スルモノナリ

大和田銀行設立發起人

大和田 莊 七 印

大和田 金之助 印

大和田銀行の異數な發展

大和田銀行は明治二十五年十一月一日を以て開店し、第一着に三錢日歩五日期限で荷爲替の取組みに應じた。之を三井の八錢日歩十日内外の期限に比すれば、殆んど半額にも満たない低利率なので、敦賀の商人をアツト驚かし我もくと詰め懸けたから、忽ち門前市をなし、荷主も運送屋も共に喜んで、復た三井を顧みる者なくなつた。年末迄に、僅々四十六日の營業日であつたけれど、荷爲替の取組高數萬俵に達し一俵も他に渡さなかつた。翁は豫てより損失を覺悟して居たに、案外相當の利益あつて、翌二十六年上半季は年七朱の利益率を擧げ、同下半季は一割四歩の利益率を計上するに至つた。

以て如何に大和田銀行が、開業勿々人氣を博したかを窺ふに足るのである。翌明治二十七年の春、銀行條例が改正されたので直ちに、大和田銀行を個人銀行に組織を變更して、資本金拾萬圓の全額を拂込みとして、一般貸出しに應じ、以て敦賀の商人をして近江より其商權を恢復せしめたのであつた。之に反して、一方三井銀行の淋れ方は、大變なもので、荷爲替の取引は全く杜絶し門前雀羅を張り、支店としては、荷爲替の暴利で多額の収益を擧げつゝあつたものが、却つて數千圓の欠損を計上するに至つた。三井としては敦賀位を眼中に置いて居ないし大した預金も集まらないから、欠損までして支店を維持する考へもなく、遂に明治二十七年の夏、斷然之を閉鎖するに決めた。然るに先年翁の銀行設立に參加を勧められ、三井と對抗するの一事を以て、前途を懸念して退いた人々は、翁の銀行が意外の好成績を示して、二十七年上半季には、既に一割五歩餘の利益率を得るに至つたのみならず、今

や三井銀行が引揚ぐるようになったので、羨望の餘り俄かに三井銀行の跡を引受け、敦賀銀行を設立することにした。

所が、福井縣廳では、既に大和田銀行の出来て居るのに、其の上銀行の濫設は競争の弊を免れずとし、大和田の同意を得よとて容易に願書を進達せなかつたから、今度は敦賀の有力者二百人程を發企人に入れ、更に鐵面皮にも翁に向ひ豫ての意見通り敦賀人固有の銀行を作るのであるから、大和田銀行を解散し此敦賀銀行の發企人たる可く申込んで來た。翁は之に對し大和田銀行は營利を離れ敦賀の財界調節が目的で生れた關係上、若し解散せば三井時代の二の舞が案じられるとし之を拒絶したので、發起人等は何としても其の設立に必要があるので、再び翁の名義だけなりと列するのを懇望して來た。其處で翁は其の苦衷に同情して僅かに發起人たるの名義を承諾したから、一般も安心して募株を引受け、縣廳も異議なく之を進達し、明治二十七年の秋

大藏省の免許を得て、爰に敦賀には大和田銀行の外、資本金拾五萬圓拂込七萬五千圓の敦賀銀行が成立するに至つた。

翁は素より敦賀銀行を眼中に置いて居なただけれど、敦賀銀行では大和田銀行を眼の上の瘤とし、絶えず惡聲を放つて競争の態度を執つたが、夫れにも拘らず銀行に對する社會の信用は誠に微妙なもので、三井銀行の預金は大部分大和田銀行に集まり、三井の後繼者である敦賀銀行には僅かしか止まらなかつた。之が爲めに大和田銀行は、敦賀銀行から甚だしき嫉視反感を受け夫れが段々嵩じて、在らゆる中傷壓迫さへ受くるに至つたのは、商賣敵として蓋し已むを得ない所であらう。

是より先き明治二十六年十一月、翁は敦賀取引所の設立免許狀を携へて歸敦するや、敦賀の大恩人として停車場に翁を歓迎する者數百名、翁の人氣は素晴らしい勢ひであつたのを追想して、敦賀銀行では大和田の勢力は取引所

の設置で攬めたものと誤認し、遂に取引所にまで中傷妨害を加ふるに至つたから、如何に寛宏の翁も、一時は非常に立腹し敦賀銀行と飽迄競争せんと考へたが、深く熟慮すれば畢竟三井を大和田化して生れた所の敦賀銀行と争ふは餘りの大人氣なさに之も思ひ止まり、北陸の天地は廣く敦賀の小都會で銚鉄の利を争ふは、其本志にも悖り餘りに了見の小なるを感じ、遂に敦賀は單に敦賀銀行の獨占と壟斷を制するに止め、別天地を開拓する積りで、明治二十九年十月、大阪に支店を設置して、其準備機關に宛て、先づ擴張の第一歩として、明治三十年二月、武生に支店を新設することにした。

此武生の地に對して、翁は曾つて大水害に當り鐵道の破壊で米價亂騰の際電報を打つて低廉な米穀を無限に供給する旨を告げて之を抑壓し、町民の飢餓に迫るを救済したことあるので、大和田銀行の支店設置は非常な歡迎を受け、預金は一時に洪水の流れるが如く支店に殺到蟄集した。中には永年壺に

入れて地中に埋藏した銀貨を其の儘持參する者あり、或は特に地下に隠匿した爲めに、黴の生へたポト／＼の五十錢札を、大和田銀行なら大丈夫なりとして多額に預入した者あり、大體武生は預金の地であるけれど、預入は意外に多く殆んど放資先に困まる程の盛況であつた。

大和田銀行は本來放資の目的で設立せられたのであるが、銀行の信用昂まると共に預金は逐年増加し、預金銀行としても、地方銀行中錚々のものとなつたから、勢ひ放資の途をも擴張しなければならず、又續いて北陸に支店増設の計畫で大阪に支店を設置したが、大阪支店の要は日本銀行と密接な關係取引を開いて、常に各本支店間の金融疏通を滑かにすると共に、一朝の有事に備へるにあり、假令ば地方本支店に遊資あれば、一時大阪で確實な商業手形又は有價證券の擔保に放資し、本支店の必要に應じて何時でも日本銀行の再割引で、放資が轉じて現金となり、直ちに本支店に這入つて來るから、銀

行營業は、一層確實便利となつて、幾多の經濟的波瀾にも、些の動搖を感ぜないようになるのである。

斯くして大和田銀行は、地方支店の新設擴張に没頭しつゝも、敦賀に對しては相變らず金融上の貢獻を怠らないで、日に月に敦賀商人の信賴を博して居た。現に敦賀商人は資本の欠乏せる爲め、近江商人に其の商權を奪はれ不當の損害を被りつゝ、之に甘んぜざるを得なかつた。譬へば敦賀の重要商品である北海産魚肥料にも、敦賀で融通の途がなかつたから、敦賀商人は、其賣り先きである江州商人によつて、送り附けた魚肥料を擔保に金を借つて居たのである。夫れに對して江州商人は狡猾にも擔保品を勝手にハタ賣りしながら、後に相場が下れば其安値で仕切り、上つた時は時價で仕切らないから、其の不服を云へば先づ貸金を戻せと云はれ、遂に安値で泣き寢入りとなり、敦賀商人は何時も損許りして居たが、翁は敦賀の爲めに、一肌脱いで素晴らし

しい、商權回復の例を作つたことがある。

夫れは曾つて江州の某豪商が何時もの通り、ハタ賣りしながら、安い仕切り値を唱へて、不當に巨額を詐取せんとした時に、翁は敦賀商人の乞ひを容れ、銀行から金を持參せしめ談判さしたに、先方は敦賀商人に資金のないことを見縊り、借金さへ持參せば何時でも品物を返却す可しと唱へ、當時の相場に買ひ應じなかつたが、愈よ現金を提供するに及んで、忽ち兜を脱ぎ品物は既に賣却したことを自白し、最早一物をも遺さざるを以て、實際の賣値に仕切りたき旨を懇願し、僅かに事濟みとなつた事件で、之よりして江州人は敦賀の商人には大和田銀行の後援ある故、馬鹿に出來すと傳へ、以來其の取引振りが大いに改まつて來た。而して大和田銀行では、魚肥料に對し努めて便利と低利に敦賀で融通を興へたから、江州商人に金を借るもの絶無となり賣れば荷爲替附きで送ると云ふ權幕になつて、敦賀商人は忽ち其の商權を回

復するに至り、夫れよりして大和田銀行を敦賀の大恩人とし、之に足を向け
て寢てはならぬと云ふような信仰振りを發揮するに至つた。

大和田銀行の設立によつて、敦賀の貸金が始めて日歩勘定となり、其日歩も
一舉に低落して、大阪と僅かに一二厘の上鞘を示すに過ぎず、殊に大阪に支店
開設の効果は靦面てきめんに顯れて、彼此金融疏通の活躍を見たが、更に之によつて
恰かも人體に新血液の流通した如く、敦賀の産業界は、頓に潑瀾の生氣を帶
ぶるに至つた。他國人は小都會の敦賀に過分なものは銀行許りであると云つ
て居るが、そは取りも直さず、大和田銀行を指摘するに外ならず、以て大和
田銀行の如何に發展せるかを窺ふ可く、翁の堅實な營業振りを知るに足るの
である。

有陰德者必有陽報。有陰行者必有昭名。

(淮南子)

◇◇ 第十七回 ◇◇

福井の羽二重工業に融資の途を開く

大和田銀行は先づ武生に支店を設置し、北陸各地に驥足を伸ばすの端緒を
開くと共に、歩を進めて明治三十年の夏、福井にも亦支店を開いた。翁は間
もなく福井の金融と機業の關係を視察の爲め出張した所、突然同地の某有力
者から一料亭に招かれ盛んな饗應を享けた後、金融を頼まれたので、翁は驚
き開き直つて『銀行は金融の商賣人で、顧客を待つものである。殊に大和田
銀行は丁稚銀行であるから、呼附けて御用命あるべき筈だ。一體立派な擔保
で金を借るのに、銀行員を料理屋へ呼ぶと云ふ一事で以て、福井の特別な高
利と、製産費が高くて儲からぬと云ふ原因が、すつかり解つた。此福井の生

命である大問題をあなた方の様な有力者が、今日まで等閑に附して居らるゝのが甚だ不可思議である。福井は政争には金の草鞋で騒ぐと聞いたが、肝腎の實業には甚だ冷やかである様だ』と大いに戒めたので、某氏は且つ恥ぢ且つ悔ひ切に教へを求めた。

其處で翁は工業經濟の原則を説いて『工業には第一資金が低利でなくてはならぬ。原料の買入れには時期がある。製品を賣るにも時を撰ばねばならぬ。此三ツが適當に行はれて、始めて工業の利益を見るのである。福井は此都べてに逆行して金利も日本一に高い。當時の歩合を對照すると、日本銀行の割引は壹錢八厘、大阪の普通商品貸出しは貳錢貳厘、敦賀の同一貸出しは貳錢三四厘、福井は糸の貸出し參錢八厘以上であつた。夫れは資金の大欠乏が原因で料亭式が突飛な高利を生み、原料も金のために好時期に買へぬ。製品も金を急いで時を待たずに投げ賣すからたまらぬ。福井は輸出羽二重の先覺

者でありながら、後進者に追越されつゝあるのも金のためで、要は此金の供給を滑らかにするにある。世間の大銀行が此高利を見ながら店を出さないのは、預金銀行である以上福井に固定さしては一朝、事ある時に困るからである。故に此固定の根本的解決は、日本銀行の再割を求むるにある』ことを力説した。其理由は羽二重は國産の有數な輸出貿易品で、半官半民の日本銀行たるもの、國家のために之を援助すべきである。福井の機業家にして一致協戮、此正々堂々たる問題を提げて日本銀行に要めなば、其成功疑ひなく低利で無限の融通を受け、福井の大富源を開拓すべきであると諄々道理を説いたので、某氏は大に悟り至急救濟運動を起すから、何分應援を乞ふと云つて分れたが之ぞ羽二重融資問題の發端である。

翁は約束の如く此問題に早速思案を運らし、時しも四日市の米券に對し、日本銀行名古屋支店は再割引の形式を以て、四日市の銀行に融通して居たの

で、此方法により福井の糸羽二重にも、日銀から再割引せしむるならば、低利の資金は潤澤に回送せらる可しと考へ東上、山本日本銀行總裁及び高橋副總裁に意見を陳述し、正金其の他の銀行にも、福井機業救済の必要な所以を力説し、切に國家の爲め考慮せられんことを求めた。

所が、肝腎福井の機業家は、翁の所説を理解せず代議士や政治家に相談したので、此救済運動は一種の政治運動となり、畑達ゐの伊藤博文公や、大隈伯に持込んだので、問題の趣旨が分らなくなり、夫がため遂に日本銀行にも誤解せられたのみならず、福井の商業會議所は日本銀行の性質すら理解せないと見え、恰かも日本銀行から、直接に糸羽二重擔保で貸し出しを行ふ如く誤解し、一步進んだ積りで福井には信すべき銀行が一ツもないと云ふ理由を以て、日本銀行支店の設置運動を遣るに至つた。夫れを聞いた金澤富山の商業會議所が飛出して、之れに對抗したから、福井金澤富山の三地の間に内訌

起り、福井は金澤、富山に反對運動をすれば、金澤は福井、富山に反對する如く、各々他の都會を貶し、大藏省や日銀當局者を抱腹絶倒せしめた滑稽事もあつた。素より日銀支店設置の如きは、一朝一夕に行はる可きものにあらざるを以て、斯は一笑の下に膠なく拒絶された。

始めは焦眉の金融救済運動として起り、夫れが横道へ外れて支店設置騒ぎとなり、其の支店要求の理由にも信すべき銀行がないと言明したから、普通銀行を介せねば取引の出来ない日銀としては、結局出来ない相談となると冷評したので、翁は福井の有志に理由の訂正をさせて、ヤット日銀の諒解を得た程、此救済運動は矛盾を極めたのである。従つて日銀當局は、此運動の馬鹿らしさに、嫌氣を起し、ほゞ同意を與へた翁に對し、一と先づ打切りを言明したので、翁は其感情と事實の分解を訴へて切に北陸視察員の派遣を懇望し漸くにてし夫れが容れられたので、稍々目的達成の曙光を認むるに至つ

た。

日銀の視察員は北陸各地を廻つて、羽二重機業の發達しつゝある状態と、之が金融に窮迫し高利率の資金を運轉せる有様、及び地方銀行の實狀等巨細に調査報告したが、融資の必要は認むるも完全な倉庫のないには、頗る頭腦を悩まし倉庫を設くるにあらざれば再割引の途のないことを斷定したけれど翁は倉庫新設は急場の間に合はず、寧ろ銀行を信用し、銀行の倉庫で一時を凌ぐ外なしと力説し、結局銀行を信用し再割引を行ふことになり、差當り必要な資金として、先づ大和田銀行に對し三十萬圓だけの再割引を實行することになつた。之で以前の固定的資金が此再割引によつて流通化したのであるから羽二重機業救済の大問題も爰に初めて解決したが、當時日銀の公定日歩は一錢八厘であつたから、大和田銀行は之に手数料其他の出費を加味し、二錢四厘で機業家に融資し、夫れまで三錢八九厘の高利であつた福井の金利も忽ち二錢四五厘に低落し、福井の機業家は愁眉を開くに至つたのである。

此結果今まで資金の涸渇に苦んで居た福井が、一朝にして黄金の洪水を見るに至り、羽二重工業は俄然旺盛となり、機業家もドシ／＼原料生系の思惑買ひを試むるに至つた。最初日銀の貸し出しは大和田の三十萬圓に始まり他の銀行の再割も追加し、日銀直接の割引高は八十萬圓であつたが、此再割によつて他所銀行の割引も、盛んに持込まれ新規資金の流入高が約三百萬圓と稱せらるゝに至つた。夫れは日銀が再割引をすると云ふので、確實安全の放資として各銀行共此手形を歓迎し、正金銀行でも多額の割引を行ひ、名古屋大阪の銀行すら、此手形を漁るに至つたので、時恰も相場が日々騰貴し生系の在荷が三千梱から、一躍七千梱に達し一時福井は全く生系の思惑市場となるに至つた。

應て反動は來り先づ兌換券増發による國內物價の騰貴は貿易の逆勢を助長

し、英國對トランスバールの開戦は外資流入の途を絶ち、殊に米國大統領の選舉運動は我生系の輸出減退を來さしめ、市價の如きは前年の半値近くに暴落するも、猶賣行抄々しからず、滔々たる落潮に接し、生系の思惑者は大失敗を招き、延いて福井金澤の金融業者亦忽ち其の影響を受け、斯界に非常な恐慌を來たした。之は全く思惑に過ぎた反動で、大和田銀行も其の渦中に在つた爲め、莫大の損失を免れなかつたが此缺損補填の意味に於て、明治三十二年の夏資本金を三十萬圓に増加して、全額の拂込を了した。

翁は羽二重工業融資の發頭者であり、顯著な功勞者であるが、此反動來により失敗した者は、其の羽二重融資に是非の論をなす者あれど翁が一旦福井の窮迫を救ひ、金融を疏通せしめ利息の大懸隔を永遠に打破した功は没す可からず當業者が資金の得易きに乗じて過大の思惑を爲し、工業家の本分を忘れて、生系賣買により巨利を博せんとするが如き、節制なき餘弊にして、之

を以て翁の功績を輕重するは當らない。若し最初より融資なきに如かずと云ふならば、日本銀行當局も亦批難を免れないが、左様な議論のないと共に、偶々此融資は日本の主要工業に、低利資金融通の先例を開き、後日生系資金融通の如き此例によつて行はれ、日本銀行が地方金融に介意するの端緒を開いたものである。

備考 明治四十一年三月福井縣の本金庫であつた九十二銀行が閉鎖したので、日本銀行の特撰で
大和田銀行福井支店が、敦賀若狹を除く全縣下の國庫事務を引受けた。

よしをとりあしを薙りなばふしの間に

まよふなにはの夢はさめまし

(三輪 執齋)

北陸の大都會金澤に進出す

大和田銀行は基礎鞏固な銀行で、低利に資金を放出し、甚だ商人に便利を與へるとの評判北陸各地に擴がり、既に武生、福井に支店を設置し、尙ほ其の他の都會にも支店設置の意があると云ふので、金澤方面からも頻りに其の實現を希望し來り、殊に前田正名氏は金澤實業家の懇望に餘儀なくされ、屢次翁に金澤金融の幼稚なる次第を説き、之が改善發達の爲めに、努力を吝まないよう一大奮發を望んだが、翁は金澤に對してのみは頗る躊躇する所あり容易に承諾を表せなかつた。

所が明治三十年の秋、前田正名氏は突然翁の令閨に金澤行を勧め、令閨は一切に、翁に同行を促したので、一行は俄かに金澤を遊覽することになつた。

金澤に到れば同市有力者多數の出迎へあり、前田正名氏と共に歓迎會も開かれ、席上金融談を聞かんと云ふ説も出で、翁は無據其の感想を語つたが、豫ねて手筈を定めてあつたのか、有志者は支店設置に適當の場所も選定しあることを告げ、頻りに支店設置の必要を述べ、前田正名氏も亦之に應じて助言せられたので、翁も遂に拒み難く略ぼ同意を表するに至つた。

之が金澤支店設置の動機で、翌日翁は有志者と共に支店設置の場所を檢分し、大體異論がないので、即決主義の翁は、直ちに之が買収を約し、支店設置に取りかゝつた。此時、金澤の銀行家は翁に對して、金澤には金澤の風あり、金澤では日歩四錢で、誰れも異存はないから、此風に従つて金利を維持するが、銀行の爲めに得策なりと告げたので、翁は之に對して、密柑の講釋と云ふのを遣つた。夫れは金澤では、昔しから密柑が大變珍重がられ、鄭重

な饗宴には、何を措いても檳柑を膳に供するので、翁は夫れを捉へて、銀行家を諷刺したものである。其の説に曰はく。

紀州檳柑は、昔しは帆船で遙々大海を廻つて、釜石から犀川を上り、金澤に來たもので、途中多くの日時を費し、到着迄には其過半を腐らすから、遠來の珍味として第一品の料理としたものであるが、今日は鐵道によつて何程でも短時日に遣つて來る。他地方では安い檳柑が澤山あつて、一般の常食に供して居るに、金澤のみが今猶檳柑は貴重なものとし、特別に待遇するのを世間から見て、不思議がつて居る。

之は鐵道交通の開け資金は全國共通となつた場合にも、金澤が獨り舊風を墨守し、銀行家は威張つて四錢日歩を貪つて居る愚を嘲つたもので、即ち他の嚮背如何に拘らず、低資放出の決意を明かにしたものである。

翁は銀行家中の薄利多賣主義者で、到る處此主義によつて銀行の聲價を昂

め、無敵獨歩の勢ひを以て、業務を擴張し人氣を博したのであるから、金澤の在來銀行と反りの合ふ筈がなく、勢ひ競争反目を免れなかつた。之が爲めに金澤在來の七銀行は、大和田銀行の開業匆々一時に預金の引出しを行はしめるなど、種々苦肉の策を講じたが、大和田銀行は恒に多額の準備金を積んで之に備へ、只管顧客の便宜を圖つた。最初より二錢八厘から三錢以内で融資を行ひ、金澤には曾て無つた當座貸越の便法を開き、在らゆる利便を提供したので、忽ち大和田銀行の人氣昂まり、商家は一齊に之を謳歌し、大和田銀行は個人銀行で無限責任であるから、大丈夫なりとの評判高く伴れて預金も續々蝟集し、一時は最高の預金額を示すに至つた。

此間種々の離間中傷行はれ、現に明治三十一年の夏頃、生糸の暴落に際し大和田銀行は福井にて大損失をなせりとの説を傳へ、預金の引出しありたるも、何等の支障なくドシ／＼預金を支拂ひたれば、間もなく舊に復したが、

其の後金澤の櫻谷銀行と云ふ、資本金五萬圓で無限責任の個人銀行が、失敗を暴露し破産となつた結果、債権者が内容を調査した所、五萬圓の拂込が小切手によつて拂はれ、其の儘銀行の金庫にあつたと云ふので『個人銀行は何をするか分らぬ』是程危険なものはないとの同業者の惡宣傳が昂まり、偶々大和田銀行は同一の個人銀行と誤解し、一時に預金の取附が行はれ甚だ迷惑したるも、素より金澤支店全部の預金を支拂ふても、大和田銀行は何等の支障を生ずるものでないから、結局此騒ぎも無事に治まり、爾來金澤支店は再び信用を回復して、依然取引は陪々繁盛を加へ、北陸有數の大銀行支店として、依然勢力を占めて居る。

一心可_三以事_三百君。百心不可_三以事_三一君。

(莊子)

◇◇ 第十九回 ◇◇

株式組織に改め新築を斷行す

大和田銀行は、明治二十五年十一月開業以來、幾多の星霜を閲みして、在らゆる財界の波瀾に遭遇し、能く急變に應ずるの對策を講じ、自衛の途を誤まらざりしのみならず、進んでは武生、福井、金澤、粟田部、大阪の各地に支店を設置し、低利資金の放出を以て、商家に利便を與へ、敏捷迅速に用務を辨し、顧客に接するに、親切丁寧、業務は日に月に發展したので、放資銀行も、社會の信用向上すると共に、預金亦陪々増加し、段々預金銀行となる傾嚮があるから、翁は預金銀行の危険なるを感じ、又恒に預金を借金と見る翁は其の借金が殖へれば夫れだけ心配も多くなるので、何時でも、之を支拂

ひ得べく、準備が肝要だとし、成るべく固定し易き放資を避けると共に、努めて短資を擇びつゝ、警戒を厳にして、日露戦後の恐慌に善處した。

翁は天成の銀行家で、採算に長じ、一見事業の良否を識別し、放資に萬違算なきも、銀行は一代の事業にあらずして、永遠の公共的經濟機關なれば、將來に涉りて、永く遺漏なきの計を樹てねばならぬ。殊に翁は人情に脆く、人から泣き附かれると拒み得ない癖あり。大和田銀行は翁の個人銀行なりとして、屢次翁の許に、融資を頼みに來り、惹いて銀行に累を及ぼす虞れあるので、之を避く可く大正七年十一月株式組織に變更し、資本金を參百萬圓に増加し、同九年九月更に増資して、五百萬圓の資本とした。此組織變更の機會に於て、從來の重なる顧客の恩恵に報ゆべく、總株式の貳割五歩方を、約七百名の取引先きに分割して株主とし、銀行の嚴肅公平を保つべく、役員の大數を此株主中より選任した上、個人銀行の諸勘定を精査更新して、之に引繼いだ。故に新銀行の資産の全部が、活躍しつゝ、あるので、每期多額の利益舉がり、内容は地方稀有の第一流銀行となり、組織完備基礎鞏固、北陸で銀行と云へば、先づ大和田銀行に指を屈するようになった。

世界大戦後の經濟界に對しては、日露戦後の經過に鑑み、財界に一大恐慌の襲來を慮りて嚴に放漫を戒め貸金の固定を避けたのみならず、努めて回收の方策を講じ、一切新會社に關係をせなかつたが、之が爲めに銀行は、資金を持て剩した程で、一時は萬一に備へて公社債とコールで預金の總額を保有しつゝ、あつたと云ふ位である。従つて大正九年の恐慌には鏹一文の損もなく大和田銀行程綺麗に切り抜けた者はないと云はれた。之に就いて翁は曾つて生系暴落の爲めに、福井金澤で十數萬圓の損をした苦がい經驗に懲りて、大警戒を加へたものである。若し此損がなかつたならば、或は日露戦後や世界大戦争で、何百萬圓かの損をする所であつたらうが、生系の損が浸み込んで

大に助かつたと述懐して居た。

創業後六七年間は貸出し方針、假令ば擔保品の識別、信用の調査、放資先の良否等に就いては、不文律を以て一々制限を定めて居たが、翁は明治三十二年の失敗によつて一時銀行業を悲觀し、厳格な規程を設けて行員を取締りつゝあつた。それでも多少の情實は免れ得なかつたので、株式會社となつてからは自他共に嚴密となつて規定も完全に勵行されるようになった。夫れからと云ふものは、銀行の放資は却つて安全となり、翁の最初の悲觀は忽ち一掃せられ、此頃は銀行程安全確實な商賣はないと安心するに至つた。殊に商業の中心である大阪は、何としても資金の調節には、敏速自在で、地方の金融を疎通するに安全且つ至便であると云つて、専ら大阪を利用して居る。

翁の理想は、大和田銀行をして營利の傍ら、社會奉仕を爲さしめんとするに在るが、北陸には既に充分手を伸ばし、京阪にも多少の地盤を有し、此上

は豫ねての希望通り、西比利亞滿蒙の地に新天地を拓かんと意切なるも、露西亞は今猶ほ混沌たる狀況にあり、滿蒙の地亦安定せず、拱手無爲に暮すも不本意なりと、豊富な積立金を利用し、三十五萬圓の巨費を投じて、敦賀灣頭に宏壯偉大な家屋を新築した。之は全く敦賀に目星しい建物なく、西比利亞鐵道を通じて、東西を往來する外國人が、敦賀に來つて、其の陋屋に驚いて居ると云ふことを聞き、敦賀の爲め切めて銀行だけなりと相應の建物とし、多少敦賀の面目を維持せんとの愛郷心に出でたもので、翁が平素社會奉仕的に銀行を營むと云ふ、信條理想を現實にした一例である。

此新築建物は、敷地三百五十五坪六合、建坪延四百三十九坪四合、近世式四階建、屋上まで五十三尺、屋上塔家上端迄七十五尺、屋上は百坪、三階は百五十疊敷、演壇を設け公共用に無料で貸與し、二階は會議室、貴賓室、撞球室、寢室を備へ、貴賓室は來町の貴賓待遇に無償充當し、一階は銀行の事

務室で、地下室を公共の食堂とし、電氣時計のサイレンは一日三回全市に亘つて正確な時間を報ずる等、在らゆる施設を加味して大正十四年四月起工三ヶ年を閲みして竣工したもので、今日は敦賀第一の建物となつて、大和田銀行の發展を表彰して居る。翁は新築落成に際し、左の如き演説をしたが、能く新築の意義を知るに足ると共に、銀行の由來及現狀を明かにするものあるので、最後に之を拔萃することにした。

新築の祝宴は御諒闇中で遠慮致しました。只小資本に不相應な建築をした理由を明にする爲め當銀行の成立趣旨をお話する要がある。私は幼時數學を好み學者にならんと欲したが或人が夫では人に使はるゝ事になるから寧ろ人を使ふて我目的を遂ぐるに熱注せよと勧められ遂に商人となつた次第であるが、明治十七年鐵道は東海、阪神連絡の起點となつたから北陸山陰の米丈けで、一年百萬俵其外雜穀、北海産肥料共輸入激増したるにも拘ら



ず、鐵道といふ洋服は着たものゝ夫に伴ふべき施設即ち厄介な丁髷や下駄穿き式が改まらなかつたと評すべく、此の多數の貨物に對し運送屋は澤山あつても金融機關が舊式で某銀行の支店が消極的に運送屋の一家を限り荷爲替を取組むに止まり當時の金利が日歩二錢ソコ／＼であつたのに荷爲替日歩八錢の高利を取られ而も三日で到着するのに一週間分を徴收し貨物は自己の倉庫内に持込まねば金を貸さず夫も短かい融通をせず半月か一ヶ月ぐらいなので商人は殆んど銀行を應用することが出来なかつたと云へる。土着商人は段々疲弊に陥り又通過貨物が苦しめられながらも鐵道の起點であつた爲めに無爲替を忍んで輸入しつゝあつたのである。我國多くの銀行は士族の保護に端を開いたから株主も役員も多くは士族で御役所式を離れず所謂丁髷が保守されつゝあつたので（都會はそうでもなかつたが敦賀以北は）所謂寄らしむべし親しむべからずの主義であつたから其不便利實に言語に絶したものがあつて、敦賀は殆んど悲境の極に達した。明治廿五年時の知事牧野伸顯氏が之を救濟するの意見を徴せられてから、敦賀としては米の市價を明にする米の取引所の設置及商業に通ずる

人によつて銀行を創立する事が目下の急務であると答へたるに、知事に引張出されて上京し總理大臣たる松方正義氏の面前で之を繰返したるに如何にも名言であるが、取引所丈けは政府の都合で二ヶ年待つて呉れ、敦賀の窮境を打開すべき商業に通じた銀行の設置が急務中の急務であるから君が主力となつて速かに成立せられたしと牧野知事と兩人で強要せられた。自分が銀行を營む杯は夢にも考へて居らぬ所なりしも之れを否めば空論となるから廿五年十月の初めであつたが負けず嫌ひな自分は宜しいと引受けて歸つて敦賀の有志に謀つた所一時は賛成せられたが某銀行の荷爲替八錢を三錢に引落し且運送店悉く取組み得る便宜を開くといふに驚き退かれて相手なしとなつたから已むを得ず家内や小供の名を以て個人銀行（資本十萬圓拂込五萬圓）を出願し知事は願書を携へ上京したから直に許可になる事は申迄もないから其の用意の爲め自分は大阪に帳面其他の書類を整へ且つ銀行の取扱方を傳習して士族銀行とは正反對である吳服屋的前垂式丁稚銀行の新機軸を開くべく人を選び且つ銀行許可の日より荷爲替を取組み得る手段として第一銀行にコルレスボンデンスの豫約申込みたるに未だ世界に

も其例なしと笑はれたるも事實必要を認められ遂に同意を得たのはよいが忽ち五千圓の保證金を要請され廿銀行にも申込みたるに是亦五千圓の保證金を要するので此調子で十ヶ所も取組みば資本金は悉く保證に取られ營業が出来なくなるから牧野さんの口入れで日本銀行の口添ねをして貫ひ右二銀行に一萬圓を差入れた外は少額の約束として無擔保の契約が出来、松方伯の面前で引受けてから丁度卅日目の十一月一日より銀行の許可と同時に開店した。而して荷爲替日歩は三錢とし（短期即ち到着する迄の日限として）運送店は五ヶ所に擴張して多數の取扱を爲したるに大に便利を感じた爲め某銀行も三錢に引落したが荷爲替は悉く當銀行の一手に歸着した（當時此便を興へる爲め金崎迄私設電話を架設して商業者の敏活に應じた）其後我商資を殺いで拂込十萬圓とし肥料商人に便宜融通を興へ貸金を日歩に改め近江商人の手より商權を恢復せしめたこともある。

其後某銀行は店を閉ぢ代りの銀行が生れたが勢ひ當行と同一の扱振となつて始めて愁眉を開き商賣は頓に一轉して繁盛を迎へたから我目的の奉仕の一端を達したが、進んで縣下に及ぼすべき手段として二十九年秋大阪に支

店を設け、北陸支店の資金調節機關たるに備へて愈々明治三十年早春より武生、福井、粟田部に支店を設置して福井、武生の日歩三錢八九厘なりしを日銀に陳情して特別割引の方法により二錢四厘に引落して融通を與へ、續て金澤に支店を設け(二十年秋)是亦四錢の利息を二錢八厘に落して融通を與へたから茲に初めて鐵道の効用を發揮して爾來金利も平準を保ちつゝ、今日に至りしなり(夫迄は大阪二錢二厘、敦賀二錢四厘、福井三錢九厘、金澤四錢以上の大懸隔であつた)

如斯あまり急激な發展の反動として三十二年の糸價暴落に會し大なる失敗に會したので同時に十萬圓を三十萬圓に増資し専ら整理に盡し漸く順調に復した後大正七年三百萬圓の株式組織に改め株數の二割を取引先きの人々に株を分ち、自分は七割強をば引受け大正八年之を五百萬に増資した。基礎は益々堅實になつて利益も段々増加したが、元來が營利を目的とせず奉仕の意味に生れたのであるから何處迄も奉仕といふ事を忘れてはならぬと種々奉仕の事業を考慮しつゝあつたが滿蒙は未だ整はざるものありて手の着け様なく夫迄の間にと考へ出したのが銀行新築の事業であつて、世界公

道の衝にあたつて居る我敦賀の貿易港としては在來の建築頗る貧弱であつて我々が朝鮮人の住宅を見る如く歐州人が我敦賀を見て常に不快不安を抱きつゝある事は屢々耳にする所である。之を卒先改築する亦奉仕の範圍に屬すべきを考へて一昨年春より愈々着手する事になつた。

都會の地なれば立派な家で信用を得る事あるも、敦賀では内實が判つてゐるから立派でも不立派でも信否には關係がないが外人の發着する敦賀の體面上から見ても精々立派にする必要を認め、又銀行では一割一分配當する外七八分方の積立をしつゝあるのであるから此積立を二ヶ年分も投ずれば三十萬以上になる。元來奉仕で成立した事業而も利益の餘分で出来るのであるとして遂に鐵骨石造といふ思ひ切つた不相應な建築をして一面に當地の體面を向上すると同時に不用の部分を公共に供する事とした。即ち三階は公衆の公會に供する事、二階は貴賓の待遇に供する事、地下室は便利な食堂經營者に供する事毎日何回と正確な時間を報ずる機關を設備する事等を兼備するにありて勢ひ多額の費用を投じたのである。即ち此の建築が着手後滿二ヶ年餘で竣工したが此出費に對しては年八朱として積算すれば一

ケ年利息の損が二萬八千圓に達する。所謂夫丈けが敦賀に對する奉仕であるが銀行では建築中既に十萬圓を償却し殘金も追々償却する事になつてゐるから立派な家も程無く償却し盡すから少しも苦しみなくして容易に奉仕の目的を達し得るのである事と御諒解を願つて置もます。自分が三等汽車を乗廻はすのは自ら節し及家族を戒めて徹底的に奉仕の主義を忘れしめぬ主旨に外ならぬのである。尙此銀行社屋の利用法に付ては御研究を願ひ御指導を仰ぎたい。又御取引先きの方々は諒闇中でもあるから唯行内を二十日から廿二日迄に見て貰ひ茶菓を饗する案内状を出した。貯金の方は六千以上の多數であるから招待を出し兼ねるから通帳を持參して貰ひ夫を證として廿三廿四日の二日間行内を案内して茶菓を饗する事にしました。



大和田銀行は株式會社になつてから、一層信用も昂まり利益も多くなつて毎期拂込資本に對する利益率が二割内外で、内一割乃至一割三步を配當し殘りを悉く積立てつゝあつたが、最近に至り非常な金融緩慢となつて遊資に困

つて居る場合であるから、著しく利益が減退して拂込資本に對する利益率は爰二三期間は僅かに壹割四歩餘に過ぎないけれど、夫れでも二十圓拂込みの株式が好況の時代には一時五十圓まで賣買され、昨今の不況時でも賣買されて居る平均値段は三十二圓五十錢位で、六割以上のプレミアムが附て居る。大和田銀行として最も利益の減退した最近の諸計算は左の通りである。(昭和三年上半期末に據る)

第二十期末貸借對照表及損益計算

資 産		負 債	
金 額	預 金	金 額	預 金
現金預ケ金勘定	一、八二〇、一七〇・三三	定期預金	一四、五八、三九・三五七
現 金	一、〇二四、七〇三・〇四二	當 座 預 金	二、一七三、八〇三・二九一
預 け 金	七五、四七・九八〇	特別當座預金	三、四〇四、七六〇・九三〇
(内日本銀行へノ預ケ金)	(七九・三)	通知預金	三三、九八・九八〇
有價證券勘定	一〇、三九七、九四〇・五六〇	定期預金	八、四三六、九三一・九八〇

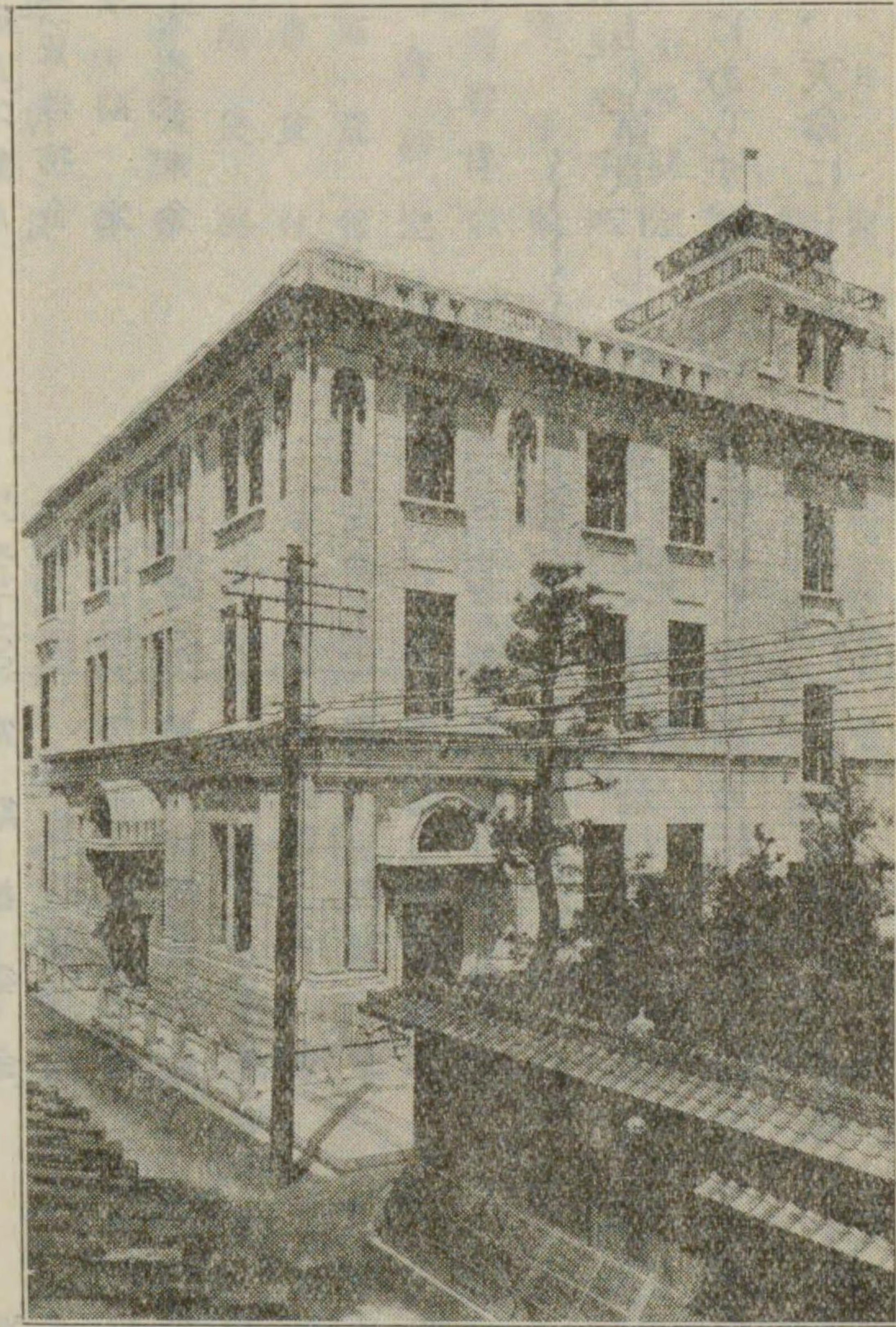
國債	三、五五、三九一・三〇〇	別段預金	一四四、一四四・七〇〇
(内手許在高)	(三、三八九、二九七、九)	日本銀行預金	一五五、六七九、四五六
地方債	二、一九八、四六九・四八〇	他店借	二六四、八〇〇・〇九〇
社債	三、九二一、〇八二・五〇〇	未拂送金爲替	二三、二〇九・八〇〇
株式	七二、九九七・二八〇	支拂承諾	四六、八八四・〇〇〇
割引手形勘定	六九八、〇三九・〇四〇	雜勘定	二〇九、三九一・九八〇
銀行引受手形	八〇、〇〇〇・〇〇〇	未拂配當金	四〇〇・八〇〇
商業手形	五五五、二四二・四一〇	未拂利息其ノ他	一九六、〇八八・四七〇
荷付爲替手形	六二、七六六・六三〇	未經過割引料其ノ他	一〇、六四三・九二〇
貸付金勘定	四、七〇六、一五・六五五	預金利子諸稅	二、二五八・七九〇
手形貸付	一、三二五、七八・七二〇	株主勘定	六、三八六、二四一・九〇〇
證書貸付	七四、九三〇・五五五	資本金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
當座貸越	三、三五、四六・三八〇	法定準備金	三七〇、〇〇〇・〇〇〇
貸付有價證券	一四、九四〇・三七〇	別途積立金	八〇〇、〇〇〇・〇〇〇
他店貸	一七一、一二・四三〇	行員退職慰勞基金	三〇〇、〇〇〇・〇〇〇
代理店貸	三〇、八五〇・一一〇	當期利益金	一八六、二四一・九〇〇
支拂承諾見返	四六、八八四・〇〇〇	(内前期繰越金)	(四一、二二・八一)
不動產不動產勘定	五九二、六七七・九四〇	合計	二、四六八、七五七・二二七

營業用土地、建物、什器	五八、四六・六二〇	損益計算	八五〇、八二一・〇五〇
所有不動產不動產	四八、五三二・一〇〇	當期總益金	四一、二一・八一〇
新築費假拂金	二五、七九・三三〇	内前期繰越金	六六五、五七〇・一五〇
株主勘定	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	當期總預金	一八六、二四一・九〇〇
拂込未濟資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	差引當期利益金	之ヲ處分スルコト左ノ如シ
合計	三、四六八、七五七・二二七	諸積立金	四〇、〇〇〇・〇〇〇
		賞與金	三、〇〇〇・〇〇〇
		配當金(年一割)	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
		後期繰越金	四三、二四一・九〇〇

人もし富貴にして寶を多く貯へ持たば是れ天より我一人にあつくし給ふにあらず、多くの人を救はしめんために、我にさづけたまふと思ひて、天命にしたがひて、つねに仁愛の心をもちて、貧苦なる人をめぐみ、飢饉する者をすくひて、善を行ふを以て樂みとす可し。

(貝原益軒)

新築の大和田銀行



◇◇ 第二十回 ◇◇

貯金銀行を設け貯蓄を奨励す

敦賀は海洋に面した小都會で、自然の感化は冥々の裡に、人間の氣分を大きくしたのみならず、爰に出入來往する者は、所謂板一枚下は地獄と云はれる浮舟によつて、波濤荒き北海を乗り廻した勇者であるから、金費ひの荒いことは云ふ迄もない。彼等は、命冥加を知つても、金の冥加は知らないこと云はれただけ、之を見真似聞き真似する敦賀人は、知らずく其の惡弊に感染して、宵越しの金を費はずと云ふ江戸兒流に、更に勤儉貯蓄の念がない。資本は貯蓄から生れると云ふ原則は、千古の鐵案であるに、平常貯蓄をせないから、敦賀商人は、恒に資本に窮乏して、意の如く商權を伸長せしむるを得